

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年9月30日

【中間会計期間】 2015年度中（自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日）

【会社名】 ユービーエス・エイ・ジー（UBS銀行）
（UBS AG）

【代表者の役職氏名】 グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー
セルジオ P. エルモッティ
（Sergio P. Ermotti, Group Chief Executive Officer）
エグゼクティブ・ディレクター ジャン - ピエール・マセイ
（Jean-Pierre Mathey, Executive Director）

【本店の所在の場所】 スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45
（Bahnhofstrasse 45, CH-8001, Zürich, Switzerland）
スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェンフォルシュタット1
（Aeschenvorstadt 1, CH-4051, Basel, Switzerland）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 月 岡 崇

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 酒 井 嘉 彦

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」又は「当行」とはユービーエス・エイ・ジー（UBS AG）を、「スイス」又は「スイス連邦」とはスイス連邦共和国を、また「UBS」、「当グループ」又は「UBSグループ」とはUBSグループの持株会社でありユービーエス・エイ・ジーの親会社であるユービーエス・グループ・エイ・ジー（UBSグループAG）及びその連結子会社を指す。
- (注2) 本書に記載されている日本円の換算は、平成27年9月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行本店の対顧客電信直物売買相場の仲値（1スイス・フラン=125.59円）により行われている。
- (注3) 本書の中で、金額及び比率を表示する場合、四捨五入している場合がある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

平成27年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第1 本国における法制等の概要」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) UBS AG(連結ベース、国際財務報告基準(IFRS)に基づく開示)

(単位：百万スイス・フラン(億円))

(連結)	以下の日現在又は 以下の日に終了した6ヶ月間			以下の日現在又は 以下の日に終了した1年間	
	2015年 6月30日	2014年 6月30日	2013年 6月30日	2014年 12月31日	2013年 12月31日
営業収益合計	16,644 (20,903)	14,405 (18,091)	15,164 (19,044)	28,026 (35,198)	27,732 (34,829)
営業費用合計	12,254 (15,390)	11,794 (14,812)	12,697 (15,946)	25,557 (32,097)	24,461 (30,721)
継続事業からの税引前利益/(損失)	4,391 (5,515)	2,611 (3,279)	2,467 (3,098)	2,469 (3,101)	3,272 (4,109)
UBS AG株主に帰属する当期純利益/(損失)	3,201 (4,020)	1,846 (2,318)	1,678 (2,107)	3,502 (4,398)	3,172 (3,984)
資産合計	951,528 (1,195,024)	982,605 (1,234,054)	1,129,071 (1,418,000)	1,062,327 (1,334,176)	1,013,355 (1,272,673)
UBS AG株主に帰属する持分	51,685 (64,911)	49,532 (62,207)	47,073 (59,119)	52,108 (65,442)	48,002 (60,286)
利益剰余金	26,241 (32,956)	26,322 (33,058)	22,975 (28,854)	22,902 (28,763)	20,608 (25,882)
資本金	386 (485)	384 (482)	384 (482)	384 (482)	384 (482)
希薄化後1株当たり利益 (スイス・フラン(円))	0.83 (104)	0.48 (60)	0.44 (55)	0.91 (114)	0.83 (104)
普通株式等Tier 1 自己資本比率(%、フェーズ・イン・ベース)(注)	18.5	18.2	16.2	19.9	18.5
普通株式等Tier 1 自己資本比率(%、完全適用ベース)(注)	15.6	13.5	11.2	14.2	12.8
総自己資本比率 (%、フェーズ・イン・ベース) (注)	23.8	23.9	20.6	25.6	22.2
総自己資本比率 (%、完全適用ベース)(注)	20.2	18.1	13.5	19.0	15.4
リスク加重資産 (フェーズ・イン・ベース)(注)	212,173 (266,468)	229,908 (288,741)	242,626 (304,714)	221,150 (277,742)	228,557 (287,045)
リスク加重資産 (完全適用ベース)(注)	210,400 (264,241)	226,736 (284,758)	239,182 (300,389)	217,158 (272,729)	225,153 (282,770)

営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	-10,408 (-13,071)	5,799 (7,283)	31,857 (40,009)	8,426 (10,582)	50,959 (63,999)
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	-15,673 (-19,684)	5,308 (6,666)	1,894 (2,379)	2,596 (3,260)	5,457 (6,853)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	11,799 (14,818)	-5,559 (-6,982)	-21,412 (-26,891)	2,081 (2,614)	-47,555 (-59,724)
現金及び現金同等物期末残高	96,838 (121,619)	101,702 (127,728)	113,159 (142,116)	126,980 (159,474)	105,266 (132,204)
従業員数(人)(正社員相当)	59,648	60,087	60,754	60,155	60,205

(注) スイスのシステミックな関係にある銀行(SRB)に適用あるバーゼル の枠組みに基づいている。

(2) UBS AG (単体ベース) (スイスにおける会計原則及び法律に基づく。)

(単位: 百万スイス・フラン(億円))

	以下の日現在又は 以下の日に終了した6ヶ月間			以下の日現在又は 以下の日に終了した1年間	
	2015年 6月30日	2014年 6月30日(注)	2013年 6月30日(注)	2014年 12月31日(注)	2013年 12月31日(注)
営業利益 / (損失)	2,858 (3,589)	2,326 (2,921)	2,647 (3,324)	5,911 (7,424)	3,877 (4,869)
特別項目及び 税引前利益 / (損失)	937 (1,177)	1,618 (2,032)	1,337 (1,679)	3,267 (4,103)	1,365 (1,714)
当期純利益 / (損失)	1,334 (1,675)	2,008 (2,522)	1,631 (2,048)	7,849 (9,858)	2,753 (3,457)
営業収益	9,192 (11,544)	9,246 (11,612)	9,443 (11,859)	18,425 (23,140)	17,074 (21,443)
資産合計	499,202 (626,948)	727,473 (913,633)	739,946 (929,298)	777,893 (976,956)	715,917 (899,120)
株主に帰属する持分	42,078 (52,846)	36,528 (45,876)	34,283 (43,056)	42,376 (53,220)	35,437 (44,505)
資本金	386 (485)	384 (482)	384 (482)	384 (482)	384 (482)

(注) 2014年6月30日、2013年6月30日、2014年12月31日及び2013年12月31日に表示される金額には、2015年4月1日付でUBS AGからUBSスイスAGに移転されたスイス国内勘定に計上されるリテール&コーポレート事業及びウェルス・マネジメント事業の業績が含まれている。

2【事業の内容】

平成27年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 企業の概況 3 事業の内容」に記載されている内容につき、以下に記載する事項を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

2015年6月14日、UBS AGはスイス国内勘定に計上されるリテール&コーポレート事業及びウェルス・マネジメント事業をUBSスイスAGに移転した。UBSスイスAGは、2014年9月3日にUBS AGの完全子会社として設立された。

3【関係会社の状況】

平成27年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載されている内容につき、以下に記載する事項を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

上記「2 事業の内容」に記載の通り、当該半期中にUBSスイスAGはUBS AGの主要な子会社になった。

名称：	UBSスイスAG (UBS Switzerland AG)
住所：	スイス国、チューリッヒ市、CH-8001、バーンホフストラッセ45 (Bahnhofstrasse 45, CH-8001 Zürich, Switzerland)
資本金：	10,000,000.00スイス・フラン
事業の内容：	スイス国内勘定に計上されるリテール&コーポレート事業及びウェルス・マネジメント事業
当該子会社の議決権に対する 提出会社の所有割合：	100%
取締役及び役員：	UBS AGのグループ執行役員会の構成員のうち3名がUBSスイスAGの取締役を兼任している。更に、UBS AGのグループ執行役員会の構成員のうち別の1名がUBSスイスAGの執行役員会の構成員を兼任している。

4【従業員の状況】

従業員数(2015年6月30日現在の常勤換算)

	(人)
ウェルス・マネジメント	10,257
ウェルス・マネジメント・アメリカズ	13,235
リテール&コーポレート	5,086
グローバル・アセット・マネジメント	2,434
インベストメント・バンク	5,192
コーポレート・センター	23,443
UBS AG及びその子会社	59,648

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

UBS AGのセグメント報告に関する情報については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の「中間連結財務書類に対する注記」の注記2を参照のこと。

UBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の比較

下記の表は、UBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）との間における、2015年6月30日現在又は当該日に終了した各期間の主要な財務、資本及び流動性並びに資金調達情報の差異を表している。かかる差異は、以下の事項に関連して発生している。

- UBSグループAGに関連する資産、負債、営業収益、営業費用及び税引前営業利益は、UBSグループAGの連結財務書類には反映されているが、UBS AGの連結財務書類には反映されていない。UBSグループAGとの取引に関連するUBS AGの資産、負債、営業収益及び営業費用は、UBS AGの連結財務書類では消去の対象ではないが、UBSグループAGの連結財務書類では消去されている。
- 国際財務報告基準（IFRS）に基づき両財務書類に適用される会計方針は同一である。しかしながら、UBS AG株式のごく一部が依然として非支配株主により保有されていること、またUBS AGが発行する優先証券に関連する表示要件が異なることに起因して、資本と純利益については差異が存在する。
- UBSグループAG（連結）の資本合計には、UBS AGに対する非支配持分が含まれる。株主に帰属する持分におけるUBSグループAGとUBS AGとの間の連結持分の差異の大部分は、この非支配持分に関連している。UBS AGの少数株主に帰属する純利益は、UBSグループAGの連結損益計算書では非支配持分に帰属する純利益として表示されている。
- UBS AGが発行する優先証券は、UBSグループAGの連結貸借対照表では非支配持分に帰属する持分として表示されているが、UBS AGの連結貸借対照表では、これらの優先証券は優先証券保有者に帰属する持分として表示することが求められている。
- UBS AG（連結）の完全適用ベースの総自己資本は、UBSグループAG（連結）のそれと比較して少額である。これは、より少額の追加Tier 1（AT1）自己資本及びより少額のTier 2自己資本を反映したものであるが、より多額のCET1自己資本により一部相殺されている。CET1自己資本における差異は、主に報酬関連の規制資本の見越計上額、負債及び資本調達商品に起因しており、これらは当グループの従業員繰延報酬制度の付与者としての機能がUBS AGからUBSグループAGに移管したことを受け、UBSグループAGレベルで反映されている。AT1自己資本における差異は、AT1資本債券の発行及びUBSグループAGレベルで保有されていた2014年度繰延コンティンジェント・キャピタル・プラン（DCCP）報奨に関連している。Tier 2自己資本における差異は、UBSグループAGレベルで保有されていた2012年度及び2013年度DCCP報奨に関連している。

[次へ](#)

UBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の比較

単位：百万スイス・フラン (別掲されている場合を除く。)	2015年6月30日現在又は 当該日に終了した3ヶ月間				2015年3月31日現在又は 当該日に終了した3ヶ月間				2014年12月31日現在又は 当該日に終了した3ヶ月間			
	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異 (絶対的)	差異 (%)	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異 (絶対的)	差異 (%)	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異 (絶対的)	差異 (%)
損益計算書												
営業収益	7,818	7,784	34	0	8,841	8,860	(19)	0	6,746	6,745	1	0
営業費用	6,059	6,087	(28)	0	6,134	6,167	(33)	(1)	6,342	6,333	10	0
税引前営業利益 / (損失)	1,759	1,698	61	4	2,708	2,693	15	1	404	412	(8)	(2)
純利益 / (損失)	1,316	1,255	61	5	2,038	2,023	15	1	919	927	(9)	(1)
内、株主に帰属する純利益 / (損失)	1,209	1,178	31	3	1,977	2,023	(46)	(2)	858	893	(36)	(4)
内、優先証券保有者に帰属する純利益 / (損失)	0	76	(76)	(100)	0	0	0	0	31	31	0	0
内、非支配持分に帰属する純利益 / (損失)	106	1	105		61	0	61		29	2	27	
貸借対照表												
資産合計	950,168	951,528	(1,360)	0	1,048,850	1,050,122	(1,272)	0	1,062,478	1,062,327	151	0
負債合計	896,915	897,966	(1,051)	0	993,194	994,379	(1,185)	0	1,008,110	1,008,162	(52)	0
資本合計	53,253	53,562	(309)	(1)	55,656	55,742	(86)	0	54,368	54,165	203	0
内、株主に帰属する持分	50,211	51,685	(1,474)	(3)	52,359	53,815	(1,456)	(3)	50,608	52,108	(1,500)	(3)
内、優先証券保有者に帰属する持分	0	1,840	(1,840)	(100)	0	1,889	(1,889)	(100)	0	2,013	(2,013)	(100)
内、非支配持分に帰属する持分	3,042	38	3,004		3,298	39	3,259		3,760	45	3,715	
資本情報（完全適用ベース）												
普通株式等Tier 1自己資本	30,265	32,834	(2,569)	(8)	29,566	31,725	(2,159)	(7)	28,941	30,805	(1,864)	(6)
追加Tier 1自己資本	3,777	0	3,777		3,949	0	3,949		467	0	467	
Tier 2自己資本	10,531	9,613	918	10	10,975	10,038	936	9	11,398	10,451	947	9
総自己資本	44,573	42,447	2,126	5	44,490	41,763	2,727	7	40,806	41,257	(451)	(1)
リスク加重資産	209,777	210,400	(623)	0	216,385	216,893	(508)	0	216,462	217,158	(696)	0

普通株式等Tier 1自己資本比率(%)	14.4	15.6	(1.2)		13.7	14.6	(0.9)		13.4	14.2	(0.8)	
総自己資本比率(%)	21.2	20.2	1.0		20.6	19.3	1.3		18.9	19.0	(0.1)	
レバレッジ比率の分母	944,422	946,457	(2,035)	0	976,934	978,709	(1,775)	0	997,822	999,124	(1,302)	0
レバレッジ比率(%)	4.7	4.5	0.2		4.6	4.3	0.3		4.1	4.1	0.0	
株式情報												
発行済株式数(株)	3,759,320,804	3,858,408,466	(99,087,662)	(3)	3,739,518,390	3,844,560,913	(105,042,523)	(3)	3,717,128,324	3,844,560,913	(127,432,589)	(3)
社外流通株式数(株)	3,663,403,008	3,856,268,548	(192,865,540)	(5)	3,654,259,506	3,835,846,436	(181,586,930)	(5)	3,629,256,587	3,842,445,658	(213,189,071)	(6)
希薄化後1株当たり利益(スイス・フラン)	0.32	0.31	0.01	3	0.53	0.53	0.00	0	0.23	0.23	0.00	0
1株当たり有形資産帳簿価額(スイス・フラン)	12.04	11.78	0.26	2	12.59	12.33	0.26	2	12.14	11.80	0.34	3

[次へ](#)

以下は、UBS AG（連結ベース）の情報ではなく、UBSグループAG（連結ベース）の情報であり、専ら参考情報として記載している。UBS AGの財務情報（連結ベース）はUBSグループAG（連結ベース）の財務情報と大きな差異はないことに留意されたい。

ウェルス・マネジメント

2015年第2四半期の税引前利益は、2015年第1四半期から1億9,500万スイス・フラン減少し、7億5,600万スイス・フランであった。売却益及び事業再編費用を調整後の税引前利益は、取引ベース収益の減少を主因として営業収益が8,200万スイス・フラン減少したことを反映して、8,700万スイス・フラン減少し、7億6,900万スイス・フランであった。調整後の運用資産の純利益率は、3ペーシス・ポイント減少し、32ペーシス・ポイントであった。

業績：2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

営業収益

営業収益合計は、1億6,700万スイス・フラン減少し、20億8,000万スイス・フランであった。2015年第2四半期における当部門のベルギー国内事業の売却益5,600万スイス・フラン及び第1四半期における子会社売却益1億4,100万スイス・フランを調整後の営業収益は、8,200万スイス・フラン減少し、20億2,400万スイス・フランであった。これは主に取引ベース収益が減少したことによるものであった。

受取利息純額は、800万スイス・フラン増加し、5億6,800万スイス・フランであった。これは、主に貸付及び預金からの収益の増加によるものであったが、コーポレート・センター・グループ資産・負債管理（以下「グループALM」ともいう。）からの収益配分額の減少により、一部相殺された。

経常受取報酬純額は、2,700万スイス・フラン増加し、9億7,600万スイス・フランであった。これは料金設定措置によるプラスの影響、投資一任契約及びアドバイザー契約の継続的な増加、並びに平均運用資産の増加を反映しているが、クロスボーダーの資産流出による継続的な影響に伴う収益の減少により一部相殺された。

取引ベース収益は、主として市場活動水準の低下により、全ての地域及びほとんどの商品で減少したため、1億3,000万スイス・フラン減少し、4億5,900万スイス・フランであった。グループALMからの取引ベース収益配分額もまた減少した。

その他の収益は、7,100万スイス・フラン減少し、7,800万スイス・フランであった。これは主に前述した売却益に関連していた。

営業費用

営業費用合計は、2,800万スイス・フラン増加し、13億2,400万スイス・フランであった。事業再編費用6,900万スイス・フラン（前四半期は4,600万スイス・フラン）を調整後の営業費用は、500万スイス・フラン増加して12億5,500万スイス・フランであった。これは主に、一般管理費の増加並びにその他の事業部門及びコーポレート・センターからの正味費用請求額の増加によるものであったが、人件費の減少により一部相殺された。

人件費は、500万スイス・フラン減少し、6億5,600万スイス・フランであった。事業再編費用1,800万スイス・フラン（前四半期は300万スイス・フラン）を調整後の人件費は、2,000万スイス・フラン減少して6億3,800万スイス・フランであった。これは主に、変動報酬費用の減少によるものであった。

一般管理費は、2,300万スイス・フラン増加して1億3,400万スイス・フランであった。事業再編費用1,000万スイス・フラン（前四半期は500万スイス・フラン）に関する調整後の一般管理費は、マーケティング費用の増加を一因として、1,800万スイス・フラン増加し、1億2,400万スイス・フランであった。

他の事業部門及びコーポレート・センターからの業務提供に係る正味費用請求額は、1,200万スイス・フラン減少し、5億3,300万スイス・フランであった。事業再編費用4,100万スイス・フラン（前四半期は3,900万スイス・フラン）を調整後の正味費用請求額は、1,000万スイス・フラン増加した。これは主に、マーケティング費用及び変動報酬費用の増加を主因とするコーポレート・センター・サービスからの費用請求額の増加によるものであったが、グループ技術部門及びグループ・オペレーション部門からの費用請求額の減少により一部相殺された。

費用対収益比率

費用対収益比率は、前四半期の57.7%に対し、63.6%に上昇した。調整後ベースでは、費用対収益比率は、59.4%から62.0%に上昇し、当部門の目標範囲である55%から65%の範囲内に留まった。

新規純資金

当部門のバランスシート及び資本最適化プログラムからのマイナスの影響額66億スイス・フランを除くと、調整後の新規純資金は84億スイス・フランであり、その結果、年率換算の新規純資金増加率は、前四半期の5.8%に対し、第2四半期は3.5%となり、3%から5%の目標範囲内に留まった。第2四半期の調整後の新規純資金は、全地域からの資金流入によりもたらされた。グローバル・ベースでは、超富裕層顧客からの調整後の新規純資金は、前四半期の101億スイス・フランに対し、71億スイス・フランであった。報告ベースでは、新規純資金は18億スイス・フランであった。

運用資産

2015年6月30日現在の運用資産は、250億スイス・フラン減少し、9,450億スイス・フランであった。これは、為替換算のマイナスの影響180億スイス・フラン、市場でのマイナスの業績50億スイス・フラン、及び前述した当部門のベルギー国内事業の売却（新規純資金には影響しなかった。）による30億スイス・フランの減少によるものであったが、20億スイス・フランの新規純資金流入により一部相殺された。

運用資産の利益率

運用資産の純利益率は、7ベース・ポイント低下し、32ベース・ポイントであった。調整後ベースでは、前述した売却益及び事業再編費用を除くと、運用資産の純利益率は、3ベース・ポイント低下し、32ベース・ポイントであった。

運用資産の粗利益率は、5ベース・ポイント低下し、87ベース・ポイントであり、調整後ベースでは、1ベース・ポイント低下し、85ベース・ポイントであった。

従業員：2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

ウェルス・マネジメント部門の従業員数は、2015年3月31日現在の10,366名に対し、2015年6月30日現在では10,257名であった。

顧客アドバイザーの数は、一定の人数が顧客アドバイザーから非顧客対応人員に分類変更されたことにより247名減少し、4,079名であった。更に、この減少は、実績が伴わないアドバイザーの削減及び前述した当部門のベルギー国内事業の売却によるものでもあった。

非顧客対応人員の数は、前述した分類変更を主因として、138名増加増加し、6,178名であった。

業績：2015年上半年期と2014年上半年期の比較

2015年上半年期の税引前利益は、7億3,300万スイス・フラン増加し、17億700万スイス・フランであった。2015年上半年期における前述した売却益及び事業再編費用を調整後の税引前利益は、5億7,300万スイス・フラン増加し、16億2,500万スイス・フランであった。調整後の営業収益は、2億6,500万スイス・フラン増加し、調整後の営業費用は、3億700万スイス・フラン減少した。

営業収益合計は、4億6,200万スイス・フラン増加し、43億2,700万スイス・フランであった。2015年上半年期における前述した売却益を調整後の営業収益は、主として受取利息純額の増加、経常受取報酬純額の増加及び取引ベース収益の増加により、2億6,500万スイス・フラン増加し、41億3,000万スイス・フランであった。受取利息純額は、主として貸付業務収益の増加、グループALMからの収益配分額の増加により、1億1,500万スイス・フラン増加し、11億2,800万スイス・フランであった。経常受取報酬純額は、1億600万スイス・フラン増加し、19億2,500万スイス・フランであった。かかる増加は、投資一任契約及びアドバイザー契約の継続的な増加、料金設定措置のプラスの影響及び平均運用資産の増加を反映しているが、クロスボーダーの資産流出による継続的な影響に伴う収益の減少により一部相殺された。取引ベース収益は、アジア太平洋地域及びスイスでの増加を受けて、3,400万スイス・フラン増加し、10億4,800万スイス・フランであったが、新興市場及びヨーロッパにおける減少により一部相殺された。全体として増加したのは、主に外

国為替取引からの収益及び運用委託契約からの収益に関連しており、債券現金商品からの収益の減少により一部相殺された。2015年上半期の実績には、2014年下半期に導入された新しい報酬の枠組みに基づく顧客の乗換え及び紹介に関してリテール&コーポレートに支払われたフィーが含まれていた。その他の収益は、主に前述した売却益により、2億1,100万スイス・フラン増加し、2億2,700万スイス・フランであった。

営業費用合計は、2億7,000万スイス・フラン減少し、26億2,100万スイス・フランであった。事業再編費用1億1,500万スイス・フラン（前年上半期は7,800万スイス・フラン）を調整後の営業費用は、3億700万スイス・フラン減少して25億600万スイス・フランであった。これは主に、訴訟、規制及びそれと同種の事項に係る引当金が3億5,200万スイス・フラン減少したことを反映しているが、調整後の人件費が7,600万スイス・フラン増加したことによって一部相殺された。

貸借対照表及び資本最適化プログラム

2015年上半期に、ウェルス・マネジメントは、その事業を新しい規制及び金利環境に適合させるために、レバレッジ比率基準（以下「LRD」という。）及び流動性カバレッジ比率（以下「LCR」という。）の最適化を目的としたグローバルなプログラムを開始した。これは、特に高品質流動資産の維持に係る関連費用がLCRに組み込まれているアウトフローの規制上の仮定条件を満たす必要があると仮定して、当部門の業績に対する低い金利、場合によってはマイナスの金利による影響を反映している。当部門は、特に運用していない預金に焦点を当てて、運用資産に関する短期預金の割合が大きい顧客の多くを対象に価格設定を変更した。当部門は、当該顧客に対し、預金残高を現金及び投資運用商品に置き換えるか、あるいは既存商品の価格の再設定を検討するオプションを提供した。大部分の顧客は、当部門との関係を続けることを選択した。しかしながら、当部門は、影響を受けた顧客に関し、66億スイス・フランの新規純資金流出及び123億スイス・フランの顧客預金の減少を計上した。当部門では、第3四半期に約40億スイス・フランの追加の資金流出が予想されている。

全体としては、当該プログラムは当部門の事業に関し、LRD及び高品質流動資産に関する条件を引き下げた。当該プログラムの対象である顧客は、当部門に対し最小の経済的収益をもたらし、その後第2四半期における当部門の取り組みにより、維持された顧客関係に基づく経済的収益は著しく改善した。

ウェルス・マネジメント・アメリカズ

2015年第2四半期の税引前利益は、第1四半期の2億6,800万米ドルに対し、2億500万米ドルであった。両四半期における事業再編費用を調整後の税引前利益は、2億9,300万米ドルから2億3,100万米ドルに減少した。これは主に営業費用の増加に起因するが、営業収益の増加により一部相殺された。新規純資金流出額は、主に季節的な所得税の支払に伴う顧客による預金の引出しを反映し、前四半期が純資金流入額48億米ドルであったのに対し、7億米ドルであった。

業績：2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

営業収益

営業収益合計は、運用勘定の手数料の継続的な増加及び受取利息純額の増加により、4,600万米ドル増加し、19億4,700万米ドルであった。

受取利息純額は、2,400万米ドル増加し、3億100万米ドルであった。これは主に、貸出及び預金の残高が継続的に増加し、特定の不動産担保証券に関する更新された将来キャッシュ・フロー予測から生じた売却可能金融投資ポートフォリオにおけるスプレッドの上昇及び償却原価基盤の上昇を受けて、当該ポートフォリオからの収益が増加したことによる。抵当貸付ポートフォリオ及び証券担保貸付ポートフォリオの平均残高は、それぞれ3%増加した。

経常受取報酬純額は、主に前四半期末の、増加した運用資産水準に基づき算定された運用勘定の手数料が4%増加したことにより、3,100万米ドル増加し、12億1,700万米ドルであった。

営業費用

営業費用合計は、1億1,000万米ドル増加し、17億4,300万米ドルであった。調整後ベースの営業費用は、1億900万米ドル増加し、17億1,700万米ドルであった。

人件費は、1,400万米ドル増加し、11億9,900万米ドルであった。この増加は、主として業績連動型報酬の増加及び補償関連の収益の増加を反映したファイナンシャル・アドバイザーの報酬の増加を主因としていたが、ファイナンシャル・アドバイザー以外の従業員の変動報酬費用の減少により一部相殺された。

一般管理費は、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金並びにその他の引当金が7,100万米ドル増加したのに加え、弁護士費用が2,100万米ドル増加したことにより、8,700万米ドル増加し、2億1,300万米ドルであった。

事業再編費用2,600万米ドル（前四半期は2,500万米ドル）を調整後のその他の事業部門及びコーポレート・センターからの正味費用請求額は、コーポレート・センター - サービスからの費用請求額の増加を反映して、700万米ドル増加した。

費用対収益比率

費用対収益比率は、前四半期の85.9%に対し、89.5%であった。事業再編費用を調整後の費用対収益比率は、前四半期の84.6%に対し、第2四半期は88.2%で、75%から85%の当部門の目標範囲を上回った。

新規純資金

年率換算の新規純資金増加率は、前四半期の1.9%に対し、マイナス0.3%で、2%から4%の目標範囲を下回った。新規純資金流出額は、7億米ドルであった。これは主に、1年超UBSに雇用されているファイナンシャル・アドバイザーに関する純資金流出を反映しているが、これは主に季節的な所得税の支払に伴う顧客による預金の引出し（約39億米ドル）によるものである。前四半期の新規純資金は、48億米ドルであった。利息及び配当収入を算入すると、新規純資金は、前四半期の103億米ドルに対し、第2四半期は51億米ドルであった。

運用資産

運用資産は、50億米ドルの市場でのマイナスの業績及び10億米ドルの新規純資金流出を反映して50億米ドル減少し、1兆450億米ドルであった。運用勘定の資産は、10億米ドル増加し、3,570億米ドルとなり、2015年6月30日現在、運用勘定の資産が運用資産合計に占める割合は、2015年3月31日現在から横ばいの34%であった。

運用資産の利益率

運用資産の純利益率は、2ベース・ポイント低下し、8ベース・ポイントであり、調整後の運用資産の純利益率は、2ベース・ポイント低下し、9ベース・ポイントであった。運用資産の粗利益率は、経常収益の粗利益率の1ベース・ポイントの上昇を反映して、1ベース・ポイント上昇し、74ベース・ポイントであった。

従業員：2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

2015年6月30日現在、ウェルス・マネジメント・アメリカズの従業員数は、主にファイナンシャル・アドバイザーの減少を反映して、2015年3月31日現在から40名減の13,235名であった。

業績：2015年上半年期と2014年上半年期の比較

2015年上半年期の税引前利益は、前年同期の5億1,000万米ドルに対し、4億7,300万米ドルであった。事業再編費用を調整後の税引前利益は、600万米ドル減少し、5億2,400万米ドルであった。これは主に、営業費用の上昇を反映していたが、経常受取報酬純額の増加及び受取利息純額の増加により一部相殺された。

営業収益合計は、主に運用資産水準の上昇に関する運用勘定の手数料が増加したことによる経常受取報酬純額の増加（1億2,200万米ドル）により、8,400万米ドル増加し、38億4,800万米ドルであった。更に、受取利息純額は、貸出及び預金の残高の継続的な増加を反映して、6,800万米ドル増加した。この増加は、取引ベース収益が、主に顧客活動の鈍化により、7,900万米ドル減少し、8億5,700万米ドルとなったことにより一部相殺された。正味貸倒引当金繰入額は、前年同期に正味貸倒引当金戻入額が1,700万米ドルであったのに対し、ゼロであった。前年には、単一の顧客に対する貸倒引当金の全額戻入れ並びにプエルトリコ地方債及び関連ファンドによって担保された証券担保貸付枠の貸倒引当金の戻入が含まれていた。

営業費用は、1億2,100万米ドル増加し、33億7,500万米ドルであり、事業再編費用を除くと、9,000万米ドル増加し、33億2,400万米ドルであった。人件費は、主に補償関連の収益の増加に関連してファイナンシャル・アドバイザーの報酬が3,200万米ドル増加したことにより、5,100万米ドル増加し、23億8,300万米ドルであった。採用時にファイナンシャル・アドバイザーに付与した報酬コミットメントに関する費用は、1,000万米ドル増加し、3億7,400万米ドルであった。給与及びその他の人件費は、900万米ドル増加し、5億2,700万米ドルであった。一般管理費は、主に弁護士費用の増加により、4,700万米ドル増加し、3億3,900万米ドルであった。事業再編費用5,100万米ドル（前年上半期は2,000万米ドル）を調整後のその他の事業部門及びコーポレート・センターからの正味費用請求額は、900万米ドル減少して、5億7,400万米ドルであった。

リテール&コーポレート

2015年第2四半期の税引前利益は、第1四半期の4億2,700万スイス・フランに対し、3億9,700万スイス・フランであった。事業再編費用を調整後の税引前利益は、2,900万スイス・フラン減少して4億1,400万スイス・フランであった。これは収益が4,400万スイス・フラン減少したことによるものであったが、貸倒引当金繰入額が1,700万スイス・フラン減少したことにより一部相殺された。当社のリテール業務の年率換算の新規純業務取扱高増加率は、前四半期から横ばいの3.1%であった。

業績：2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

営業収益

営業収益合計は、2,700万スイス・フラン減少して、9億5,200万スイス・フランであった。これは主に取引ベース収益及び受取利息純額の減少を反映するものであったが、貸倒引当金繰入額の減少及びその他の収益の増加により一部相殺された。

受取利息純額は、800万スイス・フラン減少して、5億6,000万スイス・フランであった。コーポレート・センター - グループ資産・負債管理（グループALM）からの収益配分額は、低金利環境を反映した当グループの株式投資からの収益の減少及び高品質の流動資産に関する費用の増加により減少した。貸付及び預金からの受取利息純額はほぼ横ばいであった。

経常受取報酬純額は、1億3,500万スイス・フランで概ね横ばいであった。

取引ベース収益は、4,300万スイス・フラン減少し、2億4,100万スイス・フランであった。これは主に、モーゲージ・ローンに関連するポートフォリオ金利リスクの公正価値ヘッジからのヘッジ非有効性利益が前四半期の業績に含まれていたことに一部起因する、グループALMからの収益配分額の減少によるものであった。更に、外国為替取引からの収益が減少したが、クレジットカード関連収益の増加により一部相殺された。

その他の収益は、その他の管理サービスに関する収益の増加を反映して、800万スイス・フラン増加し、2,100万スイス・フランであった。

2015年第2四半期の正味貸倒引当金繰入額は、前四半期の2,100万スイス・フランに対し、400万スイス・フランであった。

営業費用

営業費用合計は、300万スイス・フラン増加し、5億5,500万スイス・フランであった。事業再編費用1,700万スイス・フラン（前四半期は1,600万スイス・フラン）を調整後の営業費用は微増し、5億3,800万スイス・フランであった。これは主に、一般管理費の増加を反映しており、人件費の減少並びにその他の事業部門及びコーポレート・センターからの正味費用請求額の減少により一部相殺された。

人件費は、主に未取得休暇に係る見越計上の戻入に係るクレジット（前四半期は費用であった。）を反映して、500万スイス・フラン減少し、2億2,100万スイス・フランであった。

一般管理費は、主に法人顧客及び機関投資家顧客向け事業における引当金の増加により、1,100万スイス・フラン増加し、6,400万スイス・フランであった。

その他の事業部門及びコーポレート・センターからの正味費用請求額は、僅かに減少して、2億6,500万スイス・フランであった。

費用対収益比率

費用対収益比率は、55.2%から58.1%に増加した。事業再編費用を調整後の費用対収益比率は、前四半期の53.6%から56.3%に増加し、50%から60%の当部門の目標範囲内に留まった。

純利息マージン

純利息マージンは、主に受取利息純額の減少を反映し、1ベース・ポイント低下して164ベース・ポイントで、140ベース・ポイントから180ベース・ポイントの当部門の目標範囲内に留まった。

リテール業務の新規純業務取扱高増加率

当部門のリテール業務の年率換算の新規純業務取扱高増加率は、3.1%で、1%から4%の当部門の目標範囲内に留まり、前四半期から横ばいであった。

新規純顧客資産はプラスであったが、新規ローンによる純資金は、僅かにマイナスであった。選択的に優良な貸出業務を増加させることが当グループの戦略である。

従業員：2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

リテール&コーポレート部門の従業員数は、2015年3月31日現在の5,157名に対し、従業員数の季節的な変動を反映して、2015年6月30日現在は5,086名であった。

業績：2015年上半期と2014年上半期の比較

税引前利益は、8,400万スイス・フラン増加し、8億2,400万スイス・フランであった。事業再編費用3,300万スイス・フラン（前年上半期は2,700万スイス・フラン）を調整後の税引前利益は、9,000万スイス・フラン増加して8億5,700万スイス・フランであった。これは主に、営業収益9,000万スイス・フランの増加及び営業費用3,000万スイス・フランの減少を反映したものであったが、貸倒引当金繰入額2,900万スイス・フランの増加により一部相殺された。

営業収益合計は、6,100万スイス・フラン増加し、19億3,100万スイス・フランであった。これは主に、受取利息純額が、グループALMから配分された受取利息純額の増加及び貸出マージンの上昇を主因として、6,500万スイス・フラン増加して11億2,800万スイス・フランとなったことによる。預金マージンもまた、当部門の料金設定措置を反映して上昇したが、継続する低金利環境が当グループの複製ポートフォリオに引き続き悪影響を与えたことにより一部相殺された。これは、受取利息純額にマイナスの影響を及ぼした平均預金残高の減少により一部相殺された。

経常受取報酬純額は、主に発行済カバード・ボンドに関する担保提供のためグループALMから配分された受取報酬の減少及び資産以外をベースとする商品からの収益の減少により、1,400万スイス・フラン減少し、2億6,900万スイス・フランであった。

取引ベース収益は、主に、2014年下半期に導入された新しい報酬の枠組みに基づき、2015年上半期の業績には顧客の乗換え及び紹介に関するウェルス・マネジメントからのフィーが含まれていたことに加え、外国為替取引からの収益が増加したことにより、4,400万スイス・フラン増加して5億2,500万スイス・フランであった。

貸倒引当金は、前年同期に400万スイス・フランの戻入（一般貸倒引当金1,000万スイス・フランの戻入が含まれていた。）を計上したのに対し、2,500万スイス・フランの繰入を計上した。

営業費用は、2,400万スイス・フラン減少し、11億600万スイス・フランであった。事業再編費用3,300万スイス・フラン（前年同期は2,700万スイス・フラン）を調整後の営業費用は、3,000万スイス・フラン減少して10億7,300万スイス・フランであった。これは、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金6,100万スイス・フランの減少を反映したものであったが、2014年上半期のマーケティングに関する見込計上の1回限りの戻入により一部相殺された。

グローバル・アセット・マネジメント

税引前利益は、2015年第1四半期の1億6,800万スイス・フランに対し、2015年第2四半期は1億3,000万スイス・フランであった。事業再編費用を調整後の税引前利益は、主に実績報酬の減少により、第1四半期

の1億8,600万スイス・フランに対し、第2四半期は1億3,400万スイス・フランであった。マネー・マーケット・フローを除くと、新規純資金流入額は、前四半期の75億スイス・フランに対し、83億スイス・フランであった。

業績：2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

営業収益

営業収益合計は、前四半期の5億1,100万スイス・フランに対し、4億7,600万スイス・フランであった。実績報酬は、主としてオコナー及びA&Qにおいて、最大値としての実績報酬適格資産が、2015年3月31日現在の90%超から2015年6月30日現在約60%となり、4,800万スイス・フラン減となった。運用手数料純額は、上場ファンドの増資に起因して、主として、従来型運用業務、既存商品に対する新たなコミットメントからのインフラ及びプライベート・エクイティ業務並びにグローバル不動産業務に関し、1,300万スイス・フラン増加した。

2015年第2四半期に、当グループは当部門のオータナティブ・ファンド・サービスズ(Alternative Fund Services)を三菱UFJフィナンシャル・グループのインベスター・サービスズに売却することに合意した。

営業費用

営業費用合計は、前四半期の3億4,300万スイス・フランに対し、第2四半期は3億4,600万スイス・フランであった。事業再編費用400万スイス・フラン(前四半期は1,800万スイス・フラン)を調整後の営業費用は、1,700万スイス・フラン増加し、3億4,200万スイス・フランであった。

人件費は、主として変動報酬費用の増加により、800万スイス・フラン増加し、1億7,500万スイス・フランであった。

一般管理費は、5,500万スイス・フランで、前四半期から横ばいであった。

事業再編費用(第2四半期は400万スイス・フラン及び第1四半期は1,700万スイス・フラン)を調整後のその他の事業部門及びコーポレート・センターからの正味費用請求額は、主としてグループ技術からの費用請求額の増加により、800万スイス・フラン増であった。

費用対収益比率

費用対収益比率は、前四半期の67.1%に対し、72.7%であった。事業再編費用に関する調整後の費用対収益比率は、前四半期の63.6%に対して71.8%となり、60%から70%の目標範囲を上回った。

新規純資金

年換算の新規純資金増加率は、マネー・マーケット・フローを除くと、前四半期の5.0%に対し、5.5%で、3%から5%の目標範囲を上回った。

マネー・マーケット・フローを除くと、新規純資金流入額は、前四半期の75億スイス・フランに対し、83億スイス・フランであった。顧客層別では、第三者からの純流入額は、前四半期の25億スイス・フランに対して、53億スイス・フランであった。当四半期の純資金流入は、大部分は債券に流入されたが、これは主にアジア太平洋地域の顧客からの流入であり、マルチ・アセットへの流入は、主にスイス及びアジア太平洋地域の顧客からの流入であり、不動産への流入は、主にスイスの顧客からの流入であり、株式への流入は、主にヨーロッパの顧客からの流入であった。UBSのウェルス・マネジメント事業の顧客からの純流入額は、前四半期の51億スイス・フランに対し、30億スイス・フランであった。これは大部分が代替的運用業務に流入されたが、主にスイス及びアジア太平洋地域の顧客からの流入であり、マルチ・アセットへの流入は、主にアジア太平洋地域及びスイスの顧客からの流入であり、株式への流入は、主にアジア太平洋地域の顧客からの流入であったが、債券からの資金流出(主にスイスの顧客からの流出)により一部相殺された。

マネー・マーケットの純流入額は、前四半期の24億スイス・フランの純流出額に対し、7億スイス・フランであった。顧客層別では、第三者からの純流入額は、前四半期の12億スイス・フランの純流入額に対し、17億スイス・フランで、主にアジア太平洋地域及び南北アメリカの顧客からの流出であった。UBSのウェルス・マネジメント事業の顧客からの純流出額は、前四半期の12億スイス・フランに対し、10億スイス・フランであった。

運用資産

運用資産は、2015年3月31日現在の6,610億スイス・フランから、2015年6月30日現在は6,500億スイス・フランに減少した。これは、為替換算のマイナスの影響額150億スイス・フラン及び市場でのマイナスの業績50億スイス・フランによるものであったが、新規純資産流入額90億スイス・フランにより一部相殺された。

2015年6月30日現在、運用資産のうち、2,060億スイス・フラン（32%）が指標連動型ストラテジーで運用され、580億スイス・フラン（9%）が短期金融市場資産であった。残りの59%の運用資産はアクティブ非短期金融市場ストラテジーで運用された。地域別では、運用資産の32%がスイス、25%がヨーロッパ、中東及びアフリカ、22%が南北アメリカ、及び21%がアジア太平洋地域の顧客に関するものであった。

運用資産の利益率

運用資産の純利益率は、前四半期の10ベシス・ポイントに対し、8ベシス・ポイントであった。事業再編費用を調整後の純利益率は、前四半期の11ベシス・ポイントに対し、8ベシス・ポイントであった。

粗利益率は、前四半期の31ベシス・ポイントに対し、29ベシス・ポイントであった。

従業員：2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

グローバル・アセット・マネジメントの従業員数は、主として従来型運用業務のディストリビューション及び商品開発人員に関する増加に伴い、2015年3月31日現在の2,369名に対し、2015年6月30日現在は2,434名であった。

業績：2015年上半年と2014年上半年の比較

税引前利益は、2014年上半年の2億2,800万スイス・フランに対し、2億9,900万スイス・フランであった。2014年上半年における600万スイス・フラン及び2015年同期における2,200万スイス・フランの事業再編費用を調整後の税引前利益は、2014年上半年の2億3,400万スイス・フランに対し、2015年同期は3億2,100万スイス・フランであった。

営業収益合計は、主にグローバル不動産、従来型運用業務、ファンド・サービス並びにインフラ及びプライベート・エクイティの各事業の運用手数料純額の増加を反映して、2014年上半年の9億1,600万スイス・フランに対し、9億8,700万スイス・フランであった。

営業費用合計は、前年同期から横ばいで、6億8,800万スイス・フランであった。2015年上半年の事業再編費用2,200万スイス・フラン（前年同期は600万スイス・フラン）を調整後の営業費用は、1,600万スイス・フラン減であった。これは2014年上半年の業績に訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金並びにその他の引当金4,700万スイス・フランが含まれていたことによるが、2015年上半年の人件費の増加により一部相殺された。

インベストメント・バンク

税引前利益は、第1四半期の7億6,600万スイス・フランに対し、2015年第2四半期は5億5,100万スイス・フランであった。調整後の税引前利益は、前四半期の8億3,600万スイス・フランに対し、6億1,700万スイス・フランであった。これは主に、インベスター・クライアント・サービスにおける3億4,800万スイス・フランの収益の減少が、業績連動型変動報酬費用の減少を主因とする9,400万スイス・フランの営業費用の減少により一部相殺されたことによるものであった。完全適用ベースのリスク加重資産（以下、リスク加重資産を「RWA」ともいう。）は、10億スイス・フラン減少して2015年6月30日現在の630億スイス・フランとなった。

業績：2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

営業収益

営業収益合計は、外国為替、金利及びクレジット部門における顧客活動水準の低下を反映してインベスター・クライアント・サービスにおける収益が3億3,700万スイス・フラン減少したことを主因として、前

四半期の26億5,700万スイス・フランから11%減少し、23億5,500万スイス・フランであった。金融情報サービス会社であるマークイット（Markit）への投資（売却可能金融投資として保有されていた。）を追加で一部売却したことによる利得1,100万スイス・フランを調整後の営業収益は、26億5,700万スイス・フランから減少し、23億4,400万スイス・フランであった。米ドル建てでは、調整後の営業収益は11%減少した。

営業費用

営業費用合計は、前四半期の18億9,100万スイス・フランから5%減少し、18億400万スイス・フランであった。第2四半期の事業再編費用6,600万スイス・フラン及び無形資産の減損損失1,100万スイス・フラン並びに前四半期の事業再編費用7,000万スイス・フランを調整後の営業費用は、主に、業績連動型変動報酬費用の減少により、18億2,100万スイス・フランから減少し、17億2,700万スイス・フランであった。

人件費は、10億800万スイス・フランから9億4,000万スイス・フランに減少した。前四半期の事業再編費用200万スイス・フランを除いた調整後の人件費は、主に、業績連動型変動報酬費用の減少により、10億600万スイス・フランから9億4,000万スイス・フランに減少した。

一般管理費は、1億8,900万スイス・フランから減少し、1億6,200万スイス・フランであった。第2四半期の事業再編費用100万スイス・フラン及び前四半期の事業再編費用200万スイス・フランを除いた調整後の一般管理費は、主に、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金が2,100万スイス・フラン減少したことにより、1億8,700万スイス・フランから減少して、1億6,100万スイス・フランであった。

その他の事業部門及びコーポレート・センターからの正味費用請求額は、6億8,100万スイス・フランから僅かに増加し、6億8,500万スイス・フランであった。事業再編費用6,500万スイス・フラン（前四半期は6,600万スイス・フラン）を調整後の正味費用請求額は、6億1,500万スイス・フランから僅かに増加し、6億2,000万スイス・フランであった。これは主に、インベストメント・バンクが代理して実施した販売及びリスク管理活動に関連する、コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ並びにコーポレート・センター - グループ資産・負債管理（グループALM）からの費用戻入額の減少によるものであった。

費用対収益比率

費用対収益比率は、前四半期の71.2%に対し、76.3%であった。調整後ベースでは、費用対収益比率は、前四半期の68.6%に対し、73.4%で、当部門の目標範囲である70%から80%の範囲内に留まった。

リスク加重資産

完全適用ベースのリスク加重資産（RWA）は、10億スイス・フラン減少し、2015年6月30日現在では630億スイス・フランで、当部門の限度（700億スイス・フラン）内に留まった。

資産

資産は、20億スイス・フラン増加し、2015年6月30日現在では1,760億スイス・フランで、当部門の資産限度（2,000億スイス・フラン）内に留まった。この僅かな増加は、主に、インベスター・クライアント・サービスにおける担保付トレーディング資産及びプライム・ブローカレッジ債権の増加によるものであり、トレーディング・ポートフォリオ資産の減少により一部相殺された。

帰属自己資本利益率

年率換算した2015年上半期の帰属自己資本利益率（RoAE）は36.1%で、調整後ベースでは39.8%であり、当部門の年次目標（15%超）を上回った。第2四半期に係る年率換算の帰属自己資本利益率（RoAE）は30.2%で、調整後ベースでは33.8%であった。

事業別営業収益：2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

コーポレート・クライアント・ソリューション

コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は、債券資本市場業務、株式資本市場業務及びアドバイザリー業務における収益の増加が、金融ソリューション業務及びリスク管理業務における収益の低下により一部相殺されたことにより、7億7,900万スイス・フランから6%増加し、8億2,200万スイス・フランであった。米ドル建てでは、収益は6%増加した。

アドバイザー業務の収益は、主に、第2四半期に合併及び買収取引への参加件数が増加したことにより、1億7,200万スイス・フランから1億8,400万スイス・フランに増加した。

株式資本市場業務の収益は、3億600万スイス・フランから3億3,700万スイス・フランに増加した。これは、手数料収入プールの18%の増加による公募業務からの収益の増加及びプライベート取引からの収益の増加によるものであった。

債券資本市場業務の収益は、1億4,300万スイス・フランから1億8,000万スイス・フランに増加した。これは、市場活動水準の改善によりレバレッジド・ファイナンスの収益が増加したことによるが、手数料収入プールの14%の減少を受けた投資適格債券に係る収益の減少により一部相殺された。

金融ソリューション業務の収益は、仕組金融業務の収益の減少を反映して、前四半期の1億1,900万スイス・フランから減少し、1億600万スイス・フランであった。

リスク管理業務の収益は、主に、前四半期にはポートフォリオ・マクロ・ヘッジに関する収益が含まれていたことにより、3,900万スイス・フランから1,500万スイス・フランに減少した。

インベスター・クライアント・サービス

インベスター・クライアント・サービスの収益は、主に、外国為替、金利及びクレジット部門の収益の減少により、18億7,700万スイス・フランから18%減少し、15億4,000万スイス・フランであった。前述した売却可能金融投資に関する利得1,100万スイス・フランを除くと、調整後の収益は18億7,700万スイス・フランから15億2,900万スイス・フランに減少した。米ドル建てでは、調整後の収益は18%減少した。

株式部門

株式部門の収益は、11億5,600万スイス・フランから11億2,800万スイス・フランに僅かに減少した。これは、株式デリバティブ業務及び現物株式業務における収益の減少によるが、金融サービス業務における収益の増加により一部相殺された。

現物株式業務の収益は、顧客活動水準の低下により手数料収入が減少したことを主因として、前四半期の3億8,300万スイス・フランに対し、3億4,500万スイス・フランに減少した。

株式デリバティブ業務の収益は、当四半期中のボラティリティ及び水準市場活動水準の低下を反映して、3億7,100万スイス・フランから3億3,200万スイス・フランに減少した。

金融サービス業務の収益は、主に活発な顧客活動によりもたらされたエクイティ・ファイナンスにおける収益の増加により、4億800万スイス・フランから4億6,300万スイス・フランに増加した。

外国為替、金利及びクレジット部門

外国為替、金利及びクレジット部門の収益は、7億2,100万スイス・フランから4億1,300万スイス・フランに減少した。上述した売却可能金融投資に関する利得1,100万スイス・フランを除くと、調整後の収益は、7億2,100万スイス・フランから4億200万スイス・フランに減少した。この減少は主に、2015年1月15日付のスイス国立銀行の措置を受けて、前四半期にボラティリティ水準及び顧客活動水準が上昇した結果、外国為替業務及び金利業務の収益が減少したことによるものであった。クレジット業務の収益は、主にフロー事業における顧客活動水準の低下により、僅かに減少した。

従業員：2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

インベストメント・バンク部門の従業員数は、2015年3月31日現在の5,276名に対して84名減少し、2015年6月30日現在では5,192名であった。

業績：2015年上半期と2014年上半期の比較

税引前利益は、2014年上半期の9億9,900万スイス・フランに対し、2015年上半期は13億1,700万スイス・フランであった。これは、主に、インベスター・クライアント・サービスにおいて収益が6億9,200万スイス・フラン増加したことによるものであるが、コーポレート・クライアント・ソリューションにおいて収益が1億4,700万スイス・フラン減少し、営業費用が2億2,600万スイス・フラン増加したことにより一部相殺された。2015年上半期における事業再編費用1億3,600万スイス・フラン、無形資産の減損損失1,100万スイス・フラン及び前述した売却可能金融投資に関する利得1,100万スイス・フラン（2014年上半期は事業再編

費用1億5,100万スイス・フラン及び売却可能金融投資に関する利得4,300万スイス・フラン)を除く調整後ベースでの税引前利益は、2014年上半期の11億700万スイス・フランから、2015年上半期の14億5,300万スイス・フランに増加した。

コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は、主に、市場活動水準の著しい低下によるレバレッジ・ファイナンスの収益の減少を反映して、債券資本市場業務の収益が3億5,100万スイス・フラン減少したことを主因として、17億4,800万スイス・フランから8%減少し、16億100万スイス・フランであった。この減少は、プライベート取引からの収益が増加したことを反映して株式資本市場業務の収益が9,800万スイス・フラン増加したこと及びアドバイザリー業務の収益が3,800万スイス・フラン増加したことにより一部相殺された。米ドル建てでは、コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は14%減少した。

インベスター・クライアント・サービスの収益は、27億2,500万スイス・フランから25%増加し、34億1,700万スイス・フランであった。調整後ベースでは、前述した売却可能金融投資に関する利得を除くと、収益は27%増加した。米ドル建てでは、調整後の収益は20%増加した。株式部門の収益は、主に、金融サービス業務及びデリバティブ業務における収益が増加したため、2014年上半期の18億9,000万スイス・フランから22億8,400万スイス・フランに増加した。現物株式業務の収益は、主に、顧客活動水準の上昇に伴う受取手数料の増加により、7億1,400万スイス・フランから7億2,800万スイス・フランに増加した。株式デリバティブ業務の収益は、主に、顧客活動水準及びボラティリティ水準の上昇により、5億5,300万スイス・フランから7億300万スイス・フランに増加した。金融サービス業務の収益は、全ての地域(特に顕著だったのはアジア太平洋地域)にわたるエクイティ・ファイナンスの収益の増加により、6億3,200万スイス・フランから8億7,100万スイス・フランに増加した。外国為替、金利及びクレジット部門の収益は、前述した2015年第1四半期の顧客活動水準及びボラティリティ水準の上昇を反映して、外国為替及び金利業務の収益が増加したことを主因として、8億3,600万スイス・フランから11億3,300万スイス・フランに増加した。

営業費用合計は、2014年上半期の34億6,900万スイス・フランから36億9,500万スイス・フランに増加した。2015年上半期における事業再編費用1億3,600万スイス・フラン及び無形資産の減損損失1,100万スイス・フラン並びに2014年上半期における事業再編費用1億5,100万スイス・フランを除くと、営業費用合計は、2014年上半期の33億1,800万スイス・フランに対して、35億4,800万スイス・フランであった。人件費は、17億8,600万スイス・フランから19億4,800万スイス・フランに増加した。2015年上半期の事業再編費用200万スイス・フラン(2014年上半期は6,200万スイス・フラン)を調整後の人件費は、主に、業績連動型変動報酬費用の増加により、17億2,400万スイス・フランから19億4,600万スイス・フランに増加した。一般管理費は、3億5,300万スイス・フランから3億5,100万スイス・フランに僅かに減少した。2015年上半期の事業再編費用300万スイス・フラン(前年上半期は2,700万スイス・フラン)を調整後の一般管理費は、主に、専門家報酬の増加により、3億2,600万スイス・フランから3億4,800万スイス・フランに増加した。その他の事業部門及びコーポレート・センターからの正味費用請求額は、13億500万スイス・フランから13億6,600万スイス・フランに増加した。2015年上半期の事業再編費用1億3,100万スイス・フラン及び2014年上半期の事業再編費用5,600万スイス・フランを調整後の正味費用請求額は、12億4,900万スイス・フランから僅かに減少し、12億3,500万スイス・フランであった。これは主に、コーポレート・センター・サービスからの配分の減少によるものであったが、インベストメント・バンクが代理して実施した販売及びリスク管理活動に関連する、コーポレート・センター・非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ並びにコーポレート・センター・グループALMからの費用戻入額の減少により一部相殺された。

コーポレート・センター

コーポレート・センター - サービス

コーポレート・センター - サービスは、前四半期の税引前利益3,700万スイス・フランに対し、2015年第2四半期は、2億5,300万スイス・フランの税引前損失を計上した。第2四半期には、2億1,200万スイス・フランの配分後にコーポレート・センター - サービスに残存する営業費用合計が含まれていた。

業績： 2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

営業収益

2015年第2四半期のコーポレート・センター・サービスの営業収益は、前四半期のプラス3億7,400万スイス・フランに対し、マイナス4,100万スイス・フランであった。これは主に、前四半期の不動産売却益3億7,800万スイス・フラン及びコーポレート・センター・グループALMから配分された当グループの株式投資からの収益の減少によりもたらされた。当グループは、2015年第2四半期から、それまでコーポレート・センター・サービスで表示されていた公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット利得及び損失を、コーポレート・センター・グループALMで表示している。それより前の期間は修正再表示されている。

営業費用

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に配分する前の営業費用

営業費用合計は、事業部門及びコーポレート・センターのその他の事業に配分する前のグロスベースでは、1億700万スイス・フラン減少し、21億9,400万スイス・フランであった。事業再編費用1億5,400万スイス・フラン（前四半期は2億9,200万スイス・フラン）を除くと、配分する前の調整後の営業費用は、主に、マーケティング費用の増加及び当グループの法人体制の継続的な変更に伴う専門家報酬の増加により、3,100万スイス・フラン増加して、20億4,000万スイス・フランであった。

人件費は、1,500万スイス・フラン増加し、9億6,500万スイス・フランであった。調整後ベースでは、人件費は、正味事業再編費用8,500万スイス・フラン（前四半期は6,200万スイス・フラン）を除くと、800万スイス・フラン減少した。一般管理費は、1億1,200万スイス・フランの減少により、10億2,700万スイス・フランとなった。調整後ベースでは、正味事業再編費用6,900万スイス・フラン（前四半期は2億1,900万スイス・フラン）を除くと、一般管理費は、3,800万スイス・フラン増加し、9億5,800万スイス・フランであった。かかる増加は、主に、マーケティング費用及び専門家報酬の増加によるものである。

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対するノからの業務配分

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対する正味費用請求額は、前四半期の19億6,400万スイス・フランに対し、19億8,200万スイス・フランであった。当グループは、2015年第2四半期から、コーポレート・センター・サービスから事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対する業務配分の表示について、それらの経済関係をより正確に反映するために見直しを行った。それより前の期間は修正再表示されている。

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対するノからの業務配分後の営業費用

分配後のコーポレート・センター・サービスに残存する営業費用は、主としてUBSグループのガバナンス機能及びその他のコーポレート業務、戦略的プロジェクト及び規制上のプロジェクト並びに特定の留保事業再編費用に関するものである。

分配後のコーポレート・センター・サービスに残存する営業費用合計は、主として前四半期に不動産再編費用1億1,200万スイス・フランが留保されたことにより、3億3,700万スイス・フランから2億1,200万スイス・フランへと減少した。

リスク加重資産

完全適用ベースのリスク加重資産（RWA）は、当グループとスイス金融市場監督当局（FINMA）とで相互に合意した補足的オペレーショナル・リスク資本分析に基づく追加的オペレーショナル・リスクRWAの減少により、30億スイス・フラン減少し、2015年6月30日現在200億スイス・フランであった。

従業員：2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

2015年6月30日現在のコーポレート・センター・サービスの従業員数は、2015年3月31日現在の23,424名に対し、23,221名であった。かかる203名の減少は、主に、グループ・オペレーション部門及びグループ技術部門における従業員の減少に関連していた。2015年第2四半期から、コーポレート・センター・サービスの従業員は、事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に配分されなくなった。

業績：2015年上半年と2014年上半年の比較

コーポレート・センター・サービスは、2014年上半期の税引前損失2億1,500万スイス・フランに対し、2015年上半期は2億1,700万スイス・フランの税引前損失を計上した。

営業収益合計は、主に、不動産売却益が2014年上半期の2,400万スイス・フランに対して、2015年上半期は3億7,800万スイス・フランであったことを反映して、前年同期の1,400万スイス・フランに対して、3億3,300万スイス・フランであった。

配分前のグロスベースの営業費用合計は、4億1,100万スイス・フラン増加し、44億9,500万スイス・フランであった。2015年上半期の事業再編費用4億4,600万スイス・フラン(2014年上半期は1億6,000万スイス・フラン)を除くと、配分する前の調整後の営業費用は、主に、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金800万スイス・フラン(2014年上半期は1億4,100万スイス・フランの戻入)を反映して、1億2,500万スイス・フラン増加して、40億4,900万スイス・フランであった。

コーポレート・センター - グループ資産・負債管理

コーポレート・センター - グループ資産・負債管理は、前四半期の3億1,700万スイス・フランの税引前利益に対し、2015年第2四半期は1億3,200万スイス・フランの税引前利益を計上した。

グループALMは、当グループの貸借対照表の構造的リスクを管理しており、これには、当グループの構造的な金利及び為替リスク、資金調達及び流動性リスク、為替及び金利ベース・リスク並びに担保リスクの評価及び管理が含まれる。グループALMはまた、当グループの流動性、資金調達及び資本目標の枠内で資産及び負債をより適合させることにより、当グループの業績を最適化しよう努めている。グループALMは、全ての事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門にサービスを提供しており、そのリスク管理は当グループのリスク・ガバナンスの枠組みに完全に組み込まれている。

特定のヘッジ活動の会計処理により、グループALMの業績において非経済的ボラティリティがもたらされる。よって、当該効果は、分けて説明される。

グループALMのバンキング勘定の金利リスク管理活動によりもたらされた収益は、発生元の事業部門に完全に配分される。内部の多様な資金調達及び流動性モデルによりもたらされる資金調達及び流動性費用は、消費額に基づき事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に分配される。消費により発生した資金調達及び流動性費用以外の当該費用は、グループALMにて留保される。これらは、主に、規制上の最低要求基準を上回る水準に維持されている資金調達及び流動性バッファ並びに当部門の長期債ポートフォリオに関連する中心的な資金調達費用によるものである。

当グループでは、業務セグメントの業績評価方法の変更に合わせて、2015年第2四半期から、コーポレート・センター - グループALM、インベストメント・バンク並びにコーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの間の特定の内部資金取引について、償却原価による会計処理ではなく、公正価値による会計処理を適用している。この取扱は、インベストメント・バンク並びにコーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおいて当該内部取引のリスク管理に使われる値洗い基準とより一層合致する。この変更に関連して、当グループは現在、コーポレート・センター・サービスの代わりにコーポレート・センター - グループALMにおいて、公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット利得及び損失を表示している。それより前の期間は当該変更を反映するため修正再表示されている。

業績： 2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

営業収益

自己クレジットを除くグロスベースの収益

自己クレジットを除くグロスベースの収益は、集約化された貸借対照表のリスク管理から生じた収益を含み、第2四半期に7,000万スイス・フランであったが、中心的な資金調達費用及びヘッジ活動からの損失により一部相殺された。第1四半期のグロスベースの収益は、3億7,600万スイス・フランであった。

貸借対照表のリスク管理活動からのグロスベースの収益は、主に、ウェルス・マネジメント部門及びリテール&コーポレート部門の代わりに実施されたバンキング勘定金利リスク管理から生じた収益が4,200万スイス・フラン減少して1億6,200万スイス・フランとなったことにより、第1四半期に4億6,100万スイ

ス・フランであったのに対し、第2四半期には4億スイス・フランであった。更に、当グループの株式投資からの収益は、2015年1月15日付のスイス国立銀行の措置後に発生した費用の増加を反映して、2,500万スイス・フラン減少して2億200万スイス・フランとなった。加えて、第2四半期の業績には、グループALMが管理するスイス・フラン以外の通貨による利益の月次換算からの利益が2,600万スイス・フラン減少したことも反映されていた。

ヘッジ活動は、第1四半期に1億6,700万スイス・フランの利益を計上したのに対し、第2四半期には3,600万スイス・フランのグロスベースの損失を計上した。第2四半期には、キャッシュ・フロー・ヘッジに関する5,700万スイス・フランの損失（前四半期は1億5,900万スイス・フランの利益）及び経済的ヘッジとして保有されていたクロスカレンシー・ベシス・スワップに関する1,600万スイス・フランの損失（前四半期は1億1,400万スイス・フランの利益）が含まれていた。当該損失は、高品質の流動資産をヘッジするための保有されていた金利デリバティブに関する3,100万スイス・フランの利益（前四半期は7,000万スイス・フランの損失）及びヘッジ関係において指定される前の金利デリバティブに関する700万スイス・フランの利益（前四半期は3,400万スイス・フランの損失）により一部相殺された。

グループALMで発生したグロスベースの資金調達費用は、第1四半期の2億5,200万スイス・フランに対し、第2四半期では2億9,400万スイス・フランであった。グロスベースの資金調達及び流動性費用は、主に、新規の債券発行により、2億2,100万スイス・フランから増加して2億3,900万スイス・フランであった。更に、第2四半期には、特定の内部資金取引に関する5,600万スイス・フランの公正価値による損失（前四半期は3,100万スイス・フランの損失）が含まれていた。

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対する配分

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対する配分は、主に、金利リスク管理活動及び当グループの株式投資から生じた収益で構成され、流動性及び資金調達費用、様々な担保管理活動並びに資本調達商品の発行費用により相殺される。

第2四半期のグループALMは、主に、金利リスク管理活動から生じた収益の減少及び2015年第2四半期に上半期ベースで配分された当グループの株式投資に関する追加費用に起因して、前四半期の2億8,900万スイス・フランより少ない1億9,100万スイス・フランの収益を配分した。

分配後の営業収益

グループALMは、中心的な資金調達費用、ヘッジ活動からの一定の収益、及び公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット利得を留保している。グループALMに残存する営業収益純額は、主に、ヘッジ活動に関連するグロスベースの収益の減少により、前四半期の3億1,300万スイス・フランに対し、1億3,800万スイス・フランであった。

グループALMにより留保された資金調達及び流動性費用は、1,000万スイス・フラン増加し、1億8,000万スイス・フランであった。更に、第2四半期には、前述した特定の内部資金取引に関する5,600万スイス・フランの公正価値による損失（前四半期は3,100万スイス・フランの損失）が含まれていた。

公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット利得は、主に、両四半期における当グループのファンディング・スプレッドの拡大を反映して、前四半期の2億2,600万スイス・フランに対し、第2四半期では2億5,900万スイス・フランの利得を計上した。

営業費用

配分額控除後の営業費用合計は、事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に配分された費用がグループALMが負担した実際費用を下回ったため、前四半期のマイナス400万スイス・フランに対し、第2四半期では700万スイス・フランであった。

リスク加重資産

2015年6月30日現在の完全適用ベースのリスク加重資産（RWA）は、10億スイス・フラン増加し、90億スイス・フランであった。

貸借対照表上の資産

貸借対照表上の資産は、主に、担保付トレーディング資産の減少を反映して、90億スイス・フラン減少して、2,180億スイス・フランであったが、現金及び中央銀行預け金の増加により一部相殺された。貸借対照表上の資産の減少は、短期債務の減少によりもたらされた。

レバレッジ比率基準

SRBレバレッジ比率基準は、主に、担保付トレーディング資産の減少を反映して、2015年3月31日現在の2,310億スイス・フランから、2015年6月30日現在の2,160億スイス・フランへと減少したが、現金及び中央銀行預け金の増加により一部相殺された。

業績：2015年上半期と2014年上半期の比較

グループALMでは、2014年上半期に8,800万スイス・フランの利益が計上されたのに対し、2015年上半期は4億4,900万スイス・フランの利益を計上した。自己クレジットを除くグロススペースの収益は、2014年上半期の3億7,200万スイス・フランに対し、2015年上半期は4億4,500万スイス・フランであった。

貸借対照表のリスク管理活動からのグロススペースの収益は、主に、ウェルス・マネジメント部門及びリテール&コーポレート部門の代わりに実施されたバンキング勘定金利リスク管理から生じた収益が5,000万スイス・フラン増加して3億6,600万スイス・フランとなったことにより、2014年上半期の7億6,300万スイス・フランから、2015年上半期の8億6,000万スイス・フランに増加した。更に、高品質の流動資産に関する収益が7,800万スイス・フラン増加して、1億900万スイス・フランとなり、スイス・フラン以外の通貨による利益及び損失のスイス・フランへの月次換算からの利益が、600万スイス・フランから3,000万スイス・フランへと増加した。これらの増加は、2015年上半期におけるAT1証券の発行から生じた5,500万スイス・フランの費用により一部相殺された。

グループALMで計上されたヘッジ活動からの収益は、2014年上半期の9,000万スイス・フランに対し、2015年上半期では1億3,100万スイス・フランであった。これは主に、経済的ヘッジとして保有されていたクロスカレンシー・ベース・スワップに関する9,800万スイス・フランの利益（前年上半期は6,800万スイス・フランの利益）に関連していた。

グロススペースの資金調達費用は、前年上半期の4億8,100万スイス・フランに対し、5億4,600万スイス・フランであった。この増加は、特定の内部資金取引に関する8,700万スイス・フランの公正価値による損失（前四半期は2,300万スイス・フランの利益）によるものであった。この増加は、グロススペースの資金調達及び流動性費用が、プラスの為替変動及び満期を迎えた長期債（新規の債券発行により一部相殺された。）に起因して、5億400万スイス・フランから4億5,900万スイス・フランに減少したことにより一部相殺された。

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対する収益配分額は、主に、貸借対照表のリスク管理活動からのグロススペースの収益が増加したことに関連して、3,100万スイス・フラン増加した。

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対する分配後グループALMに残存する営業収益純額は、前年上半期の8,300万スイス・フランに対し、4億5,100万スイス・フランであった。これには、公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット利得4億8,600万スイス・フラン（前年上半期は1億6,000万スイス・フラン）が含まれていた。

コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ

コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオは、前四半期の2億1,200万スイス・フランの税引前損失に対し、2015年第2四半期は1億4,500万スイス・フランの税引前損失を計上した。第2四半期には、2件の訴訟上の請求の和解に関連する5,700万スイス・フランの利益が含まれる。リスク加重資産は、40億スイス・フラン減少して320億スイス・フランとなり、スイスSRBレバレッジ比率基準は、140億スイス・フラン減少して700億スイス・フランとなった。

業績：2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

営業収益

収益は、前四半期の4,300万スイス・フランの損失計上に対し、3,500万スイス・フランの利益を計上した。第2四半期には、2件の訴訟上の請求の和解に関連する5,700万スイス・フランの利益が含まれていた。更に、第1四半期には、公正価値での測定を指定された金融資産に係る1,200万スイス・フランの評価損失及び一定の株式持分に係る評価損失が含まれていた。

営業費用

営業費用合計は、主に、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金が、1,000万スイス・フラン増加して2,300万スイス・フランとなったことにより、1億7,100万スイス・フランから1億8,000万スイス・フランに増加した。

リスク加重資産

リスク加重資産（RWA）は、信用リスクのRWAが30億スイス・フラン減少し、市場リスクのRWAが10億スイス・フラン減少したことにより、40億スイス・フラン減少し、320億スイス・フランであった。

貸借対照表上の資産

貸借対照表上の資産は、2015年3月31日現在の1,600億スイス・フランから、2015年6月30日現在の1,130億スイス・フランへと減少した。再調達価額-借方（以下「PRV」という。）は、主に店頭（OTC）レートのデリバティブ・エクスポージャーにおいて400億スイス・フラン減少した。当部門の金利ポートフォリオにおけるPRVは、金利の動向に伴う公正価値の低下、並びに、合意による清算（解消）、第三者による更改（中央決済機関への移管を含む。）（取引移転）及び他のディーラー・カウンターパーティとのネット・ダウン取引への合意（取引のコンプレッション）を含む継続的な縮小措置により、380億スイス・フラン減少した。当部門のクレジット・ポートフォリオにおけるPRVは、取引解消を主因として10億スイス・フラン減少した。

店頭デリバティブに対する差入担保は、50億スイス・フラン減少した。

資産は、主に、証券化ポートフォリオのデリバティブ・エクスポージャーに対するヘッジとして保有されていた債券のポジションの売却、クレジット業務におけるローンの一部返済、及びその他類似のポジション縮小により、10億スイス・フラン減少して、80億スイス・フランであった。

公正価値階層のレベル3に分類される資産及びPRVは、2015年6月30日現在、合計30億スイス・フランであった。

レバレッジ比率基準

スイスSRBレバレッジ比率基準は、2015年第1四半期における貸借対照表上の資産平均の減少を主因として、2015年3月31日現在の840億スイス・フランから、2015年6月30日現在の700億スイス・フランへと減少した。

従業員：2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

2015年6月30日現在、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオのフロントオフィスの従業員数の合計は、2015年3月31日現在の125名に対し、101名であった。

業績：2015年上半期と2014年上半期の比較

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおいて、2014年上半期は、6億5,400万スイス・フランの税引前損失の計上に対し、2015年上半期は3億5,700万スイス・フランの損失を計上した。営業収益は、1億5,600万スイス・フランの損失に対し、600万スイス・フランの損失であった。これは主に、2015年上半期における2件の訴訟上の請求の和解に関連する5,700万スイス・フランの利益及び前年同期にコリレーション・トレーディング・ポートフォリオの大半を解消したことによる9,700万スイス・フランの損失によるものであった。営業費用は、2014年上半期に特定の係争中の債権に関する減損損失7,800万スイス・フランが含まれていたこと、及びコーポレート・センター・サービスからの業務が3,400万スイス・フラン減少したことを主因として、1億4,800万スイス・フラン減少し、3億5,100万スイス・フランであった。

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの構成

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの構成の概要は、以下の表の通りである。

区分別のポジションの分類及びその掲載順は、必ずしも当該ポジションに関連するリスクの重大性を表すものではなく、また、下表に掲載される測定値は、必ずしも当該ポジションの管理及び統制において用いられるリスク測定値を表すものではない。当該ポジションの出口戦略の実施状況についてより高い透明性を提供するため、資産及びPRVの測定値も掲載している。

(単位：十億スイス・フラン)

エクスポージャー区分	説明	RWA (注1)		資産 (注2)		PRV (注3)		LRD (注4)	
		2015年 6月30日	2015年 3月31日	2015年 6月30日	2015年 3月31日	2015年 6月30日	2015年 3月31日	2015年 6月30日	2015年 3月31日
金利(線型)	線型金利店頭商品(主に全主要通貨及び一部の新興市場のバニラ金利スワップ、インフレ・スワップ、ベシス・スワップ及びクロス・カレンシー・スワップ)及び非線型金利店頭商品(バニラ・オプション及び仕組オプション)からなる。総PRVの95%超は、担保により保証されている。20億スイス・フラン未満の無担保RWAは200超のカウンターパーティに分散しており、そのうち60%超は、2015年6月30日現在投資適格格付を有している。総PRVの50%超は、2021年度末までに満期を迎える。	4.2	5.5	0.2	0.3	59.2	82.3	38.6	46.5
金利(非線型)		0.9	1.4	0.2	0.2	22.6	37.6	9.5	12.0
信用	主にその大部分が市場リスクに対してヘッジされた残存ストラクチャード・クレジット勘定からなる。残りのカウンターパーティ・リスクは、担保により完全に保証され、様々な名義に分散している。残存ストラクチャード・クレジット勘定は、2018年度末までに大幅に縮小する見込みである。また、同様の縮小プロフィールが見込まれる企業貸付及び残存不良信用ポジションも含まれる。	0.7	0.7	0.6	1.0	1.9	2.6	7.7	9.5

証券化	主に指向性変動による影響を軽減するために関連ある現金のABS資産及び総合的ヘッジ取引を参照するCDSポジションのポートフォリオからなる。残存ポジションの大部分は、2018年度末までに縮小する見込みである。	2.8	3.7	1.3	1.7	0.6	0.7	2.5	3.0
オークション優先株(APS)及びオークション・レート証券(ARS)	長期APS及び地方ARSのポートフォリオ。2015年6月30日現在、全てのAPSはA以上の格付を有し、全てのARSエクスポージャーはBa1以上の格付を有する。	0.8	0.9	2.7	2.9	-	-	2.7	2.8
地方スワップ及びオプション	米国の地方自治体と間のスワップ及びオプション。PRVの90%超は、2015年6月30日現在投資適格格付を有するカウンターパーティを相手方とする。	0.5	0.6	-	-	3.3	4.2	2.9	3.1
その他	CVA及び関連あるヘッジ活動に対するエクスポージャー、及びより小規模のポジションに係る様々なポートフォリオ。	1.6	2.8	2.7	3.1	3.8	4.2	6.3	7.2
オペレーショナル・リスク	非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに割り当てられたオペレーショナル・リスクRWA。	20.0	20.1	-	-	-	-	-	-
合計		31.6	35.7	7.8	9.3	91.4	131.6	70.4	84.2

(注1) 完全適用ベース及びフェーズ・イン・ベースのバーゼル RWA。

(注2) 資産とは、再調達価額 - 借方 (PRV) 及び店頭 (OTC) デリバティブに対する差入担保 (2015年6月30日現在142億スイス・フラン、2015年3月31日現在192億スイス・フラン) を除く貸借対照表上の資産合計と定義される。

(注3) 再調達価額 - 借方 (一切のカウンターパーティ・ネットティングの影響を除く総エクスポージャー)。

(注4) スイスSRBレバレッジ比率基準。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし

3【対処すべき課題】

平成27年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

4【事業等のリスク】

当該半期中に、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はなかった。平成27年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

5【経営上の重要な契約等】

UBSスイスAGの設立

UBSスイスAG (UBS Switzerland AG) は、スイス法に基づき設立及び組織された株式会社 (Aktiengesellschaft) であり、スイスを本拠地とし、チューリッヒ市、バーンホフストラッセ45 (Bahnhofstrasse 45, Zurich) にその登録事務所を有する。

UBSスイスAGは、UBS AGの完全子会社として2014年9月3日に設立された。2014年9月3日から2015年3月31日にかけて、UBSスイスAGは100,000スイス・フランの株式資本を有していたが、一切の事業活動を行っていなかったため、当該期間については実質的に一切の損益を計上していない。2015年5月12日、UBSスイスAGの株式資本は1,000万スイス・フランに増加し、また2015年5月21日に、UBSスイスAGはFINMAから銀行業、証券取引業及び証券保管銀行業の免許を取得した。

2015年6月14日、UBS AGは、そのスイス国内勘定に計上されるリテール&コーポレート事業及びウェルズ・マネジメント事業をUBSスイスAGに移転した。かかる事業移転は、合併、分割、改編並びに資産及び負債移転に関するスイス連邦法 (Swiss Federal Act on Merger, Scission, Conversion and Transfer of Assets and Liabilities) (スイス合併法) の第69条以降の規定に基づく資産負債移転の方法によるUBSスイスAGへの資本拠出として行われ、これによりUBS AGのUBSスイスAGに対する投資額は増加した。かかる移転は2015年4月1日付で遡及的に計上され、またUBSスイスAGに移転した事業に影響を及ぼす2015年4月1日以降に発生した取引は、UBSスイスAGに計上された。

2015年4月1日現在のUBSスイスAGの開始貸借対照表は、アーンスト・アンド・ヤングの監査を受けている。

UBSスイスAGに移転した事業

スイス国内勘定に計上された以下の事業及びその関連機能は、UBS AGからUBSスイスAGに移転した。

- () UBS AGのリテール&コーポレート事業及びウェルズ・マネジメント事業 (フロントオフィス機能及びミドルオフィス機能を含むが、一部の特定の取引を除く。下記「UBS AGに留保される事業」を参照のこと。)
- () 主にインベストメント・バンクに由来するUBS AGのその他の事業 (スイス証券取引所におけるマーケット・メイキング、担保付資金調達取引及び銀行券事業を含む。)
- () 事業運営に必要な金融市場インフラの利用手段 (支払及び保管に関する基盤、外部ブローカー並びに一定の取引所会員権を含む。)
- () 一部の金融機能、リスク統制機能及び法務機能 (その大部分はコーポレート・センターの一部であり、上記()乃至()において言及される事業に関連している。)

UBS AGに留保される事業

以下の事業及びその関連機能は、UBS AGに留保される。

- () スイス国内勘定以外に計上されたリテール&コーポレート事業及びウェルズ・マネジメント事業

- () スイス国内勘定に計上されたリテール&コーポレート事業及びウェルス・マネジメント事業に係る一定の取引(主にデリバティブ取引からなる。)。これは、特に多数のUBS AG支店との国際取引契約(多支店取引契約)を締結している顧客に関連している。
- () コーポレート・センターの事業又は機能及びUBS AGのその他一切の事業部門(特に、ウェルス・マネジメント・アメリカズ、グローバル・アセット・マネジメント及びインベストメント・バンク。但し、移転した事業に関連する上述の機能を除く。)

グローバル・アセット・マネジメントのオータナティブ・ファンド・サービスズ事業を売却するための契約については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の「中間連結財務書類に対する注記」の注記18を参照のこと。

6【研究開発活動】

該当事項なし

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は2015年6月30日現在において判断したものである。

下記「UBSグループの業績」、「貸借対照表」及び「リスク管理及び統制」に記載される情報は、UBS AG(連結ベース)の情報ではなく、UBSグループAG(連結ベース)の情報であり、専ら参考情報として記載している。UBS AGの財務情報(連結ベース)はUBSグループAG(連結ベース)の財務情報と大きな差異はないことに留意されたい。UBSグループAG(連結ベース)とUBS AG(連結ベース)との間における、主要な財務、資本及び流動性並びに資金調達情報の差異については、上記「1 業績等の概要」に含まれる「UBSグループAG(連結)とUBS AG(連結)の比較」を参照されたい。

UBSグループの業績

UBSグループAG株主に帰属する純利益は、2015年第1四半期の19億7,700万スイス・フランに対し、2015年第2四半期は12億900万スイス・フランであった。税引前営業利益は、受取利息純額及びトレーディング収益純額の合計が6億3,500万スイス・フラン減少した上、その他の収益が4億スイス・フラン減少したことを主因として、営業収益が10億2,300万スイス・フラン減少したことを主に反映して、前四半期の27億800万スイス・フランに対し、第2四半期は17億5,900万スイス・フランであった。営業費用は、7,500万スイス・フラン減少した。税金費用純額は、前四半期の6億7,000万スイス・フランに対し、第2四半期は4億4,300万スイス・フランであった。

業績：2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

税引前営業利益は、前四半期の27億800万スイス・フランに対し、第2四半期は17億5,900万スイス・フランであった。これは主に、インベストメント・バンクにおいて受取利息純額及びトレーディング収益純額の合計が6億3,500万スイス・フラン減少したことにより営業収益が10億2,300万スイス・フラン減少したことに加え、前四半期には不動産の売却益3億7,800万スイス・フランが含まれていたことを主因としてその他の収益が4億スイス・フラン減少したことを反映していた。営業費用は、主に、人件費が4,800万スイス・フラン減少し、一般管理費が1,800万スイス・フラン減少したことにより、7,500万スイス・フラン減少した。

当グループは、国際財務報告基準(IFRS)に基づく業績報告に加え、当グループの事業に関する基礎的な業績を表すものではないと経営陣が判断する項目を除いた調整後の業績を報告している。かかる調整後の業績は、米国証券取引委員会(SEC)規則により定義される非GAAP財務指標である。2015年第2四半期に関して除外した項目は、自己クレジット利得2億5,900万スイス・フラン、ベルギー国内のウェルス・マネジメント事業売却益5,600万スイス・フラン、マークイット(Markit)への投資を追加で一部売却したことによる利得1,100万スイス・フラン並びに正味再編費用1億9,100万スイス・フラン及び無形資産の減損損失1,100万スイス・フランである。2015年第1四半期に関して除外した項目は、自己クレジット利得2億2,600

万スイス・フラン、不動産売却益 3億7,800万スイス・フラン、子会社売却益 1億4,100万スイス・フラン及び正味再編費用 3億500万スイス・フランである。

かかる調整後ベースでは、税引前利益は、前四半期の22億6,800万スイス・フランに対し、第2四半期は16億3,500万スイス・フランであった。

調整後の営業収益は、主に、調整後の受取利息純額及びトレーディング収益純額の合計が 6億6,800万スイス・フラン減少したこと（大部分はインベストメント・バンクにおける減少で、それより程度は下回るもののコーポレート・センター・グループALM、ウェルス・マネジメント及びリテール&コーポレートでも減少した。）を反映し、6億400万スイス・フラン減少して74億9,200百万スイス・フランであった。調整後のその他の収益は、5,200万スイス・フラン増加した。

調整後の営業費用は、訴訟、規制上その他の類似の事項に係る1,300万スイス・フランの引当金の増加及びその他の人件費以外の費用の1億500万スイス・フランの増加を反映して、2,800万スイス・フラン増加して58億5,700万スイス・フランであった。この額は、人件費の9,000万スイス・フランの減少により大半が相殺された。

当グループでは、当グループの法人体制を最適化するための継続的な取り組みの結果として、以前はその他の包括利益を通じて資本に直接計上されていた為替差益及び為替差損について、支店及び子会社の売却又は閉鎖により、利益及び損失に戻入が行われると予想している。当グループでは、2015年下半期に、当該処分に関連する為替差損純額が約1億2,000万スイス・フラン計上されると予想している。ただし、利益及び損失は異なる会計期間で計上される可能性がある。過去の実務と整合して、当該利益及び損失は、調整項目として取り扱われる予定である。為替差損の利益及び損失への戻入が、株主資本又は所要自己資本に影響を及ぼすことはない。

営業収益：2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

営業収益合計は、前四半期の88億4,100万スイス・フランに対し、第2四半期は78億1,800万スイス・フランであった。調整後ベースでは、営業収益合計は、6億400万スイス・フラン減少して74億9,200万スイス・フランであった。調整後の受取報酬及び手数料純額の合計は、6億6,800万スイス・フラン減少した（大部分はインベストメント・バンクにおける減少で、それより程度は下回るもののコーポレート・センター・グループALM、ウェルス・マネジメント及びリテール&コーポレートでも減少した。）。調整後のその他の収益は、5,200万スイス・フラン増加した。

受取利息純額及びトレーディング収益純額

受取利息純額及びトレーディング収益純額は、6億3,500万スイス・フラン減少して31億3,700万スイス・フランであった。第2四半期には、主に第2四半期中の当グループのファンディング・スプレッドの拡大に伴い、公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット利得 2億5,900万スイス・フランが含まれている。前四半期には、金融負債に係る自己クレジット利得 2億2,600万スイス・フランが含まれている。両四半期における自己クレジットの影響を控除後の受取利息純額及びトレーディング収益純額は、6億6,800万スイス・フラン減少し、28億7,800万スイス・フランであった（大部分はインベストメント・バンクにおける減少で、それより程度は下回るもののコーポレート・センター・グループALM、ウェルス・マネジメント及びリテール&コーポレートでも減少した。）。

ウェルス・マネジメントにおいては、受取利息純額及びトレーディング収益純額は、9,500万スイス・フラン減少して7億1,100万スイス・フランであった。トレーディング収益純額は、主に、全ての地域及びほとんどの商品における減少並びにグループALMからの収益配分額の減少により、1億300万スイス・フラン減少して1億4,300万スイス・フランであった。受取利息純額は、800万スイス・フラン増加し、5億6,800万スイス・フランであった。これは主に、貸付及び預金からの収益の増加によるが、グループALMからの収益配分額の減少により一部相殺された。

ウェルス・マネジメント・アメリカズにおいては、受取利息純額及びトレーディング収益純額は1,800万スイス・フラン増加して、3億7,500万スイス・フランとなった。受取利息純額は、主に、貸出及び預金残高の継続的な増加並びに売却可能金融投資ポートフォリオからの収益の増加により、1,900万スイス・フラン増加して、2億8,200万スイス・フランとなった。トレーディング収益純額は、ほぼ横ばいで、9,300万スイス・フランであった。

リテール&コーポレートにおいては、受取利息純額及びトレーディング収益純額は、5,900万スイス・フラン減少して、6億2,800万スイス・フランとなった。トレーディング収益純額は、主にグループALMからの収益配分額の減少及び外国為替取引からの収益の減少により、5,100万スイス・フラン減少して6,800万スイス・フランとなった。受取利息純額は、グループALMからの収益配分額の減少により、800万スイス・フラン減少して5億6,000万スイス・フランとなった。貸付及び預金からの受取利息純額は、ほぼ横ばいであった。

インベストメント・バンクにおいては、受取利息純額及びトレーディング収益純額は、3億7,600万スイス・フラン減少して、13億4,100万スイス・フランとなった。外国為替取引業務、金利取引業務及びクレジット業務における受取利息純額及びトレーディング収益純額は、3億1,300万スイス・フラン減少した。これは主に、2015年1月15日付のスイス国立銀行の措置を受けて前四半期にボラティリティ水準及び顧客活動水準が上昇した結果であった。株式部門の受取利息純額及びトレーディング収益純額は、ほぼ横ばいであった。コーポレート・クライアント・ソリューションの受取利息純額及びトレーディング収益純額は、6,200万スイス・フラン減少した。

コーポレート・センター - グループALMの受取利息純額及びトレーディング収益純額（自己クレジットの影響を調整後。）は、主に、2015年第2四半期に当グループのキャッシュ・フロー・ヘッジに関する5,700万スイス・フランの損失（前四半期には1億5,900万スイス・フランの利益）が含まれていたことにより、1億7,100万スイス・フラン減少した。

コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおいては、受取利息純額及びトレーディング収益純額は、主に、第1四半期に公正価値での測定を指定された金融資産に関する評価損及び特定の株式持分に関する評価損が含まれていたことにより、5,000万スイス・フラン増加した。

受取報酬及び手数料純額

2015年第2四半期の受取報酬及び手数料純額は、前四半期の44億100万スイス・フランに対し、44億900万スイス・フランであった。

仲介報酬純額は、主に顧客活動の鈍化により、6,000万スイス・フラン減少し、7億8,500万スイス・フランとなった。

引受報酬は、手数料収入プールの増加を受けた公募からの収益の増加及びプライベート取引からの収益の増加により、主に株式引受報酬において、4,000万スイス・フラン増加して、3億8,500万スイス・フランとなった。

M&A及びコーポレート・ファイナンス報酬は、M&A取引への参加が増えたことを反映して、1,200万スイス・フラン増加し、1億9,000万スイス・フランであった。

ポートフォリオの運用及びアドバイザー報酬は、1,100万スイス・フラン増加し、19億5,100万スイス・フランであった。これは主に、ポートフォリオの運用報酬の増加に起因するウェルス・マネジメントにおける増加、加えて運用勘定の手数料の増加を主因とするウェルス・マネジメント・アメリカズにおける増加であった。この増加は、実績報酬の減少を主因とするグローバル・アセット・マネジメントにおける減少により一部相殺された。

その他の収益

その他の収益は、第1四半期は6億8,500万スイス・フランであったのに対し、第2四半期は2億8,500万スイス・フランであった。2015年第2四半期には、ベルギー国内のウェルス・マネジメント事業売却益5,600万スイス・フラン及びマークイットへの投資を追加で一部売却したことによる利得1,100万スイス・フランが含まれていた。前四半期には、不動産売却益3億7,800万スイス・フラン及び子会社売却益1億4,100万スイス・フランが含まれていた。

これらの項目を除くと、調整後のその他の収益は、主に、第2四半期にはコーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおける2件の訴訟上の請求の和解に関連する5,700万スイス・フランの利益が含まれていたことにより、5,200万スイス・フラン増加し、2億1,800万スイス・フランであった。

ウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ及びリテール&コーポレートにおける経常受取報酬純額及び取引ベース収益

ウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ及びリテール&コーポレートの経常受取報酬純額には、各事業部門の顧客資産に対して生じる、ポートフォリオ・マネジメント手数料、資産ベースの投資信託報酬、保管手数料及び口座管理手数料等、継続的に提供されるサービスに係る報酬も含まれている。これはUBSグループの財務書類の受取報酬及び手数料純額合計の一部である。取引ベース収益には、主に仲介報酬及び取引ベースの投資信託報酬、加えてクレジットカード手数料及び支払取引に係る手数料、更に各部門のトレーディング収益純額で構成される、これらの事業部門に係る受取報酬及び手数料純額の経常外部分が含まれている。

ウェルス・マネジメントでは、経常受取報酬純額は2,700万スイス・フラン増加し、9億7,600万スイス・フランであった。これは料金設定措置のプラスの影響、投資一任契約及びアドバイザー契約の継続的な増加並びに平均運用資産の増加を反映しているが、クロスボーダーの資産流出に関する継続的な取り組みによる受取報酬の減少により一部相殺された。取引ベース収益は、主として市場活動水準の低下により、全ての地域及びほとんどの商品で減少したため、1億3,000万スイス・フラン減少し、4億5,900万スイス・フランであった。グループALMからの取引ベース収益配分額もまた、減少した。

ウェルス・マネジメント・アメリカズでは、主に前四半期末に増加した運用資産水準に基づき算定された運用勘定の手数料が増加したことにより、経常受取報酬純額は1,600万スイス・フラン増加し、11億4,000万スイス・フランであったが、為替差損により一部相殺された。

リテール&コーポレートでは、経常受取報酬純額は、1億3,500万スイス・フランでほぼ横ばいであった。取引ベース収益は、主にグループALMからの収益配分額の減少及び外国為替取引からの収益の減少により、4,300万スイス・フラン減少し、2億4,100万スイス・フランであったが、クレジットカード関連収益の増加により一部相殺された。

営業費用：2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

営業費用合計は、7,500万スイス・フラン減少し、60億5,900万スイス・フランであった。事業再編費用は、前四半期の3億500万スイス・フランに対し、第2四半期は1億9,100万スイス・フランであった。人件費以外の再編費用が1億5,600万スイス・フラン減少し、8,100万スイス・フランであった一方、人件費に関連する再編費用は、主に、不利なリース契約に係る引当金の減少を反映して、4,200万スイス・フラン増加して1億1,100万スイス・フランであった。

事業再編費用を除くと、調整後の営業費用合計は2,800万スイス・フラン増加し、58億5,700万スイス・フランであった。これは、人件費以外の費用1億1,700万スイス・フランの増加を反映しているが、人件費9,000万スイス・フランの減少により一部相殺された。

人件費

人件費は、4,800万スイス・フラン減少し、41億2,400万スイス・フランであった。事業再編費用1億1,000万スイス・フラン（前四半期は6,800万スイス・フラン）を除く調整後ベースでは、人件費は9,000万スイス・フラン減少し、40億1,400万スイス・フランとなった。

事業再編費用を除く支払給与は、僅かに減少して、14億9,800万スイス・フランとなった。

事業再編費用の影響を調整後の変動報酬費用合計は、前四半期の10億4,000万スイス・フランに対し、9億8,800万スイス・フランとなった。当年度の報奨費用は、業績の低下を反映して、9,100万スイス・フラン減少した。過年度の報奨の償却に関する費用は、主に前四半期における過年度報酬の見越計上の戻入の増加を反映して、3,900万スイス・フラン増加し、2億2,400万スイス・フランとなった。

ウェルス・マネジメント・アメリカズのファイナンシャル・アドバイザーの報酬は、業績連動型報酬の増加及び補償関連の収益の増加を反映して、800万スイス・フラン増加し、8億7,800万スイス・フランとなったが、為替差益により一部相殺された。

その他の人件費は、主に、変動報酬に関連する社会保障費が2,300万スイス・フラン減少したことにより、調整後ベースで2,800万スイス・フラン減少し、6億4,900万スイス・フランとなった。

一般管理費

第2四半期の一般管理費は、1,800万スイス・フラン減少し、16億9,500万スイス・フランであった。正味再編費用は、不利なリース契約に係る引当金の減少を主因として、前四半期の2億2,600万スイス・フランから8,000万スイス・フランに減少した。調整後ベースで、事業再編費用を除くと、一般管理費は、マーケ

ティング及び広報費用3,400万スイス・フラン、専門家報酬2,700万スイス・フラン並びに管理費用2,100万スイス・フランを反映して、1億2,800万スイス・フラン増加した。更に、その他の引当金は増加した。

訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金は、1,300万スイス・フラン増加した。当グループは現時点において、金融業界が予見可能な将来についても依然として訴訟、規制上その他の類似の事項に関連する費用が増加する環境に置かれ、また、当グループも依然として多数の重大な請求及び規制事項の対象になると考えている。

減価償却費及び減損損失

有形固定資産の減価償却費及び減損損失は、前四半期の2億2,100万スイス・フランに対し、第2四半期は2億900万スイス・フランであった。第2四半期には、事業再編費用100万スイス・フラン（前四半期は1,100万スイス・フラン）が含まれていた。調整後ベースでは、事業再編費用を除くと、有形固定資産の減価償却費及び減損損失は、2億800万スイス・フランで横ばいであった。

無形資産の減価償却費及び減損損失は、前四半期の2,800万スイス・フランに対し、第2四半期は3,000万スイス・フランであった。

税金費用：2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

当グループは、第1四半期の6億7,000万スイス・フランの法人所得税費用純額に対し、2015年第2四半期において4億4,300万スイス・フランの法人所得税費用純額を計上した。第2四半期の法人所得税費用純額には、税務上の繰越欠損金が第2四半期のスイスの課税所得との相殺を反映するために税務上の繰越欠損金に関連して過去に認識された繰延税金資産の償却及び控除可能な一時差異に関する2億900万スイス・フランの税金費用が含まれている。更に、第2四半期の法人所得税費用純額には、主に、当期税金費用を負担する支店及び子会社に関連する2億1,600万スイス・フランの税金費用純額も含まれている。加えて、特定の地域における税法の変更及び更新された利益予測を反映させるための第1四半期における繰延税金資産計上の再評価の後、繰延税金資産の減少が第2四半期にも1,800万スイス・フラン計上された。

第1四半期に認識された税金費用純額には、当該四半期のスイスの課税所得に対して用いられた、過去に認識された繰延税金資産の償却を反映して、5億200万スイス・フランの繰延税金費用が含まれている。加えて、これには主にスイス国外の支店及び子会社もたらした課税所得に関する1億5,000万スイス・フランの税金費用純額が含まれている。更に、法人所得税費用純額には、前述した税法の変更及び更新された利益予想を反映するために認識された繰延税金資産の1,800万スイス・フランの減少が含まれている。

2015年に当グループは、2015年下半期における繰延税金資産の再評価の影響を除き、実効税率が約25%となると予想している。過去の実務と整合して、当グループは、更新された事業計画予測を考慮に入れ、将来の収益性の再評価に基づき、2015年第3四半期における当グループの繰延税金資産を再査定することを見込んでいる。当グループはまた、米国の繰延税金資産を計上するために使用される予測期間を6年から7年に更に延長することを検討する予定である。予測期間を延長する場合、更新された事業計画予測による影響と組み合わせられたこの影響は、約15億スイス・フランの米国の繰延税金資産に関する上方再評価額をもたらす可能性がある。通年の実効税率は、かかる再評価の結果として予想された実効税率と著しく異なる可能性がある。

UBSグループAG株主に帰属する包括利益合計：2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

UBSグループAG株主に帰属する包括利益合計は、前四半期の18億800万スイス・フランの利益に対して、5億9,500万スイス・フランの損失を計上した。UBSグループAG株主に帰属する純利益は、前四半期の19億7,700万スイス・フランに対して、12億900万スイス・フランとなった。UBSグループAG株主に帰属するその他の包括利益(OCI)は、前四半期のマイナス1億6,900万スイス・フランに対して、マイナス18億500万スイス・フランとなった。

2015年第2四半期のOCIには、主に対スイス・フランで米ドルが下落したことに関連する為替差損7億2,700万スイス・フラン(税引後)(前四半期は7億9,900万スイス・フラン)が含まれる。

キャッシュ・フロー・ヘッジに関連するOCIは、前四半期の1,400万スイス・フランに対して、マイナス5億3,200万スイス・フラン(税引後)となり、主に主要通貨全てにおける長期金利の上昇を反映していた。

確定給付型制度のOCI（税引後）は、前四半期の5億3,900万スイス・フランに対してマイナス4億200万スイス・フランとなった。当グループでは、スイスの年金制度に関連して税引前OCI損失8億7,500万スイス・フランが計上された。これは主に、年金余剰額が将来の経済的な便益の見積もりを超過した金額を反映してOCIが13億4,800万スイス・フラン減少したこと、及び年金制度の原資産の公正価値が3億3,600万スイス・フラン減少したことに起因している。これは、適用ある割引率が2015年3月31日現在の0.8%から2015年6月30日現在の1.1%に上昇したことを主に反映する確定給付債務の8億800万スイス・フランの減少により一部相殺されている。スイスの年金制度に係るOCI損失は、スイス以外の年金制度に係る税引前OCI利得3億700万スイス・フランにより一部相殺されている。これは主に、適用ある割引率の上昇を受けて確定給付債務が4億4,500万スイス・フラン減少したことに関連しており、年金制度の原資産の公正価値が1億3,800万スイス・フラン減少したことにより一部相殺されている。確定給付債務の減少には、数理計算上の仮定に関する当グループの見積もりの微調整から生じた1億3,600万スイス・フラン減少が含まれる。

売却可能金融投資に関連するOCIは、前四半期の7,700万スイス・フランに対して、マイナス1億4,300万スイス・フラン（税引後）となった。これは主に関連ある長期金利の上昇による未実現損失純額に関連しているが、投資資産の売却に伴いOCIから損益計算書に再分類された利得純額により一部相殺されている。

非支配持分に帰属する純利益：2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

非支配持分に帰属する純利益は、第1四半期の6,100万スイス・フランに対して、2015年第2四半期では1億600万スイス・フランとなった。

第2四半期には、UBS AGが発行した優先社債に対して4,500万スイス・フランの配当金が支払われたが、これについては前期間において見越計上を行う義務はなかった。更に、2015年5月にUBS株主に対する配当金の支払を行ったため、第2四半期には今後の配当金の支払に係る3,100万スイス・フランの見越計上が含まれる。UBS AGの非支配持分に帰属する純利益は、前四半期の6,100万スイス・フランに対し、3,000万スイス・フランとなった。

当グループは、UBS AGが発行した優先社債に関連する非支配持分に帰属する純利益が、2016年には8,000万スイス・フラン、2017年には7,000万スイス・フランになると予測している。

報告セグメント別業績：2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

経営陣による報告セグメント別の検討及び分析については、上記「1 業績等の概要」に記載されている。

主要数値及び従業員：2015年第2四半期と2015年第1四半期の比較

普通株式等Tier 1自己資本比率

2015年第2四半期中、完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本比率は、RWAが66億スイス・フラン減少し、普通株式等Tier 1自己資本が7億スイス・フラン増加した結果、0.7%上昇して14.4%となり、当グループの目標である下限13.0%を優に上回った。

リスク加重資産

2015年6月30日現在の完全適用ベースのリスク加重資産（RWA）は、66億スイス・フラン減少して、2,098億スイス・フランとなり、当グループの目標である2015年度末を期限とする上限2,150億スイス・フランを下回った。この66億スイス・フランの減少は、主にオペレーショナル・リスクのRWA及び市場リスクのRWAの減少によるものであった。

信用リスクのRWAは、コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ並びにウェルス・マネジメント・アメリカズにおける減少の大部分がインベストメント・バンク及びコーポレート・センター - グループALMにおける増加により相殺された結果、1,074億スイス・フランでほぼ横ばいであった。

市場リスクのRWAは、主にVaR以外のリスク及びストレートのかかったバリュエーション・アット・リスクに関連して、24億スイス・フラン減少した。

オペレーショナル・リスクのRWAは、UBSとスイス金融市場監督当局が相互に合意したオペレーショナル・リスクの補足的資本分析に基づくオペレーショナル・リスクの追加的RWAが、42億スイス・フラン減少して2015年6月30日現在は133億スイス・フランとなったことにより、40億スイス・フラン減少した。

レバレッジ比率基準

完全適用ベースのスイスSRBレバレッジ比率基準は、当グループの目標である2016年を期限とした9,000億スイス・フランに対し、330億スイス・フラン減少して、9,440億スイス・フランであった。この2015年第2四半期中の減少は、主にコーポレート・センター - グループALM並びにコーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオで見られ、主に貸借対照表上の資産の減少720億スイス・フランを反映していた。この減少は、デリバティブ・エクスポージャーのネットティングの減少430億スイス・フランにより一部相殺された。

費用対収益比率

費用対収益比率は、前四半期の69.2%から77.4%に上昇した。調整後ベースでは、費用対収益比率は71.8%から78.0%に上昇し、当グループの目標範囲である60%から70%を上回った。

有形資本利益率

有形資本利益率は、前四半期に17.8%であったのに対し、2015年第2四半期では11.0%であった。調整後ベースでは、2015年上半期の年率換算の有形資本利益率は、12.0%であり、2015年の当グループの目標である10%前後を上回った。

新規純資金

ウェルス・マネジメントの調整後の新規純資金は、当部門のバランスシート及び資本最適化プログラムからのマイナスの影響額66億スイス・フランを除くと、全ての地域からの資金流入額により84億スイス・フランとなった。世界規模では、超富裕層顧客からの調整後の新規純資金は前四半期の101億スイス・フランと比較して71億スイス・フランとなった。報告ベースでは、新規純資金は18億スイス・フランとなった。

ウェルス・マネジメント・アメリカズの新規純資金は、7億スイス・フラン又は7億米ドルの資金流出額を計上した。これは主に、UBSが1年超雇用しているフィナンシャル・アドバイザーからの純資金流出額が反映されていた。これは、顧客による季節的な所得税の支払のための預金の引出し約39億米ドルを主因としている。

グローバル・アセット・マネジメントのマネー・マーケット・フローを除く新規純資金流入額は、75億スイス・フランと比較して83億スイス・フランとなった。顧客層別では、第三者からの純資金流入額は、前四半期の25億スイス・フランと比較して53億スイス・フランとなった。UBSのウェルス・マネジメント事業の顧客からの純資金流入額は、前四半期における51億スイス・フランと比較して30億スイス・フランとなった。

運用資産

ウェルス・マネジメントの運用資産は、250億スイス・フラン減少し、9,450億スイス・フランとなった。これは、マイナスの為替換算の影響180億スイス・フラン、市場でのマイナスの業績50億スイス・フラン及びベルギー国内のウェルス・マネジメント事業の売却（新規純資金には影響しなかった。）による30億スイス・フランの減少に起因しているが、新規純資金流入額20億スイス・フランにより一部相殺された。

ウェルス・マネジメント・アメリカズの運用資産は、対米ドルのスイスフランの上昇を主因として、440億スイス・フラン減少して9,770億スイス・フランとなった。米ドル建てでは、運用資産は、市場でのマイナスの業績50億米ドル及び純資金流出額10億米ドルを反映して50億米ドル減少し、1兆450億米ドルとなった。

グローバル・アセット・マネジメントの運用資産は、110億スイス・フラン減少して、6,500億スイス・フランとなった。これは、マイナスの為替効果150億スイス・フラン及び市場でのマイナスの業績50億スイス・フランによるものであり、新規純資金流入額90億スイス・フランにより一部相殺された。

従業員

当グループの従業員数は、2015年3月31日現在の60,113名に対し、2015年6月30日現在では465名減少して59,648名となった。コーポレート・センター・サービスの従業員は、主にグループ・オペレーション部門及びグループ技術部門における従業員の減少に関連して、203名減少した。

ウェルス・マネジメントの従業員は、実績が伴わないアドバイザーの削減及びベルギー国内のウェルス・マネジメント事業の売却に起因して109名減少した。グローバル・アセット・マネジメントの従業員は、主に従来型運用業務における販売及び商品開発チームに関連して、65名増加した。

業績：2015年上半期と2014年上半期の比較

2015年上半期のUBSグループAG株主に帰属する純利益は、前年同期の18億4,600万スイス・フランと比較して31億8,600万スイス・フランであった。税引前営業利益は、主に、受取利息純額及びトレーディング収益純額の13億9,100万スイス・フランの増加に起因する営業収益の22億5,400万スイス・フランの増加、その他の収益の5億500万スイス・フランの増加並びに受取報酬及び手数料純額の4億200万スイス・フランの増加を反映して、前年上半期の26億1,100万スイス・フランと比較して44億6,700万スイス・フランであった。これは、人件費の増加を主因とする営業費用の3億9,900万スイス・フランの増加（一般管理費の減少により一部相殺されている。）により一部相殺された。

2015上半期に関して調整後の業績を決定する目的で当グループにより除外されている項目は、自己クレジット利得4億8,600万スイス・フラン、不動産売却益3億7,800万スイス・フラン、子会社売却益1億4,100万スイス・フラン、ベルギー国内のウェルス・マネジメント事業売却益5,600万スイス・フラン、マークイットへの投資を追加で一部売却したことによる利得1,100万スイス・フラン並びに正味再編費用4億9,600万スイス・フラン及び無形資産の減損損失1,100万スイス・フランであった。2014年上半期に関して、当グループにより除外されている項目は、自己クレジット利得1億6,000万スイス・フラン、不動産売却益2,400万スイス・フラン、マークイットへの投資を追加で一部売却したことによる利得4,300万スイス・フラン及び正味再編費用2億9,300万スイス・フランであった。

調整後ベースの税引前利益は12億2,500万スイス・フラン増加して39億200万スイス・フランとなった。これは営業収益の増加14億900万スイス・フランを反映しているが、営業費用の増加1億8,500万スイス・フランにより一部相殺されている。

調整後ベースの営業収益は、14億900万スイス・フラン増加して155億8,700万スイス・フランとなった。これは主に、受取利息純額及びトレーディング収益純額の増加10億6,500万スイス・フラン並びに受取報酬及び手数料純額の増加4億200万スイス・フランを反映している。調整後のその他の収益は、僅かに減少して3億8,400万スイス・フランとなった。

調整後の受取利息純額及びトレーディング収益純額の合計は10億6,500万スイス・フラン増加した。インベストメント・バンクの株式部門の受取利息純額及びトレーディング収益純額は、主に金融サービス業務及び株式デリバティブ業務の収益が増加したことにより、4億500万スイス・フラン増加した。金融サービス所得は、全ての地域（特に顕著だったのはアジア太平洋地域）を通じてエクイティ・ファイナンスからの収益が増加したことにより増加した。デリバティブ収益は、主に顧客活動水準及びボラティリティ水準が上昇した結果、増加した。外国為替取引業務、金利取引業務及びクレジット業務の受取利息純額及びトレーディング収益純額は、主に顧客活動水準及びボラティリティ水準の上昇を反映して、3億900万スイス・フラン増加した。コーポレート・クライアント・ソリューションでは6,200万スイス・フラン減少した。ウェルス・マネジメントの受取利息純額及びトレーディング収益純額は、貸付業務収益の増加及びグループALMからの収益配分額の増加を主因として、1億7,500万スイス・フラン増加した。

受取報酬及び手数料純額は、当グループのウェルス・マネジメント事業におけるポートフォリオの運用及びアドバイザー報酬が3億9,300万スイス・フラン増加したことを主因として、4億200万スイス・フラン増加した。

調整後ベースの営業費用は、1億8,500万スイス・フラン増加して116億8,600万スイス・フランとなった。人件費は、変動報酬費用が増加し、ウェルス・マネジメント・アメリカズにおいてファイナンシャル・アドバイザーの報酬が増加したことを主因として、4億7,100万スイス・フラン増加した。これは訴訟、規制上及び類似の事項に関する引当金の減少3億1,700万スイス・フランにより一部相殺された。

貸借対照表

2015年6月30日現在、当グループの貸借対照表上の資産は、主にコーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ並びにインベストメント・バンクの双方で生じた再調達価額 - 借方における減少に起因して2015年3月31日現在から990億スイス・フラン減少し、9,500億スイス・フランとなった。資産（すなわち、再調達価額 - 借方及び店頭デリバティブに対する差入担保を除く資産合計）は、主にスイス・フラン高米ドル安による為替効果に起因して100億スイス・フラン減少し、7,510億スイス・フランとなった。為替効果を除くと、資産は約40億スイス・フラン増加した。これは主に現金及び中央銀行預け金並びに貸出金の増加を反映しているが、担保付トレーディング資産の減少により一部相殺されている。

資産

商品分類別

再調達価額 - 借方（PRV）は、790億スイス・フラン減少したが、これは主に、コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオが400億スイス・フラン減少したこと（その大部分は、当グループの店頭（OTC）金利デリバティブ・エクスポージャーにおいて生じた。）を反映している。当グループの金利ポートフォリオにおいて、PRVは、金利変動に伴う公正価値の減少並びに合意による清算、第三者による更改（中央決済機関への移管を含む。）及び他のディーラー・カウンターパーティとのネット・ダウン取引への合意を含む当グループの継続的な縮小活動に起因して、380億スイス・フラン減少した。更にPRVは、主に名目価額の減少、為替変動及びイールド・カーブの動向に起因して、インベストメント・バンクにおいて370億スイス・フラン減少した。

担保付トレーディング資産は、180億スイス・フラン減少したが、これは、主にリバース・レポ契約から現金及び中央銀行預け金にいたる当グループの高品質の流動資産を再調整したことに起因している。その他の資産は、主にデリバティブ商品に係る差入担保金の減少に起因して90億スイス・フラン減少したが、プライム・ブローカレッジ債権の増加により一部相殺された。トレーディング・ポートフォリオ資産及び売却可能金融投資は、主に為替効果に起因してそれぞれ50億スイス・フラン及び40億スイス・フラン減少した。

これらの減少は、上述の高品質の流動資産の再調整を主因とする現金及び中央銀行預け金の増加160億スイス・フランに加え、短期負債残高の増加に起因する増加（顧客預金流出に起因する減少により一部相殺されている。）により一部相殺された。貸付資産は概ね横ばいを維持したが、主にウェルス・マネジメント及びウェルス・マネジメント・アメリカズにおけるロンバード貸付の増加を反映して、為替効果を除くと約50億スイス・フラン増加している。

部門別

2015年6月30日現在の非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの資産合計は、上述のPRVの減少を主因として470億スイス・フラン減少して1,130億スイス・フランとなった。資産は、主に証券化ポートフォリオのデリバティブ・エクスポージャーに対するヘッジ目的で保有していた債券ポジションの売却に加え、貸出金の一部弁済金及びその他の小規模なポジションの減少に起因して10億スイス・フラン減少し、80億スイス・フランとなった。

2015年6月30日現在のインベストメント・バンクの資産合計は、主にPRVが370億スイス・フラン減少したことを反映して主としてインベスター・クライアント・サービスにおいて390億スイス・フラン減少し、2,640億スイス・フランとなった。資産は20億スイス・フラン増加して1,760億スイス・フランとなり、当グループの定める上限である2,000億スイス・フランの範囲内を維持した。第2四半期における増加は、主にインベスター・クライアント・サービスにおける担保付トレーディング資産及びプライム・ブローカレッジ債権の増加に起因しているが、トレーディング・ポートフォリオ資産の減少により一部相殺されている。

2015年6月30日現在のグループALM資産合計は、90億スイス・フラン減少して2,180億スイス・フランとなった。これは、主に担保付トレーディング資産の減少を反映しているが、現金及び中央銀行預け金の増加により一部相殺されている。ウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ、リテール&コーポレート、グローバル・アセット・マネジメント及びコーポレート・センター - サービスの資産合計は、それぞれ1,250億スイス・フラン、550億スイス・フラン、1,410億スイス・フラン、140億スイス・フラン及び190億スイス・フランとなり、概ね横ばいであった。

負債

2015年6月30日現在の負債合計は、960億スイス・フラン減少して8,970億スイス・フランとなった。再調達価額 - 貸方は、上述のPRVの減少に概ね沿うかたちで800億スイス・フラン減少した。顧客預金は、主にウェルス・マネジメントの貸借対照表及び資本の最適化プログラム並びに為替効果を反映して220億スイス・フラン減少した。その他の負債は、主にデリバティブ商品に係る受入担保金の減少に起因して60億スイス・フラン減少した。

これらの減少は、主に譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーの双方の正味発行分を反映して短期借入金（短期債及び銀行間借入を含む。）が110億スイス・フラン増加したことにより一部相殺されている。公正価値での測定を指定された金融負債及び既発の長期債により構成される長期負債残高は、無担保上位債の発行分が劣後債及びカバード・ボンドの満期到来及び償還並びに公正価値での測定を指定された金融負債の公正価値の減少により相殺されたため、概ね横ばいとなった。

資本

UBSグループAG株主に帰属する持分は、21億4,800万スイス・フラン減少して502億1,100万スイス・フランとなった。

UBSグループAG株主に帰属する包括利益合計は、UBSグループAG株主に帰属するその他の包括利益（OCI）18億500万スイス・フラン（税引後）のマイナス要因が、UBSグループAG株主に帰属する純利益12億900万スイス・フランを上回ったことを反映して、5億9,500万スイス・フランの損失となった。第2四半期のOCIには、為替差損7億2,700万スイス・フラン、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び売却可能金融投資のそれぞれに関連するOCIのマイナス要因5億3,200万スイス・フラン及び1億4,300万スイス・フラン並びに確定給付型制度に係る純損失4億200万スイス・フランが含まれている。

UBSグループAGの資本準備金の分配により、資本剰余金は18億2,200万スイス・フラン減少したが、主に繰延株式報酬の償却費に起因する業員株式報酬による資本剰余金の増加2億1,800万スイス・フランにより一部相殺されている。

自己株式に係る正味の活動により、UBSグループAG株主に帰属する持分は1億1,200万スイス・フラン減少した。

2015年度第2四半期中、UBSグループAGはそのUBS AGに対する持分を増加させ、その結果UBSグループAG株主に帰属する持分は1億4,900万スイス・フラン増加した。

四半期中の残高

本項において開示された貸借対照表上のポジションは四半期末現在のものであり、四半期中の貸借対照表上のポジションは通常の業務過程において変動するため、四半期末現在のポジションと異なる場合がある。

自己資本比率

スイスSRBバーゼル 自己資本情報（UBS AG連結）

この項目では、自己資本に関する情報をUBS AG（連結）に焦点を当てて記載している。

スイスSRBバーゼル 利用可能資本及び自己資本規制（フェーズ・イン・ベース） UBS AG（連結）

単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	自己資本比率（％）				自己資本			
	規制 ¹		実際 ²		規制		実際 ²	
	2015年 6月30日 現在	2015年 6月30日 現在	2015年 3月31日 現在	2014年 12月31日 現在	2015年 6月30日 現在	2015年 6月30日 現在	2015年 3月31日 現在	2014年 12月31日 現在
ベース自己資本（普通株式等Tier 1自己資本）	4.5	4.5	4.5	4.0	9,548	9,548	9,872	8,846
バッファ自己資本（普通株式等Tier 1自己資本）	5.3	14.0	14.6	15.9	11,238	29,622	31,937	35,244
内、カウンターシクリカルなバッファの効果	0.2	0.2	0.2	0.1	364	364	369	322

プログレッシブ・バッファ自己資本（低トリガーの損失吸収資本）	2.8	4.5	4.6	4.7	6,007	9,613	10,038	10,451
フェーズ・アウト自己資本（Tier 2 自己資本）		0.8	0.9	0.9		1,798	1,976	2,050
合計	12.6	23.8	24.5	25.6	26,792	50,580	53,823	56,591

¹ 総自己資本比率12.6%が、スイスの自己資本に関する条例に基づく現在のフェーズ・イン・ベースの規制である。FINMAはまた、バーゼル の枠組みの実施に先立ち、UBS AG（連結）を対象とした総自己資本比率の目標値を14.4%と設定した。かかる目標値は、スイスSRB バーゼル に基づくフェーズ・イン・ベースの自己資本規制がそれを超えるまで有効となる。² ベース自己資本規制を上回るスイスSRB バーゼル 普通株式等Tier 1 自己資本は、バッファ自己資本に割り当てられる。

スイスSRBバーゼル に基づく自己資本の情報 UBS AG（連結）

単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	フェーズ・イン・ベース			完全適用ベース		
	2015年 6月30日現在	2015年 3月31日現在	2014年 12月31日現在	2015年 6月30日現在	2015年 3月31日現在	2014年 12月31日現在
Tier 1 自己資本	39,169	41,808	44,090	32,834	31,725	30,805
内、普通株式等Tier 1 自己資本	39,169	41,808	44,090	32,834	31,725	30,805
Tier 2 自己資本	11,411	12,014	12,501	9,613	10,038	10,451
内、低トリガーの損失吸収資本	9,613	10,038	10,451	9,613	10,038	10,451
内、フェーズ・アウト自己資本	1,798	1,976	2,050			
総自己資本	50,580	53,823	56,591	42,447	41,763	41,257
普通株式等Tier 1 自己資本比率（%）	18.5	19.1	19.9	15.6	14.6	14.2
Tier 1 自己資本比率（%）	18.5	19.1	19.9	15.6	14.6	14.2
総自己資本比率（%）	23.8	24.5	25.6	20.2	19.3	19.0
リスク加重資産	212,173	219,376	221,150	210,400	216,893	217,158

リスク管理及び統制

2015年1月にスイス国立銀行によりスイス・フラン対ユーロの目標最低為替レートが撤廃された後、当グループはスイス国内の経済動向を注意深く監視している。当グループは、スイス・フラン高が、経済そして特に輸出業者にマイナスの影響を及ぼすことにより、当グループの国内貸付ポートフォリオのカウンターパーティが影響を受け、且つ、将来の会計期間において貸倒引当金が最近の低水準から増加する可能性があると予想している。

当グループのスイスの法人向け貸付ポートフォリオは、多国籍及びスイス国内のカウンターパーティを対象とした貸出金で構成されている。このポートフォリオは各業界に広く分散しているが、スイス国内の当該カウンターパーティは、概してスイス国内経済及び輸出先（特に欧州連合及び米国）の経済に大きく依存している。更に、ユーロとスイス・フランの為替レートは、スイスの法人にとって重要なリスク要因である。スイス国立銀行(SNB)が2015年1月15日にスイス・フラン対ユーロの目標最低為替レートを撤廃したため、スイス・フラン高となり、その状態が続いた。スイス経済の輸出への依存度を考えると、スイス・フラン高は、純輸出の減少が四半期の成長に著しい悪影響を及ぼしたことを示す2015年第1四半期に関する経済データに見られるように、スイス経済にマイナスの影響を及ぼすと予想される。

2015年上半期中の中小企業に対するスイス・フラン高の影響は限定されており、当グループではこれは既存の受注残高が一因であったとしている。しかしながら、3カ月の平均受注期間が経過した今では、今後12ヵ月間の間に当該企業（特に輸出志向企業）の業績は悪化すると当グループは予想する。観光業もまた、事前予約により、2014年から2015年の冬期にはその大部分が守られており、それ故、オフシーズン及び2015年から2016年の冬期にホテルの閉鎖期間が延長されることにより、業界がより本格的な影響を受けるだろうと当グループは予想している。

多国籍企業については、影響はそれほどではないと当グループは予想している。スイス国立銀行(SNB)がスイス・フランの最低為替レートを設定した2011年から、多くの多国籍企業が、スイス・フラン高の影響を最小にするためにコスト管理計画の厳格化を実施し、国際的な外部委託を加速させた。これらの対策及び多国籍企業の変更に適応する能力の高さは、海外分散投資からの全般的な恩恵と相まって、最低為替レート撤廃による多国籍企業への影響を和らげた。

これらの主要なリスクに応じて、当グループは、為替レートの感応度が高い借手手を認識する目的、並びにユーロとスイス・フランの最低為替レートの撤廃が貸借対照表、収益性及び流動性に及ぼす影響を査定する目的で、当該スイス国内ポートフォリオの相当な部分について顧客毎に詳細な見直しを実施した。短期のマイナス影響を受けるリスクが高いとされる顧客については、より頻繁に監視している。更に、当グループは、悪化の兆しを掴むため、より広範なポートフォリオを注意深く監視している。2015年上半期中、信用度の低下は限定されていた。しかしながら、当グループは、スイス・フラン高が、経済にマイナスの影響を及ぼすことにより、当グループの国内貸付ポートフォリオのカウンターパーティが影響を受け、且つ、将来の会計期間において貸倒引当金が最近の低水準から増加する可能性があると予想している。周縁のヨーロッパ諸国に対する当グループの直接的エクスポージャーは引き続き限定的であり、ギリシアに対する当グループの直接的エクスポージャーは、最小の300万スイス・フランであった。それにもかかわらず、当グループはユーロ圏におけるマイナスの展開（特にギリシアに関するもの）の影響拡大の可能性については引き続き監視している。当グループはまた、中国の動向についても、最近の市場の不安定性を考慮して、注意深く追っている。現在当グループは、当グループのエクスポージャー輪郭について重大な懸念事項を有してはいるが、市場が急降下した場合には中国経済に広範な結果が生じる可能性があり、その影響は世界規模になると心に留めている。当グループの総合ストレス・テストの枠組みは、当該、影響拡大の可能性を考慮するユーロ危機シナリオ及び中国のハード・ランディング・シナリオを含む、一連のマクロ経済学的・地政学的ストレスシナリオに適用され、潜在的な影響額は、確実に、当グループのリスク選好度の枠組みにおける主要項目である、ストレス後の普通株式等Tier 1資本比率の算出に組み込まれる。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

平成27年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第4 設備の状況 2 主要な設備の状況」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

UBS AGの普通株式は、1株当たりの額面0.10スイス・フランの記名株式であり、全額払込済みである。

(1)【株式の総数等】（2015年6月30日現在）

【株式の総数】

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
記名式 4,360,761,225	記名式 3,858,408,466	記名式 502,352,759

(注) 上記記名株式は額面金額0.10スイス・フランである。

資本の額（2015年6月30日現在 / 財務諸表に基づく）

	額面価額 スイス・フラン	株式数	資本金 スイス・フラン	(百万円)
発行済払込済株式資本	0.10	3,858,408,466	385,840,846.60	(48,458)

【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
記名式額面株式 (額面金額0.10スイス・ フラン)	普通株式	3,858,408,466 (注1)	スイス証券取引所 (注2)	(注3)

(注1) 自己株式(2,139,918株)を含む。

(注2) ニューヨーク証券取引所のUBS AG株式は2015年1月17日に上場廃止になった。UBS AG株式は2015年6月30日現在スイス証券取引所に上場していたが、2015年8月27日に上場廃止になった。

(注3) 株式1株につき1議決権を有する。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】（2015年6月30日現在）

株 式 資 本

（単位：スイス・フラン(百万円)）

年 月 日	発行済株式総数 増減数(数)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額	資本金残高	摘 要
2014年12月31日	-	3,844,560,913	-	384,456,091 (48,284)	
2015年6月30日	13,847,553	3,858,408,466	1,384,756 (174)	385,840,847 (48,458)	2015年5月にオープン株式配当を行った際、条件付株式資本からUBS AGの新株を発行

(4) 【大株主の状況】

大株主（2015年6月30日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式資本に占める割合 (%)
UBSグループAG	スイス国 チューリッヒ市 8001 バーンホフストラッセ45	3,769,482,155	97.8

2【株価の推移】
該当事項なし

3【役員の状況】（提出日現在）

2014年度有価証券報告書の提出日（平成27年6月30日）後、本半期報告書の提出日までに役員に異動はなかった。

第6【経理の状況】

(a) 本書記載のUBS AG及び子会社（以下「UBS AG」という。）の中間連結財務書類は、スイスにおいて公表されたUBS AGの原文（英文）の2015年度第2四半期報告書（以下「UBS AGの第2四半期報告書」という。）に含まれている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成された2015年6月30日に終了した期間の原文（英文）の中間連結財務書類（以下「原文の中間連結財務書類」という。）の日本語訳（以下「邦文の中間連結財務書類」という。）である。また、本書記載のUBS AGの個別財務書類は、UBS AGの第2四半期報告書に含まれているスイス連邦銀行法に従って作成された2015年6月30日に終了した期間の原文（英文）の中間個別財務書類（以下「原文の中間個別財務書類」という。）の日本語訳（以下「邦文の中間個別財務書類」という。）である。UBS AGの中間連結財務書類及びUBS AGの中間個別財務書類には、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の規定が適用されている。

円換算額及び第6の2及び3に関する記載は、原文の中間連結財務書類及び中間個別財務書類には含まれていない。

なお、UBS AGが採用する会計処理の原則及び手続のうち日本で一般に公正妥当と認められているものと相違するもので重要なものは、中間財務諸表等規則の規定に準拠して、それぞれ第6の3「 .連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の相違」及び「 .個別財務書類：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の相違」に説明されている。

(b) 邦文の中間連結財務書類及び中間個別財務書類には、中間財務諸表等規則の規定に従って、原文の中間連結財務書類及び中間個別財務書類中のスイス・フラン表示の金額の主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には1スイス・フラン=125.59円（2015年9月1日現在の三菱東京UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値）の換算レートが使用されている。億円未満の端数は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(c) 原文の中間連結財務書類及び中間個別財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

1【中間財務書類】
中間連結財務書類（無監査）

損益計算書

単位：百万スイス・フラン、1株当たり 利益を除く	注記	終了四半期			変化率（％）		累計期間	
		2015年 6月30日	2015年 3月31日	2014年 6月30日	対2015年 第1四半期	対2014年 第2四半期	2015年 6月30日	2014年 6月30日
受取利息	3	3,409	3,174	3,337	7	2	6,583	6,528
支払利息	3	(1,918)	(1,536)	(2,095)	25	(8)	(3,454)	(3,714)
受取利息純額	3	1,491	1,638	1,242	(9)	20	3,129	2,814
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額		(13)	(16)	(14)	(19)	(7)	(29)	14
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額		1,479	1,621	1,229	(9)	20	3,100	2,829
受取報酬及び手数料純額	4	4,409	4,423	4,296	0	3	8,832	8,408
トレーディング収益純額	3	1,612	2,128	1,347	(24)	20	3,741	2,704
その他の収益	5	285	687	276	(59)	3	972	465
営業収益合計		7,784	8,860	7,147	(12)	9	16,644	14,405
人件費	6	4,124	4,172	3,842	(1)	7	8,297	7,809
一般管理費	7	1,723	1,747	1,871	(1)	(8)	3,470	3,550
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却 費及び減損		209	221	197	(5)	6	429	396
無形資産の償却費及び減損		30	28	19	7	58	58	39
営業費用合計		6,087	6,167	5,929	(1)	3	12,254	11,794
税引前営業利益 / (損失)		1,698	2,693	1,218	(37)	39	4,391	2,611
税金費用 / (税務上の便益)	8	443	669	314	(34)	41	1,112	652
当期純利益 / (損失)		1,255	2,023	904	(38)	39	3,278	1,958
優先証券保有者に帰属する当期純利益 / (損失)		76	0	111		(32)	76	111
非支配持分に帰属する当期純利益 / (損失)		1	0	1		0	1	2
UBS AG株主に帰属する当期純利益 / (損失)		1,178	2,023	792	(42)	49	3,201	1,846
1株当たり利益 (単位：スイス・フラン)								
基本的	9	0.31	0.53	0.21	(42)	48	0.83	0.49
希薄化後	9	0.31	0.53	0.21	(42)	48	0.83	0.48

損益計算書(続き)

単位：億円、1株当たり 利益を除く	注記	終了四半期			変化率(%)		累計期間	
		2015年 6月30日	2015年 3月31日	2014年 6月30日	対2015年 第1四半期	対2014年 第2四半期	2015年 6月30日	2014年 6月30日
受取利息	3	4,281	3,986	4,191	7	2	8,268	8,199
支払利息	3	(2,409)	(1,929)	(2,631)	25	(8)	(4,338)	(4,664)
受取利息純額	3	1,873	2,057	1,560	(9)	20	3,930	3,534
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額		(16)	(20)	(18)	(19)	(7)	(36)	18
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額		1,857	2,036	1,544	(9)	20	3,893	3,553
受取報酬及び手数料純額	4	5,537	5,555	5,395	0	3	11,092	10,560
トレーディング収益純額	3	2,025	2,673	1,692	(24)	20	4,698	3,396
その他の収益	5	358	863	347	(59)	3	1,221	584
営業収益合計		9,776	11,127	8,976	(12)	9	20,903	18,091
人件費	6	5,179	5,240	4,825	(1)	7	10,420	9,807
一般管理費	7	2,164	2,194	2,350	(1)	(8)	4,358	4,458
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却 費及び減損		262	278	247	(5)	6	539	497
無形資産の償却費及び減損		38	35	24	7	58	73	49
営業費用合計		7,645	7,745	7,446	(1)	3	15,390	14,812
税引前営業利益 / (損失)		2,133	3,382	1,530	(37)	39	5,515	3,279
税金費用 / (税務上の便益)	8	556	840	394	(34)	41	1,397	819
当期純利益 / (損失)		1,576	2,541	1,135	(38)	39	4,117	2,459
優先証券保有者に帰属する当期純利益 / (損失)		95	0	139		(32)	95	139
非支配持分に帰属する当期純利益 / (損失)		1	0	1		0	1	3
UBS AG株主に帰属する当期純利益 / (損失)		1,479	2,541	995	(42)	49	4,020	2,318
1株当たり利益 (単位：円)								
基本的	9	39	67	26	(42)	48	104	62
希薄化後	9	39	67	26	(42)	48	104	60

包括利益計算書

単位：百万スイス・フラン	終了四半期			累計期間	
	2015年6月30日	2015年3月31日	2014年6月30日	2015年6月30日	2014年6月30日
UBS AG株主に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	1,178	2,023	792	3,201	1,846
その他の包括利益					
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益					
為替換算調整					
為替換算調整の変動、税効果前	(748)	(834)	88	(1,582)	(88)
資本から損益計算書に振り替えられた為替換算額	(2)	0	(1)	(2)	(1)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	4	3	(1)	7	1
為替換算調整、税効果後小計	(746)	(831)	87	(1,577)	(87)
売却可能金融投資					
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額、税効果前	(103)	222	101	119	189
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	0	0	6	0	6
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(87)	(121)	(86)	(208)	(129)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	7	16	3	23	7
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額に関連する法人所得税	37	(38)	(8)	(1)	(25)
売却可能金融投資、税効果後小計	(146)	79	16	(67)	47
キャッシュ・フロー・ヘッジ					
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	(420)	264	639	(156)	1,177
資本から損益計算書に振り替えられた(利得) / 損失純額	(265)	(245)	(304)	(510)	(572)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	140	(4)	(73)	136	(132)
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計	(545)	15	262	(530)	472
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後合計	(1,437)	(736)	364	(2,173)	432
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益					
確定給付制度					
確定給付制度に係る利得 / (損失)、税効果前	(581)	735	48	154	502
確定給付制度に関連する法人所得税	170	(185)	(22)	(16)	(132)
確定給付制度、税効果後小計	(412)	550	26	138	370
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益、税効果後合計	(412)	550	26	138	370
その他の包括利益合計	(1,849)	(186)	390	(2,035)	801
UBS AG株主に帰属する包括利益合計	(671)	1,837	1,183	1,166	2,648

包括利益計算書(続き)

	終了四半期			累計期間	
	2015年6月30日	2015年3月31日	2014年6月30日	2015年6月30日	2014年6月30日
単位：百万スイス・フラン					
優先証券保有者に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	76	0	111	76	111
その他の包括利益					
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益					
為替換算調整の変動、税効果前	(49)	(124)	1	(173)	(15)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	(49)	(124)	1	(173)	(15)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	(49)	(124)	1	(173)	(15)
優先証券保有者に帰属する包括利益合計	26	(124)	112	(98)	96
非支配持分に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	1	0	1	1	2
その他の包括利益					
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益					
為替換算調整の変動、税効果前	(2)	(2)	2	(4)	1
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	(2)	(2)	2	(4)	1
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	(2)	(2)	2	(4)	1
非支配持分に帰属する包括利益合計	(1)	(1)	3	(2)	3
包括利益合計					
当期純利益 / (損失)	1,255	2,023	904	3,278	1,958
その他の包括利益	(1,900)	(312)	393	(2,212)	788
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益	(1,437)	(736)	364	(2,173)	432
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益	(463)	424	29	(39)	356
包括利益合計	(645)	1,712	1,298	1,066	2,746

包括利益計算書(続き)

単位：億円	終了四半期			累計期間	
	2015年6月30日	2015年3月31日	2014年6月30日	2015年6月30日	2014年6月30日
UBS AG株主に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	1,479	2,541	995	4,020	2,318
その他の包括利益					
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益					
為替換算調整					
為替換算調整の変動、税効果前	(939)	(1,047)	111	(1,987)	(111)
資本から損益計算書に振り替えられた為替換算額	(3)	0	(1)	(3)	(1)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	5	4	(1)	9	1
為替換算調整、税効果後小計	(937)	(1,044)	109	(1,981)	(109)
売却可能金融投資					
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額、税効果前	(129)	279	127	149	237
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	0	0	8	0	8
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(109)	(152)	(108)	(261)	(162)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	9	20	4	29	9
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額に関連する法人所得税	46	(48)	(10)	(1)	(31)
売却可能金融投資、税効果後小計	(183)	99	20	(84)	59
キャッシュ・フロー・ヘッジ					
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	(527)	332	803	(196)	1,478
資本から損益計算書に振り替えられた(利得) / 損失純額	(333)	(308)	(382)	(641)	(718)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	176	(5)	(92)	171	(166)
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計	(684)	19	329	(666)	593
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後合計	(1,805)	(924)	457	(2,729)	543
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益					
確定給付制度					
確定給付制度に係る利得 / (損失)、税効果前	(730)	923	60	193	630
確定給付制度に関連する法人所得税	214	(232)	(28)	(20)	(166)
確定給付制度、税効果後小計	(517)	691	33	173	465
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益、税効果後合計	(517)	691	33	173	465
その他の包括利益合計	(2,322)	(234)	490	(2,556)	1,006
UBS AG株主に帰属する包括利益合計	(843)	2,307	1,486	1,464	3,326

包括利益計算書(続き)

	終了四半期			累計期間	
	2015年6月30日	2015年3月31日	2014年6月30日	2015年6月30日	2014年6月30日
単位：億円					
優先証券保有者に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	95	0	139	95	139
その他の包括利益					
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益					
為替換算調整の変動、税効果前	(62)	(156)	1	(217)	(19)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	(62)	(156)	1	(217)	(19)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	(62)	(156)	1	(217)	(19)
優先証券保有者に帰属する包括利益合計	33	(156)	141	(123)	121
非支配持分に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	1	0	1	1	3
その他の包括利益					
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益					
為替換算調整の変動、税効果前	(2)	(3)	3	(5)	1
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	(3)	(3)	3	(5)	1
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	(3)	(3)	3	(5)	1
非支配持分に帰属する包括利益合計	(1)	(1)	4	(3)	4
包括利益合計					
当期純利益 / (損失)	1,576	2,541	1,135	4,117	2,459
その他の包括利益	(2,386)	(392)	494	(2,778)	990
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益	(1,805)	(924)	457	(2,729)	543
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益	(581)	533	36	(49)	447
包括利益合計	(810)	2,150	1,630	1,339	3,449

貸借対照表

単位：百万スイス・フラン	注記	変化率（％）				
		2015年 6月30日現在	2015年 3月31日現在	2014年 12月31日現在	対2015年 3月31日	対2014年 12月31日
資産						
現金及び中央銀行預け金		84,646	68,854	104,073	23	(19)
銀行預け金		13,343	13,261	13,334	1	0
借入有価証券に係る担保金	12	27,689	26,755	24,063	3	15
リバース・レボ契約	12	60,848	79,811	68,414	(24)	(11)
トレーディング・ポートフォリオ資産	10	128,486	133,581	138,156	(4)	(7)
内、取引相手先により売却又は再担保差入 されている可能性のある差入担保資産		50,544	52,377	56,018	(3)	(10)
再調達価額 借方	10,11,12	173,681	252,876	256,978	(31)	(32)
デリバティブに係る差入担保金	12	24,842	34,550	30,979	(28)	(20)
公正価値での測定を指定された金融資産	10,12	5,087	4,752	4,493	7	13
貸出金		315,482	314,957	315,984	0	0
売却可能金融投資	10	66,771	71,077	57,159	(6)	17
関連会社投資		908	950	927	(4)	(2)
有形固定資産及びソフトウェア		7,050	6,926	6,854	2	3
のれん及び無形資産		6,242	6,507	6,785	(4)	(8)
繰延税金資産		10,000	10,140	11,060	(1)	(10)
その他の資産	13	26,451	25,125	23,069	5	15
資産合計		951,528	1,050,122	1,062,327	(9)	(10)
負債						
銀行預り金		13,270	10,294	10,492	29	26
貸付有価証券に係る担保金	12	10,652	9,725	9,180	10	16
レボ契約	12	13,032	14,159	11,818	(8)	10
トレーディング・ポートフォリオ負債	10	32,224	30,132	27,958	7	15
再調達価額 貸方	10,11,12	171,202	250,861	254,101	(32)	(33)
デリバティブに係る受入担保金	12	38,603	47,076	42,372	(18)	(9)
公正価値での測定を指定された金融負債	10,12,14	66,366	70,124	75,297	(5)	(12)
顧客預り金		382,387	404,777	410,979	(6)	(7)
社債	15	97,255	84,596	91,207	15	7
引当金	16	3,594	3,956	4,366	(9)	(18)
その他の負債	13	69,380	68,679	70,392	1	(1)
負債合計		897,966	994,379	1,008,162	(10)	(11)
資本						
資本金		386	384	384	1	1
資本剰余金		30,474	32,044	32,057	(5)	(5)
自己株式		(44)	(154)	(37)	(71)	19
利益剰余金		26,241	25,475	22,902	3	15
資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後		(5,373)	(3,935)	(3,199)	37	68
UBS AG株主に帰属する持分		51,685	53,815	52,108	(4)	(1)
優先証券保有者に帰属する持分		1,840	1,889	2,013	(3)	(9)

非支配持分に帰属する持分	38	39	45	(3)	(16)
資本合計	53,562	55,742	54,165	(4)	(1)
負債及び資本合計	951,528	1,050,122	1,062,327	(9)	(10)

貸借対照表(続き)

単位：億円	注記	変化率(%)				
		2015年 6月30日現在	2015年 3月31日現在	2014年 12月31日現在	対2015年 3月31日	対2014年 12月31日
資産						
現金及び中央銀行預け金		106,307	86,474	130,705	23	(19)
銀行預け金		16,757	16,654	16,746	1	0
借入有価証券に係る担保金	12	34,775	33,602	30,221	3	15
リバース・レボ契約	12	76,419	100,235	85,921	(24)	(11)
トレーディング・ポートフォリオ資産	10	161,366	167,764	173,510	(4)	(7)
内、取引相手先により売却又は再担保差入 されている可能性のある差入担保資産		63,478	65,780	70,353	(3)	(10)
再調達価額 借方	10,11,12	218,126	317,587	322,739	(31)	(32)
デリバティブに係る差入担保金	12	31,199	43,391	38,907	(28)	(20)
公正価値での測定を指定された金融資産	10,12	6,389	5,968	5,643	7	13
貸出金		396,214	395,554	396,844	0	0
売却可能金融投資	10	83,858	89,266	71,786	(6)	17
関連会社投資		1,140	1,193	1,164	(4)	(2)
有形固定資産及びソフトウェア		8,854	8,698	8,608	2	3
のれん及び無形資産		7,839	8,172	8,521	(4)	(8)
繰延税金資産		12,559	12,735	13,890	(1)	(10)
その他の資産	13	33,220	31,554	28,972	5	15
資産合計		1,195,024	1,318,848	1,334,176	(9)	(10)
負債						
銀行預り金		16,666	12,928	13,177	29	26
貸付有価証券に係る担保金	12	13,378	12,214	11,529	10	16
レボ契約	12	16,367	17,782	14,842	(8)	10
トレーディング・ポートフォリオ負債	10	40,470	37,843	35,112	7	15
再調達価額 貸方	10,11,12	215,013	315,056	319,125	(32)	(33)
デリバティブに係る受入担保金	12	48,482	59,123	53,215	(18)	(9)
公正価値での測定を指定された金融負債	10,12,14	83,349	88,069	94,566	(5)	(12)
顧客預り金		480,240	508,359	516,149	(6)	(7)
社債	15	122,143	106,244	114,547	15	7
引当金	16	4,514	4,968	5,483	(9)	(18)
その他の負債	13	87,134	86,254	88,405	1	(1)
負債合計		1,127,755	1,248,841	1,266,151	(10)	(11)
資本						
資本金		485	482	482	1	1
資本剰余金		38,272	40,244	40,260	(5)	(5)
自己株式		(55)	(193)	(46)	(71)	19
利益剰余金		32,956	31,994	28,763	3	15
資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後		(6,748)	(4,942)	(4,018)	37	68
UBS AG株主に帰属する持分		64,911	67,586	65,442	(4)	(1)
優先証券保有者に帰属する持分		2,311	2,372	2,528	(3)	(9)

非支配持分に帰属する持分	48	49	57	(3)	(16)
資本合計	67,269	70,006	68,026	(4)	(1)
負債及び資本合計	1,195,024	1,318,848	1,334,176	(9)	(10)

[次へ](#)

持分変動計算書

単位：百万スイス・フラン	資本金	資本 剰余金	自己株式	利益 剰余金	資本に直接 認識された その他の包括利 益、税効果後 ¹	内、 為替 換算調整	内、 売却可能金融 投資	内、キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	UBS AG株主に 帰属する 持分合計	優先 証券 所有者	非支配 持分	資本合計
2014年1月1日現在残高	384	33,906	(1,031)	20,608	(5,866)	(7,425)	95	1,463	48,002	1,893	41	49,936
株式発行	0								0			0
自己株式の取得			(840)						(840)			(840)
自己株式の売却			423						423			423
自己株式処分益/(損)及び自己持分のデリバティブ 取引に係るプレミアム/(ディスカウント)純額		25							25			25
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		(2)							(2)			(2)
従業員持株制度及び株式オプション制度		179							179			179
資本剰余金に認識された(税金費用)/税務上の便益		1							1			1
配当金		(938) ²							(938)	(111)	(4)	(1,053)
買戻し義務付自己株式		35							35			35
優先証券									0	0		0
新規連結及びその他の増加/(減少)									0		0	0
連結除外及びその他の減少									0			0
当期の包括利益合計				2,216	432	(87)	47	472	2,648	96	3	2,746
内、当期純利益/(損失)				1,846					1,846	111	2	1,958
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその 他					432	(87)	47	472	432			432
の包括利益、税効果後												
内、損益計算書に振り替えられることのないその他 の包括利益、税効果後 - 確定給付制度				370					370			370
内、損益計算書に振り替えられることのないその他 の包括利益、税効果後 - 為替換算調整									0	(15)	1	(14)
2014年6月30日現在残高	384	33,205	(1,448)	22,824	(5,434)	(7,512)	142	1,935	49,532	1,879	39	51,450
2015年1月1日現在残高	384	32,057	(37)	22,902	(3,199)	(5,591)	236	2,156	52,108	2,013	45	54,165
株式発行	1								1			1
自己株式の取得			(272)						(272)			(272)
自己株式の売却			265						265			265
自己株式処分益/(損)及び自己持分のデリバティブ 取引に係るプレミアム/(ディスカウント)純額		43							43			43
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		293							293			293
従業員持株制度及び株式オプション制度		(6)							(6)			(6)

資本剰余金に認識された(税金費用)/税務上の便益		1					1			1		
配当金		(1,914) ²					(1,914)	(76)	(5)	(1,995)		
買戻し義務付自己株式							0			0		
優先証券							0	0		0		
新規連結及びその他の増加/(減少)							0			0		
連結除外及びその他の減少							0			0		
当期の包括利益合計				3,340	(2,173)	(1,577)	(67)	(530)	1,166	(98)	(2)	1,066
内、当期純利益/(損失)				3,201					3,201	76	1	3,278
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他					(2,173)	(1,577)	(67)	(530)	(2,173)			(2,173)
の包括利益、税効果後												
内、損益計算書に振り替えられることのないその他				138					138			138
の包括利益、税効果後 - 確定給付制度												
内、損益計算書に振り替えられることのないその他									0	(173)	(4)	(177)
の包括利益、税効果後 - 為替換算調整												
2015年6月30日現在残高	386	30,474	(44)	26,241	(5,373)	(7,168)	169	1,626	51,685	1,840	38	53,562

¹ 利益剰余金に直接認識されている確定給付制度を除く。² UBS AG(個別)において1株(額面0.10スイス・フラン)当たり0.50スイス・フラン(2014年度:0.25スイス・フラン)の資本準備金からの配当を行ったことを反映している。

持分変動計算書(続き)

単位：億円	資本金	資本 剰余金	自己株式	利益 剰余金	資本に直接 認識された その他の包括利 益、税効果後 ¹	内、 為替 換算調整	内、 売却可能金融 投資	内、キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	UBS AG株主に 帰属する 持分合計	優先 証券 保有者	非支配 持分	資本合計
2014年1月1日現在残高	482	42,583	(1,295)	25,882	(7,367)	(9,325)	119	1,837	60,286	2,377	51	62,715
株式発行	0								0			0
自己株式の取得			(1,055)						(1,055)			(1,055)
自己株式の売却			531						531			531
自己株式処分益/(損)及び自己持分のデリバティブ 取引に係るプレミアム/(ディスカウント)純額		31							31			31
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		(3)							(3)			(3)
従業員持株制度及び株式オプション制度		225							225			225
資本剰余金に認識された(税金費用)/税務上の便益		1							1			1
配当金		(1,178) ²							(1,178)	(139)	(5)	(1,322)
買戻し義務付自己株式		44							44			44
優先証券									0	0		0
新規連結及びその他の増加/(減少)									0		0	0
連結除外及びその他の減少									0			0
当期の包括利益合計				2,783	543	(109)	59	593	3,326	121	4	3,449
内、当期純利益/(損失)				2,318					2,318	139	3	2,459
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその 他					543	(109)	59	593	543			543
の包括利益、税効果後												
内、損益計算書に振り替えられることのないその他 の包括利益、税効果後 - 確定給付制度				465					465			465
内、損益計算書に振り替えられることのないその他 の包括利益、税効果後 - 為替換算調整									0	(19)	1	(18)
2014年6月30日現在残高	482	41,702	(1,819)	28,665	(6,825)	(9,434)	178	2,430	62,207	2,360	49	64,616
2015年1月1日現在残高	482	40,260	(46)	28,763	(4,018)	(7,022)	296	2,708	65,442	2,528	57	68,026
株式発行	1								1			1
自己株式の取得			(342)						(342)			(342)
自己株式の売却			333						333			333

自己株式処分益 / (損) 及び自己持分のデリバティブ取引に係るプレミアム / (ディスカウント) 純額	54							54			54	
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム	368							368			368	
従業員持株制度及び株式オプション制度	(8)							(8)			(8)	
資本剰余金に認識された(税金費用) / 税務上の便益	1							1			1	
配当金	(2,404) ²							(2,404)	(95)	(6)	(2,506)	
買戻し義務付自己株式								0			0	
優先証券								0	0		0	
新規連結及びその他の増加 / (減少)								0			0	
連結除外及びその他の減少								0			0	
当期の包括利益合計			4,195	(2,729)	(1,981)	(84)	(666)	1,464	(123)	(3)	1,339	
内、当期純利益 / (損失)			4,020					4,020	95	1	4,117	
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他				(2,729)	(1,981)	(84)	(666)	(2,729)			(2,729)	
の包括利益、税効果後												
内、損益計算書に振り替えられることのないその他			173					173			173	
の包括利益、税効果後 - 確定給付制度												
内、損益計算書に振り替えられることのないその他								0	(217)	(5)	(222)	
の包括利益、税効果後 - 為替換算調整												
2015年6月30日現在残高	485	38,272	(55)	32,956	(6,748)	(9,002)	212	2,042	64,911	2,311	48	67,269

¹ 利益剰余金に直接認識されている確定給付制度を除く。² UBS AG(個別)において1株(額面0.10スイス・フラン)当たり63円(2014年度:31円)の資本準備金からの配当を行ったことを反映している。

[次へ](#)

キャッシュ・フロー計算書

単位：百万スイス・フラン	累計期間	
	2015年6月30日	2014年6月30日
営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)		
当期純利益 / (損失)	3,278	1,958
当期純利益から営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)への調整		
当期純利益に含まれている非資金項目及びその他の調整：		
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	429	396
無形資産の償却費及び減損	58	39
貸倒引当金繰入額 / (戻入額)	29	(14)
関連会社持分純利益	(52)	(54)
繰延税金費用 / (税務上の便益)	691	466
投資活動から生じた純損失 / (利得)	(673)	(133)
財務活動から生じた純損失 / (利得)	(2,980)	(78)
その他の調整純額	7,908	80
営業活動に係る資産及び負債の(増加) / 減少純額：		
銀行預け金 / 銀行預り金	2,843	1,049
借入有価証券に係る担保金及びリバース・レボ契約	(1,019)	13,298
貸付有価証券に係る担保金及びレボ契約	3,537	7,343
トレーディング・ポートフォリオ、再調達価額純額及び公正価値での測定を指定された金融資産	5,629	1,926
デリバティブに係る担保金	2,608	(5,362)
貸出金	(7,547)	(13,439)
顧客預り金	(20,243)	(2,402)
その他の資産、引当金及びその他の負債	(4,695)	975
支払税金、還付金控除後	(210)	(249)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(10,408)	5,799
投資活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)		
子会社、関連会社及び無形資産取得	(38)	0
子会社、関連会社及び無形資産処分 ¹	190	52
有形固定資産及びソフトウェア購入	(795)	(787)
有形固定資産及びソフトウェア処分	520	102
売却可能金融投資に係る(投資) / 売却純額 ²	(15,549)	5,942
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(15,673)	5,308

¹ 関連会社からの受取配当金を含む。² 売却と満期到来によるキャッシュ・フロー収入総額(2015年6月30日に終了した6ヶ月間：49,967百万スイス・フラン、2014年6月30日に終了した6ヶ月間：69,092百万スイス・フラン)及び購入によるキャッシュ・フロー支出総額(2015年6月30日に終了した6ヶ月間：65,516百万スイス・フラン、2014年6月30日に終了した6ヶ月間：63,150百万スイス・フラン)を含む。

キャッシュ・フロー計算書(続き)

単位: 百万スイス・フラン	累計期間	
	2015年6月30日	2014年6月30日
財務活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)		
短期借入債務発行/(償還)純額	5,353	(2,157)
自己株式及び自己持分のデリバティブ取引に係る変動純額	0	(722)
UBS株式に係る配当金の支払	(1,632)	(938)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行	33,204	18,056
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還	(25,044)	(19,711)
配当金の支払及び優先証券の償還	(77)	(81)
非支配持分の変動純額	(5)	(4)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	11,799	(5,559)
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	(5,595)	(131)
現金及び現金同等物の増加/(減少)純額	(19,876)	5,418
現金及び現金同等物期首残高	116,715	96,284
現金及び現金同等物期末残高	96,838	101,702
現金及び現金同等物の構成:		
現金及び中央銀行預け金	84,646	77,615
銀行預け金	11,720	22,391
マネー・マーケット・ペーパー ¹	473	1,695
合計 ²	96,838	101,702

追加情報

営業活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)は以下を含む:

利息として受領した現金	5,315	5,427
利息として支払った現金	2,927	2,985
株式投資、投資信託受益証券及び関連会社に係る配当として受領した現金 ³	1,182	1,144

¹ マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、「トレーディング・ポートフォリオ資産」及び「売却可能金融投資」に含まれる。² 現金及び現金同等物のうち、2015年6月30日及び2014年6月30日現在、それぞれ3,404百万スイス・フラン及び3,580百万スイス・フランが使用制限のあるものである。詳細については2014年度の年次報告書の注記25を参照のこと。³ 投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)に計上された関連会社からの受取配当金を含む。

キャッシュ・フロー計算書(続き)

単位：億円	累計期間	
	2015年6月30日	2014年6月30日
営業活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)		
当期純利益/(損失)	4,117	2,459
当期純利益から営業活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)への調整		
当期純利益に含まれている非資金項目及びその他の調整：		
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	539	497
無形資産の償却費及び減損	73	49
貸倒引当金繰入額/(戻入額)	36	(18)
関連会社持分純利益	(65)	(68)
繰延税金費用/(税務上の便益)	868	585
投資活動から生じた純損失/(利得)	(845)	(167)
財務活動から生じた純損失/(利得)	(3,743)	(98)
その他の調整純額	9,932	100
営業活動に係る資産及び負債の(増加)/減少純額：		
銀行預け金/銀行預り金	3,571	1,317
借入有価証券に係る担保金及びリバース・レボ契約	(1,280)	16,701
貸付有価証券に係る担保金及びレボ契約	4,442	9,222
トレーディング・ポートフォリオ、再調達価額純額及び公正価値での測定を指定された金融資産	7,069	2,419
デリバティブに係る担保金	3,275	(6,734)
貸出金	(9,478)	(16,878)
顧客預り金	(25,423)	(3,017)
その他の資産、引当金及びその他の負債	(5,896)	1,225
支払税金、還付金控除後	(264)	(313)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	(13,071)	7,283
投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)		
子会社、関連会社及び無形資産取得	(48)	0
子会社、関連会社及び無形資産処分 ¹	239	65
有形固定資産及びソフトウェア購入	(998)	(988)
有形固定資産及びソフトウェア処分	653	128
売却可能金融投資に係る(投資)/売却純額 ²	(19,528)	7,463
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	(19,684)	6,666

¹ 関連会社からの受取配当金を含む。² 売却と満期到来によるキャッシュ・フロー収入総額(2015年6月30日に終了した6ヶ月間：62,754億円、2014年6月30日に終了した6ヶ月間：86,773億円)及び購入によるキャッシュ・フロー支出総額(2015年6月30日に終了した6ヶ月間：82,282億円、2014年6月30日に終了した6ヶ月間：79,310億円)を含む。

キャッシュ・フロー計算書(続き)

単位：億円	累計期間	
	2015年6月30日	2014年6月30日
財務活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)		
短期借入債務発行/(償還)純額	6,723	(2,709)
自己株式及び自己持分のデリバティブ取引に係る変動純額	0	(907)
UBS株式に係る配当金の支払	(2,050)	(1,178)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行	41,701	22,677
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還	(31,453)	(24,755)
配当金の支払及び優先証券の償還	(97)	(102)
非支配持分の変動純額	(6)	(5)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	14,818	(6,982)
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	(7,027)	(165)
現金及び現金同等物の増加/(減少)純額	(24,962)	6,804
現金及び現金同等物期首残高	146,582	120,923
現金及び現金同等物期末残高	121,619	127,728
現金及び現金同等物の構成：		
現金及び中央銀行預け金	106,307	97,477
銀行預け金	14,719	28,121
マネー・マーケット・ペーパー ¹	594	2,129
合計 ²	121,619	127,728
追加情報		
営業活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)は以下を含む：		
利息として受領した現金	6,675	6,816
利息として支払った現金	3,676	3,749
株式投資、投資信託受益証券及び関連会社に係る配当として受領した現金 ³	1,484	1,437

¹ マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、「トレーディング・ポートフォリオ資産」及び「売却可能金融投資」に含まれる。² 現金及び現金同等物のうち、2015年6月30日及び2014年6月30日現在、それぞれ4,275億円及び4,496億円が使用制限のあるものである。詳細については2014年度の年次報告書の注記25を参照のこと。³ 投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)に計上された関連会社からの受取配当金を含む。

[次へ](#)

中間連結財務書類に対する注記

注記 1 会計の基礎

UBS AG及び子会社（以下総称して「UBS AG」という。）の連結財務書類（以下「当期中財務書類」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）により発行されている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されており、スイス・フラン（UBS AGが設立されたスイスの通貨）建てで表示されている。UBSグループAGは、当グループの持株会社及びUBS AGの親会社である。当期中財務書類は、IAS第34号「中間財務報告」に準拠して作成されている。

当期中財務書類の作成にあたっては、以下に記載している変更及びUBS AGの2015年度第1四半期報告書の「Note 1 Basis of accounting」に記載している変更を除いて、2014年12月31日に終了した期間のUBS AGの連結年次財務書類に適用された会計方針及び評価方法が適用されている。当期中財務書類は監査を受けておらず、UBS AGの2014年度の年次報告書に含まれている監査済連結財務書類とともに閲覧されるべきものである。経営者は、UBS AGの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローを適正に表示するために必要な全ての調整が行われたと考えている。

当期中財務書類を作成するに当たり、経営者は見積りや仮定をする必要があり、それらは報告された資産、負債、収益、費用の金額並びに偶発資産及び偶発負債の開示に影響を与えている。この見積り及び仮定は、入手可能な最善の情報に基づいている。将来における実際の結果は、当該見積りと相違する場合があります。これらの相違は、当期中財務書類に重要な影響を与える場合がある。通常の見直しから生じた見積りの修正は、かかる修正が発生した期間に認識される。重要な判断を要すると考えられる見積りの不確実性に関する詳細については、UBS AGの2014年度の年次報告書の「注記 1 a) 重要な会計方針」の第2項を参照。

一部の内部資金調達取引及び自己クレジットに係る公正価値利得及び損失に関連するセグメント報告の変更
2015年度第2四半期からの事業セグメントの業績評価方法の変更に合わせて、UBS AGは現在、コーポレート・センター - グループALM業務とインベストメント・バンク並びにコーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオの一部の資金調達取引について、その会計処理を償却原価から公正価値に変更した。この変更により、これらの内部取引がインベストメント・バンクとコーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオにおいてリスク管理される場合に使用される時価基準と整合することになる。資金調達取引の条件は、その他の点では変更されていない。この変更に関連して、当行は現在、コーポレート・センター - サービス業務ではなくコーポレート・センター - グループALM業務において、公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己クレジット利得及び損失を表示している。この変更を反映するために過年度の数値は修正再表示されている。その結果、2015年度第1四半期における営業収益及び税引前業績は、インベストメント・バンクにおいて8百万スイス・フラン減少し、コーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオにおいて40百万スイス・フラン増加し、コーポレート・センター - サービス業務において226百万スイス・フラン減少したが、コーポレート・センター - グループALM業務における195百万スイス・フランの増加により相殺された。これらの変更は、表示期間におけるUBS AGの営業収益合計又は当期純利益に影響を及ぼしていない。

また当行は、自己クレジット利得及び損失を測定する方法の変更を検討しており、2015年度下半期に当該変更を実施する予定である。さらに当行は、2016年度第1四半期の時点で純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債について、IFRS第9号の自己クレジットの表示要件の早期適用を予定している。IFRS第9号に基づいて、自己クレジットに関連するかかる負債の公正価値の変動はその他の包括利益に認識され、損益計算書に振り替えられることはない。当行は、IFRS第9号のその他の要件（分類及び測定、減損並びにヘッジ会計）を2018年の強制適用の発効日の時点で適用する予定である。

詳細については、注記2を参照。

コーポレート・センター - サービス業務から事業部門及び他のコーポレート・センター部門へのサービスの配分

2015年度第2四半期において、UBS AGは、経済的関係をより反映するために、コーポレート・センター - サービス業務から事業部門及び他のコーポレート・センター部門へのサービスの配分の表示を修正した。これらの費用配分は、過年度においては人件費、一般管理費並びに有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及

び減損の項目において表示されており、事業部門及びコーポレート・センター（に対する）/からのサービスの報告項目において新たに表示されている。過年度の情報は、この変更を反映するために修正再表示されている。この表示の変更は、表示期間における事業部門及びコーポレート・センター部門の営業収益合計又は税引前業績に影響を及ぼしていない。

詳細については、注記2を参照。

スイス以外の年金制度の確定給付債務の算出に用いる数理上の仮定の見直し

UBS AGは、確定給付債務の算出に用いる数理上の仮定の妥当性を定期的に見直している。2015年度第1四半期に実施されたスイス年金制度の確定給付債務の算出に用いる数理上の仮定の詳細な見直しに関連して、UBS AGは、2015年度第2四半期にスイス以外の年金制度について同様の見直しを実施した。この見直しを受けて、UBS AGは、様々な数理上の仮定の見積りに使用される方法を変更し、アプローチを改良した。これらの変更により、スイス以外の年金制度の確定給付債務は純額で約1億スイス・フラン減少し、その他の包括利益は同額増加した。

注記2 セグメント報告

UBS AGの事業は、世界的規模で5つの事業部門、すなわちウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ、リテール&コーポレート、グローバル・アセット・マネジメント及びインベストメント・バンクで構成され、コーポレート・センターによるサポートを受けている。この5つの事業部門は、セグメント報告の目的上、報告セグメントとしての要件を満たし、また、コーポレート・センター及びその部門とともにUBS AGの経営上の構造を反映している。これまでインベストメント・バンクにあった非中核の業務及びポジションは、コーポレート・センターで管理され、同区分に報告されている。レガシー・ポートフォリオとともに、これらの非中核の業務及びポジションは、コーポレート・センター内に独立した報告セグメント「非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ」として報告されている。グループ執行役員会（IFRS第8号「事業セグメント」における「最高経営意思決定者」であると考えられる。）への内部の経営者向け報告書において、5つの事業部門及びコーポレート・センター（及びその部門）に関する財務情報は、区分表示されている。

管理会計規定及びサービス・レベルに関する合意を含むUBS AGの社内の会計方針は、各報告セグメントに直接帰属する収益及び費用を決定する。内部費用及び振替価格調整は、報告セグメントの業績に反映されている。報告セグメント間の取引は内部で合意済みの価格で又は独立第三者間取引と同等の条件で実施され、各報告セグメントの業績にも反映されている。収益分配契約は、複数の報告セグメントが一連の価値の創出に関与する場合、外部顧客収益を報告セグメントに配分するために使用される。手数料は、対応する顧客関係に基づいて報告セグメントに貸方計上される。受取利息純額は通常、貸借対照表のポジションに基づいて報告セグメントに配分される。UBS AGの連結持分の運用から稼得した受取利息は、平均帰属資本に基づいて報告セグメントに配分される。公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己クレジット利得及び損失は、事業部門の業績の測定から除外され、コーポレート・センター - グループALMにおいて報告される。UBS AGのセグメント間収益の合計は、収益の大部分が収益分配契約により事業部門全体にわたって配分されるため、重要ではない。

報告セグメントの資産及び負債は、コーポレート・センター - グループALMを通じて資金供給され、同部門により投資されて、利息差額純額が各報告セグメントの業績に反映される。

年次事業計画サイクルの一環として、コーポレート・センター - サービスは、毎年、各事業部門並びに他のコーポレート・センター部門との間で、固定価格又は計算式に基づく変動価格（資本及びサービスの利用レベル並びに提供されるサービスの性質による）で費用配分するサービスアグリーメントを締結している。しかしながら実際の発生費用と予想費用は異なる場合があるため、コーポレート・センター - サービスは様々な要因に応じて配分不足額又は配分超過額を認識する可能性がある。この費用配分は、過年度の実績や次年度の計画を考慮した上で、毎年再設定される。

セグメントの貸借対照表の資産は第三者の観点に基づいており、当該資産の額には連結会社間残高は含まれていない。この観点は経営者への内部報告と一致している。コーポレート・センター - サービス及びコーポレート・センター - グループALMによって中央管理されている一部の資産（有形固定資産及びソフトウェア並びに一部の金融資産を含む。）は、対応する費用及び/又は収益の配分とは異なる基準で各セグメントに配分されている。具体的には、一部の資産はコーポレート・センター - サービス及びコーポレート・センター - グループALMに報告されているが、対応する費用及び/又は収益は内部で定められた様々な配分方法に基づいて、全体又は部分的に各セグメントに配分されている。同様に、一部の資産は各事業部門に報告されているが、対応する費用及び/又は収益は、全体又は部分的にコーポレート・センター - サービスに配分されている。

	ウェルス・ マネジメン ト	ウェルス・ マネジメン ト・アメリ カズ	リテール& コーポレート	グローバル・ アセット・ マネジメン ト	インベスト メント・ バンク	コーポレート・センター			UBS AG
						グループ サービス	グループ ALM	非中核業務 及びレガ シー・ポー トフォリオ	
単位：百万スイス・フラン									
2015年6月30日に終了した6ヶ月間									
受取利息純額	874	492	937	(18)	609	(162)	430	(35)	3,129
受取利息以外	3,217	3,080	808	996	4,495	418	478	54	13,545
グループALMから事業部門及び他CC部門への配分	236	52	210	9	(86)	86	(480)	(27)	0
収益 ¹	4,327	3,624	1,956	987	5,018	342	427	(8)	16,674
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	0	0	(25)	0	(6)	0	0	2	(29)
営業収益合計	4,327	3,624	1,931	987	5,012	342	427	(6)	16,644
人件費	1,316	2,245	447	342	1,948	1,915	15	69	8,297
一般管理費	254	332	117	111	384	2,173	8	91	3,470
事業部門及びコーポレート・センター(に対する) / からのサービス	1,055	589	534	233	1,366	(3,946)	(20)	190	0
内、CC-サービスからのサービス	1,027	583	584	241	1,336	(3,963)	34	159	0
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	3	1	8	1	13	403	0	0	429
無形資産の償却費及び減損	2	25	0	3	18	11	0	0	58
営業費用合計 ²	2,629	3,192	1,107	689	3,729	556	2 ³	349	12,254
税引前営業利益 / (損失)	1,698	432	824	298	1,284	(214)	425	(355)	4,391
税金費用 / (税務上の便益)									1,112
当期純利益 / (損失)									3,278
2015年6月30日現在									
資産合計	124,597	55,313	141,788	14,176	263,833	20,089	218,308	113,425	951,528
2014年6月30日に終了した6ヶ月間 ⁴									
受取利息純額	811	398	901	(22)	464	(167)	323	106	2,814
受取利息以外	2,849	2,879	769	926	4,077	77	210	(207)	11,577
グループALMから事業部門及び他CC部門への配分	202	54	196	12	(67)	105	(449)	(52)	0
収益 ¹	3,862	3,330	1,866	916	4,473	15	83	(154)	14,391
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	3	15	4	0	(6)	0	0	(2)	14
営業収益合計	3,865	3,345	1,870	916	4,468	14	83	(156)	14,405
人件費	1,232	2,073	440	301	1,786	1,898	10	69	7,809
一般管理費	614	260	157	158	353	1,818	9	180	3,550

事業部門及びコーポレート・センター(に対する) / からのサービス	1,040	536	525	224	1,305	(3,854)	(24)	248	0
内、CC-サービスからのサービス	1,008	528	581	231	1,284	(3,867)	40	193	0
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	2	0	8	1	20	365	0	0	396
無形資産の償却費及び減損	3	23	0	4	6	2	0	1	39
営業費用合計 ²	2,891	2,892	1,130	688	3,469	230	(5) ³	499	11,794
税引前営業利益 / (損失)	974	453	740	228	999	(215)	88	(654)	2,611
税金費用 / (税務上の便益)									652
当期純利益 / (損失)									1,958

2014年12月31日現在

資産合計	127,588	56,026	143,711	15,207	292,347	19,720	237,902	169,826	1,062,327
------	---------	--------	---------	--------	---------	--------	---------	---------	-----------

¹ コーポレート・センター - グループALMの自己の信用についての詳細に関しては、注記10を参照。² リストラクチャリング費用についての情報に関しては、注記18を参照。³ グループALMの営業費用は、事業部門及び他のコーポレート・センター部門への配分後の純額が表示されている。配分前のグループALMの営業費用合計は、2015年度上半期及び2014年度上半期においてそれぞれ23百万スイス・フラン、19百万スイス・フランであった。⁴ 本表の数値は、組織変更に伴う修正、及び新しい会計基準の適用又は会計方針の変更に伴う修正再表示により、当初公表された四半期及び年次報告書の数値と異なる場合がある。

注記3 受取利息純額及びトレーディング収益純額

	2015年 6月30日 終了四半期	2015年 3月31日 終了四半期	2014年 6月30日 終了四半期	対2015年度 第1四半期 変化率	対2014年度 第2四半期 変化率	2015年 6月30日 累計期間	2014年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
受取利息純額及び トレーディング収益純額							
受取利息純額	1,491	1,638	1,242	(9)	20	3,129	2,814
トレーディング収益純額	1,612	2,128	1,347	(24)	20	3,741	2,704
受取利息純額及び トレーディング収益純額合計	3,104	3,766	2,589	(18)	20	6,870	5,518
ウェルス・マネジメント	711	806	671	(12)	6	1,517	1,342
ウェルス・マネジメント・ アメリカズ	375	357	326	5	15	732	649
リテール&コーポレート	628	687	626	(9)	0	1,315	1,228
グローバル・アセット・マネジ メント	(2)	(6)	(5)	(67)	(60)	(8)	(6)
インベストメント・バンク	1,341	1,717	1,140	(22)	18	3,058	2,406
内、コーポレート・クライア ント・ソリューション	212	274	284	(23)	(25)	486	548
内、インベスター・クライア ント・サービス	1,128	1,444	856	(22)	32	2,572	1,859
コーポレート・センター	51	204	(169)	(75)		254	(102)
内、サービス	(2)	25	1			23	10
内、グループALM	87	263	26	(67)	235	350	89
内、公正価値での測定を 指定された金融負債に係る 自己の信用 ¹	259	226	72	15	260	486	160
内、非中核業務及びレガ シー・ポートフォリオ	(34)	(84)	(196)	(60)	(83)	(118)	(201)
受取利息純額及び トレーディング収益純額合計	3,104	3,766	2,589	(18)	20	6,870	5,518
受取利息純額							
受取利息							
貸出金及び前渡金に係る受取利 息	2,141	2,099	2,109	2	2	4,241	4,161
借入有価証券及びリバース・レ ボ契約に係る受取利息	215	192	215	12	0	407	379
トレーディング・ポートフォリ オからの受取利息及び受取配当 金	904	755	886	20	2	1,660	1,738
公正価値での測定を指定された 金融資産に係る受取利息	48	43	50	12	(4)	91	106
売却可能金融投資からの受取利 息 及び受取配当金	101	84	77	20	31	185	144
合計	3,409	3,174	3,337	7	2	6,583	6,528
支払利息							
銀行及び顧客への支払利息	176	165	170	7	4	342	368
貸付有価証券及びレボ契約に係 る支払利息	254	191	277	33	(8)	446	455
トレーディング・ポートフォリ オからの支払利息 ²	753	410	838	84	(10)	1,163	1,275
公正価値での測定を指定された 金融負債に係る支払利息	178	191	231	(7)	(23)	369	477
社債利息	556	579	579	(4)	(4)	1,134	1,139

合計	1,918	1,536	2,095	25	(8)	3,454	3,714
受取利息純額	1,491	1,638	1,242	(9)	20	3,129	2,814
トレーディング収益純額							
インベストメント・バンク コーポレート・クライアント・ ソリューション	53	114	118	(54)	(55)	167	222
インベストメント・バンク インベスター・クライアント・ サービス	1,128	1,236	1,020	(9)	11	2,364	1,779
その他の事業部門及び コーポレート・センター	431	779	208	(45)	107	1,210	702
トレーディング収益純額	1,612	2,128	1,347	(24)	20	3,741	2,704
内、公正価値での測定を指定 された金融負債からの純利 得/ (損失) ^{1,3}	1,247	(988)	(1,839)			259	(2,303)

¹ 自己の信用についての詳細に関しては、注記10を参照。² トレーディング負債に係る配当金の支払義務に関連する費用を含む。³ 公正価値での測定を指定された金融負債に関連するヘッジの公正価値の変動及び外貨建取引を各機能通貨に換算することにより生じた為替変動の影響額(いずれもトレーディング収益純額に報告されている。)は含まれていない。

注記4 受取報酬及び手数料純額

	2015年 6月30日 終了四半期	2015年 3月31日 終了四半期	2014年 6月30日 終了四半期	対2015年度 第1四半期 変化率	対2014年度 第2四半期 変化率	2015年 6月30日 累計期間	2014年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
引受報酬	385	366	493	5	(22)	752	813
内、株式引受報酬	267	229	331	17	(19)	496	515
内、債券引受報酬	118	138	163	(14)	(28)	256	298
M&A及びコーポレート・ ファイナンス報酬	190	178	166	7	14	368	321
委託手数料	995	1,077	945	(8)	5	2,073	1,955
投資信託報酬	916	923	905	(1)	1	1,839	1,837
ポートフォリオの運用及び アドバイザー報酬	1,951	1,940	1,780	1	10	3,892	3,499
その他	445	421	446	6	0	865	869
受取報酬及び手数料合計	4,883	4,906	4,735	0	3	9,788	9,294
支払委託手数料	210	232	186	(9)	13	442	385
その他	264	251	253	5	4	514	501
支払報酬及び手数料合計	474	483	439	(2)	8	957	887
受取報酬及び手数料純額	4,409	4,423	4,296	0	3	8,832	8,408
内、委託手数料純額	785	845	759	(7)	3	1,630	1,569

注記5 その他の収益

	2015年 6月30日 終了四半期	2015年 3月31日 終了四半期	2014年 6月30日 終了四半期	対2015年度 第1四半期 変化率	対2014年度 第2四半期 変化率	2015年 6月30日 累計期間	2014年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
関連会社及び子会社							
子会社処分純利得/(損失) ¹	2	141	26	(99)	(92)	143	32
関連会社投資処分純利得/ (損失)	0	0	69		(100)	0	69
関連会社の当期純利益に対する 持分	29	23	19	26	53	52	54
合計	31	164	114	(81)	(73)	196	155

売却可能金融投資							
処分純利得 / (損失)	80	105	83	(24)	(4)	185	123
減損損失	0	0	(6)		(100)	0	(6)
合計	80	105	77	(24)	4	185	117
不動産収益純額(処分純利得 / 損失を除く。) ²	7	7	7	0	0	13	15
公正価値で評価された投資							
不動産純利得 / (損失) ³	(2)	0	1			(2)	1
売却目的で保有する不動産処分純利得 / (損失)	1	378	1	(100)	0	378	24
貸出金及び債権処分純利得 / (損失)	0	26	23	(100)	(100)	26	32
その他	168	8	53		217	176	121
その他の収益合計	285	687	276	(59)	3	972	465

¹ 処分された又は休眠状態の子会社に関連してその他の包括利益から振り替えられた為替換算損益を含む。² 第三者から受け取った賃貸料純額及び営業費用純額を含む。³ 公正価値で評価された投資不動産及び担保権実行資産からの未実現及び実現利得 / 損失を含む。

注記6 人件費

	2015年 6月30日 終了四半期	2015年 3月31日 終了四半期	2014年 6月30日 終了四半期	対2015年度 第1四半期 変化率	対2014年度 第2四半期 変化率	2015年 6月30日 累計期間	2014年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
給与及び変動報酬	2,617	2,625	2,467	0	6	5,242	4,986
契約社員給与	88	81	56	9	57	169	110
社会保険	207	230	170	(10)	22	437	429
年金及びその他の退職後給付 制度	188	224	177	(16)	6	412	370
ウェルス・マネジメント・アメ リカズ：ファイナンシャル・ア ドバイザー報酬 ¹	878	870	822	1	7	1,748	1,612
その他の人件費	147	142	150	4	(2)	289	302
人件費合計 ²	4,124	4,172	3,842	(1)	7	8,297	7,809

¹ ファイナンシャル・アドバイザー報酬は、ファイナンシャル・アドバイザーが直接上げた収益に基づく評価表を基礎とした報酬、並びにファイナンシャル・アドバイザーの生産性、在職期間、資産及びその他の変数に基づき算定される補助報酬により構成されている。これには、権利確定要件を条件とした、採用時にファイナンシャル・アドバイザーと締結した報酬コミットメントに関連する費用も含まれている。² リストラクチャリング費用を含む。詳細に関しては、注記18を参照。

注記7 一般管理費

	2015年 6月30日 終了四半期	2015年 3月31日 終了四半期	2014年 6月30日 終了四半期	対2015年度 第1四半期 変化率	対2014年度 第2四半期 変化率	2015年 6月30日 累計期間	2014年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
賃借料	224	227	244	(1)	(8)	451	494
IT及びその他の機器の使用料 及び維持管理費	98	149	95	(34)	3	247	211
通信及び市場データサービス 費用	146	155	149	(6)	(2)	302	298
管理費	166	151	109	10	52	318	215
マーケティング及び広報費用	113	79	108	43	5	192	202
旅費及び交際費	119	105	119	13	0	225	225
専門家報酬	324	286	331	13	(2)	610	587

IT及びその他の業務の外部委託費用	424	393	370	8	15	817	727
訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金 ^{1, 2}	71	58	254	22	(72)	130	447
その他	37	141	94	(74)	(61)	178	143
一般管理費合計 ³	1,723	1,747	1,871	(1)	(8)	3,470	3,550

¹ 損益計算書で認識された訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金の純増加/取崩が反映されている。さらに、2015年度第2四半期において、第三者からの回収がゼロ百万スイス・フラン（2015年度第1四半期：9百万スイス・フラン、2014年度第2四半期：5百万スイス・フラン）含まれている。² 詳細に関しては、注記16を参照。³ リストラクチャリング費用を含む。詳細に関しては、注記18を参照。

注記8 法人所得税等

UBS AGは、2015年度第2四半期において、443百万スイス・フランの法人所得税費用（純額）を認識している。第1四半期においては、669百万スイス・フランの法人所得費用（純額）を認識していた。第2四半期の法人所得税費用（純額）には、過年度に認識された税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異を同四半期のスイスにおける課税所得と相殺したために発生した繰延税金資産の回収に係る法人税等調整額209百万スイス・フランが含まれている。また同四半期には、主に当期税金費用が生じている支店及び子会社に係る法人所得税費用（純額）216百万スイス・フランが含まれている。さらに、税法の改定及び一部の拠点における利益予想の修正を反映するために繰延税金資産の認識に係る再評価が第1四半期に実施されているが、第2四半期においても、繰延税金資産の減少18百万スイス・フランが追加で認識された。

注記9 1株当たり利益(以下「EPS」という。)及び社外流通株式数

	2015年 6月30日 現在及び 終了四半期	2015年 3月31日 現在及び 終了四半期	2014年 6月30日 現在及び 終了四半期	対2015年度 第1四半期 変化率	対2014年度 第2四半期 変化率	2015年 6月30日 現在及び 累計期間	2014年 6月30日 現在及び 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
基本的利益							
UBS AG株主に帰属する当期純利益/(損失)	1,178	2,023	792	(42)	49	3,201	1,846
希薄化後利益							
UBS AG株主に帰属する当期純利益/(損失)	1,178	2,023	792	(42)	49	3,201	1,846
控除: UBS AG株式デリバティブ契約に係る(利益)/損失	0	0	(3)		(100)	0	(2)
希薄化後EPS算定のためのUBS AG株主に帰属する当期純利益/(損失)	1,178	2,023	789	(42)	49	3,201	1,844
	株	株	株	%	%	株	株
加重平均社外流通株式数							
基本的EPS算定のための加重平均社外流通株式数	3,839,165,650	3,836,398,755	3,752,038,863	0	2	3,837,782,202	3,759,022,348
概念上の株式、イン・ザ・マネー・オプション及びワラントによる潜在的社外流通株式の希薄化効果	0	0	82,622,660		(100)	0	84,207,566
希薄化後EPS算定のための加重平均社外流通株式数	3,839,165,650	3,836,398,755	3,834,661,523	0	0	3,837,782,202	3,843,229,914
	スイス・フラン	スイス・フラン	スイス・フラン	%	%	スイス・フラン	スイス・フラン
1株当たり利益							
基本的	0.31	0.53	0.21	(42)	48	0.83	0.49
希薄化後	0.31	0.53	0.21	(42)	48	0.83	0.48
	株	株	株	%	%		
社外流通株式数							
発行済普通株式数	3,858,408,466	3,844,560,913	3,844,030,621	0	0		
自己株式数	2,139,918	8,714,477	91,236,602	(75)	(98)		
社外流通株式数	3,856,268,548	3,835,846,436	3,752,794,019	1	3		

以下の表は、表示期間においては希薄化効果がなかったが、将来における基本的1株当たり利益を希薄化させる可能性のある潜在的株式の概要である。

株式数							
	2015年 6月30日 終了四半期	2015年 3月31日 終了四半期	2014年 6月30日 終了四半期	対2015年度 第1四半期 変化率(%)	対2014年度 第2四半期 変化率(%)	2015年 6月30日 累計期間	2014年 6月30日 累計期間
潜在的に希薄化効果のある商品							
従業員への株式に基づく報酬	0	0	101,558,712		(100)	0	101,558,712
その他の株式デリバティブ契約	0	0	10,953,906		(100)	0	10,796,338
合計	0	0	112,512,618		(100)	0	112,355,050

注記10 公正価値測定

本注記は、金融商品及び非金融商品の双方に関する公正価値測定の情報を提供するものであり、評価原則、評価ガバナンス、評価技法、評価調整、公正価値ヒエラルキーの区分、公正価値測定の感応度、及び公正価値で測定されない金融商品の公正価値算定に適用する方法に関して更なる詳細を提供している、2014年度年次報告書の「注記24 公正価値測定」と併せて読まれるべきである。

a) 評価調整

Day1リザーブ

以下の表は、各期間の繰延Day1損益リザーブの変動を示したものである。同等の商品の価格もしくは原パラメーターが観察可能となった時点又は当該取引がクローズアウトされた時点で、繰り延べられた金額は損益計算書に振り替えられ、トレーディング収益純額に計上される。

繰延Day1損益

単位：百万スイス・フラン	終了四半期			累計期間	
	2015年6月30日	2015年3月31日	2014年6月30日	2015年6月30日	2014年6月30日
期首残高	458	480	514	480	486
新規取引で繰り延べられた利益 / (損失)	69	76	44	145	147
損益計算書で認識された(利益) / 損失	(86)	(81)	(93)	(167)	(163)
為替換算調整	(16)	(17)	5	(33)	0
期末残高	425	458	469	425	469

信用評価調整、調達評価調整、負債評価調整及びその他の評価調整

信用評価調整、調達評価調整、負債評価調整及びその他の評価調整の影響は、以下の表に要約されている。

金融商品の評価調整

現時点までの累計利得 / (損失)、単位：十億スイス・フラン	2015年6月30日現在	2015年3月31日現在	2014年12月31日現在
信用評価調整 ¹		(0.4)	(0.5)
調達評価調整		(0.1)	(0.2)
負債評価調整		0.0	0.0
その他の評価調整		(0.8)	(0.8)
内、ビッド・オファー		(0.5)	(0.5)
内、モデルの不確実性		(0.4)	(0.4)

¹当該金額は、債務不履行に陥った相手方に対するリザーブを含まない。

公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用調整

2015年6月30日、2015年3月31日及び2014年6月30日現在それぞれの公正価値での測定を指定された金融負債（主に発行済仕組商品）に関連する自己の信用調整の影響は、以下の表に要約されている。現時点までの保有期間累計額は当初認識後の変動累積額を反映している。期間中の自己の信用の変動額は、UBS AGの信用スプレッドの変動に起因する公正価値の変動額、及び信用スプレッド以外の要素（例えば、償還、時の経過に伴う影響、金利やその他の市場レートの変動など）に起因する公正価値の変動額で構成されている。

公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用調整

単位：百万スイス・フラン	現在又は終了四半期			累計期間	
	2015年6月30日	2015年3月31日	2014年6月30日	2015年6月30日	2014年6月30日
終了期間の利得 / (損失)	259	226	72	486	160
現時点までの累計利得 / (損失)	207	(52)	(412)		

b) 公正価値測定及び公正価値ヒエラルキーの区分

公正価値で測定される当グループの金融及び非金融資産・負債の公正価値ヒエラルキー区分は、以下の表の通り要約される。

市場相場価格又は評価技法による公正価値の決定¹

単位：十億スイス・フラン	2015年6月30日現在				2015年3月31日現在				2014年12月31日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
継続的に公正価値で測定される資産												
トレーディング目的保有金融資産 ²	95.5	25.4	2.8	123.6	98.7	26.8	3.0	128.5	101.7	27.2	3.5	132.4
内、												
国債	9.9	3.6	0.0	13.6	9.2	4.2	0.0	13.5	8.8	4.7	0.0	13.6
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	0.3	9.6	1.1	11.0	0.3	11.2	1.3	12.8	0.6	11.0	1.4	12.9
貸出金	0.0	1.6	0.9	2.5	0.0	1.9	0.8	2.7	0.0	2.2	1.1	3.2
投資信託受益証券	6.6	7.1	0.2	13.8	7.3	6.2	0.2	13.7	6.7	6.4	0.3	13.4
資産担保証券	0.0	1.2	0.2	1.4	0.0	1.3	0.4	1.8	0.0	1.5	0.6	2.1
資本性金融商品	62.8	1.5	0.3	64.6	66.4	1.4	0.1	68.0	68.8	0.8	0.1	69.8
ユニットリンク型投資契約金融資産	15.8	0.8	0.1	16.7	15.4	0.5	0.1	16.0	16.8	0.6	0.1	17.4
再調達価額-借方	1.0	168.8	3.8	173.7	1.2	247.4	4.3	252.9	1.0	251.6	4.4	257.0
内、												
金利契約	0.0	82.9	0.4	83.3	0.0	120.4	0.4	120.8	0.0	123.4	0.2	123.7
クレジット・デリバティブ契約	0.0	5.0	1.6	6.6	0.0	5.6	1.7	7.3	0.0	9.8	1.7	11.5
外国為替契約	0.6	60.8	0.6	61.9	0.7	100.4	0.7	101.8	0.7	97.0	0.6	98.4
株式/株式指数契約	0.0	17.2	1.3	18.5	0.0	17.4	1.5	18.9	0.0	17.7	1.9	19.5
コモディティ契約	0.0	2.9	0.0	2.9	0.0	3.5	0.0	3.5	0.0	3.6	0.0	3.6
公正価値での測定を指定された金融資産	0.2	1.6	3.4	5.1	0.2	1.4	3.2	4.8	0.1	0.9	3.5	4.5
内、												
貸出金（仕組ローンを含む）	0.0	1.5	1.6	3.2	0.0	1.4	1.2	2.6	0.0	0.8	1.0	1.7
仕組リバース・レボ契約及び有価証券												
借入契約	0.0	0.0	1.6	1.7	0.0	0.0	1.9	1.9	0.0	0.1	2.4	2.5
その他	0.2	0.0	0.1	0.3	0.2	0.0	0.1	0.3	0.1	0.0	0.1	0.3
売却可能金融投資	38.9	27.3	0.5	66.8	41.7	28.8	0.6	71.1	32.7	23.9	0.6	57.2
内、												
国債	36.5	1.9	0.0	38.4	38.0	3.0	0.0	41.0	30.3	2.8	0.0	33.1
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	2.3	21.8	0.0	24.1	3.5	21.8	0.0	25.4	2.2	16.9	0.0	19.1
投資信託受益証券	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1	0.2	0.3	0.0	0.1	0.2	0.3
資産担保証券	0.0	3.5	0.0	3.5	0.0	3.8	0.0	3.8	0.0	4.0	0.0	4.0
資本性金融商品	0.2	0.0	0.4	0.6	0.2	0.0	0.4	0.6	0.2	0.1	0.4	0.7
非金融資産												
貴金属及びその他のコモディティ現物	4.9	0.0	0.0	4.9	5.2	0.0	0.0	5.2	5.8	0.0	0.0	5.8
非継続的に公正価値で測定される資産												
その他の資産 ³	0.0	0.3	0.1	0.4	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.2	0.2

公正価値で測定される資産合計	140.5	223.4	10.5	374.4	146.8	304.5	11.2	462.5	141.4	303.5	12.2	457.1
----------------	-------	-------	------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	------	-------

単位：十億スイス・フラン	2015年6月30日現在				2015年3月31日現在				2014年12月31日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
継続的に公正価値で測定される負債												
トレーディング目的保有金融負債	28.2	3.9	0.1	32.2	25.9	4.1	0.1	30.1	23.9	3.9	0.1	28.0
内、												
国債	7.8	1.0	0.0	8.8	6.6	1.3	0.0	7.8	7.0	1.2	0.0	8.2
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	0.0	2.5	0.0	2.6	0.1	2.6	0.0	2.7	0.1	2.4	0.1	2.6
投資信託受益証券	0.5	0.1	0.0	0.7	0.6	0.1	0.0	0.7	1.1	0.1	0.0	1.2
資産担保証券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資本性金融商品	19.9	0.2	0.1	20.2	18.7	0.1	0.0	18.9	15.7	0.1	0.0	15.9
再調達価額-貸方	1.0	166.4	3.7	171.2	1.4	244.7	4.7	250.9	1.1	248.1	5.0	254.1
内、												
金利契約	0.0	74.7	0.3	75.0	0.0	114.1	0.2	114.3	0.0	117.3	0.6	117.9
クレジット・デリバティブ契約	0.0	5.6	1.3	6.9	0.0	6.0	1.9	8.0	0.0	10.0	1.7	11.7
外国為替契約	0.5	62.2	0.3	63.0	0.9	100.0	0.3	101.3	0.7	96.6	0.3	97.6
株式/株式指数契約	0.0	21.1	1.8	22.9	0.0	21.2	2.3	23.5	0.0	20.9	2.4	23.3
コモディティ契約	0.0	2.9	0.0	2.9	0.0	3.4	0.0	3.4	0.0	3.2	0.0	3.2
公正価値での測定を指定された金融負債	0.0	55.5	10.9	66.4	0.0	59.3	10.8	70.1	0.0	63.4	11.9	75.3
内、												
仕組債以外の固定利付債	0.0	1.8	2.2	4.0	0.0	1.9	2.0	3.9	0.0	2.3	2.2	4.5
発行済仕組債	0.0	48.9	7.0	55.9	0.0	53.4	6.8	60.2	0.0	56.6	7.3	63.9
仕組債（店頭）	0.0	4.5	1.1	5.6	0.0	3.8	1.3	5.2	0.0	4.1	1.5	5.7
仕組レボ契約	0.0	0.3	0.6	0.9	0.0	0.2	0.6	0.8	0.0	0.3	0.9	1.2
ローン・コミットメント及び保証	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
その他の負債 - ユニットリンク型投資契約に基づく金額												
非継続的に公正価値で測定される負債	0.0	16.8	0.0	16.8	0.0	16.3	0.0	16.3	0.0	17.6	0.0	17.6
その他の負債 ³	0.0	2.8	0.0	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公正価値で測定される負債合計	29.3	245.3	14.8	289.3	27.3	324.4	15.6	367.4	25.0	333.0	17.0	375.0

¹ 区分処理された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示され、この表から除外されている。2015年6月30日現在、公正価値で保有される区分処理された組込デリバティブ資産純額合計2億スイス・フラン（内、6億スイス・フランはレベル2資産純額、5億スイス・フランはレベル2負債純額であった。）は、貸借対照表において社債に計上されている。2015年3月31日現在、公正価値で保有される区分処理された組込デリバティブ資産純額合計1億スイス・フラン（内、7億スイス・フランはレベル2資産純額、6億スイス・フランはレベル2負債純額であった。）は、貸借対照表において社債に計上されている。2014年12月31日現在、公正価値で保有される区分処理された組込デリバティブ負債純額合計ゼロ億スイス・フラン（内、3億スイス・フランはレベル2資産純額、3億スイス・フランはレベル2負債純額であった。）は、貸借対照表において社債に計上されている。² トレーディング目的保有金融資産には貴金属及びコモディティは含まれない。³ その他の資産及びその他の負債は主に、正味帳簿価額又は売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で測定される売却目的保有資産並びに売却目的処分グループの資産及び負債で構成されている。売却目的処分グループに関する更なる詳細は、注記18を参照。

公正価値で測定又は開示される金融及び非金融資産・負債は全て、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルのうち1つのレベルに分類される。状況によっては、公正価値の測定に用いられるインプットで、公正価値ヒエラルキーの異なるレベルのものが使われている場合がある。開示の目的上、ポジション全体の公正価値に対して重要な最も低いレベルのインプットに相当するヒエラルキーに当該商品全体を分類する。

- レベル1 活発な市場における同一の資産又は負債に関する（無調整の）相場価格
- レベル2 全ての重要なインプットが観察可能な市場データである場合、又はそのデータに基づいている場合の評価技法
- レベル3 重要なインプットが観察可能な市場データに基づかない評価技法

c) 公正価値ヒエラルキーにおけるレベル1とレベル2の間の振替

開示された金額は、全報告期間を通じて保有していた金融商品のレベル1とレベル2との間の振替を反映している。

金融資産合計約10億スイス・フラン（主に売却可能金融投資、社債及び地方債、並びにトレーディング目的保有金融資産で構成）と負債合計約1億スイス・フランが、2015年度上半期においてレベル2からレベル1に振り替えられた。これは主に、市場内で観察される取引活動が増加したことによるものである。

金融資産合計約5億スイス・フラン（主に売却可能金融投資、社債及び地方債、並びにトレーディング目的保有金融資産で構成）が、2015年度上半期においてレベル1からレベル2に振り替えられた。これは主に、市場内で観察される取引活動が減少したことによる。2015年度上半期における金融負債のレベル1からレベル2への振替は重要ではなかった。

d) レベル3商品の変動

レベル3商品の重要な変動

次の表は、継続的に公正価値で測定されるレベル3資産及び負債の追加情報を示したものである。レベル3資産及び負債は公正価値ヒエラルキーのレベル1又はレベル2に分類される商品でヘッジされる場合があることから、表に計上された実現及び未実現利得／（損失）には、関連するヘッジ活動の影響が含まれないことがある。さらに、評価は通常、観察可能なパラメーターと観察不能なパラメーターの両方から算定されるため、表に表示された実現及び未実現利得／（損失）は、レベル3のインプットから生じるものに限定されない。

レベル3へ／レベル3から振り替えられた資産及び負債は、かかる資産及び負債が当年度の期首時点ですでに振り替えられていたものとして表示されている。

2015年6月30日現在、市場で観察不能な重要なインプットを使用した評価技法によって測定された金融商品（レベル3）は、主に以下により構成されていた。

- 仕組リバース・レポ契約及び有価証券借入契約
- クレジット・デリバティブ契約
- 株式／株式指数契約
- 仕組債以外の固定利付債
- 発行済仕組債（エクイティ・リンク債及びクレジット・リンク債）

2015年度上半期におけるレベル3商品の重要な変動は以下の通りである。

トレーディング目的保有金融資産

トレーディング目的保有金融資産は、2015年度上半期において35億スイス・フランから28億スイス・フランに減少した。30億スイス・フランの発行及び3億スイス・フランの購入（主に貸出金及び社債で構成）は、32億スイス・フランの売却（主に貸出金で構成）及び包括利益に含まれる合計6億スイス・フランの純損失により相殺され、全体で相殺額が発行額及び購入額を上回った。2015年度上半期におけるレベル3からの振替額は5億スイス・フランであり、主に貸出金及び社債から成る。この振替は信用スプレッドの観察可能性が高まったことを反映している。レベル3への振替は4億スイス・フランであり、主に資本性金融商品及びモーゲージ担保証券から成る。この振替は資本市場での価格設定及び信用スプレッドの観察可能性が低下したことを反映している。

公正価値での測定を指定された金融資産

公正価値での測定を指定された金融資産は、2015年度上半期において35億スイス・フランから34億スイス・フランに減少した。この減少は、主に包括利益に含まれる6億スイス・フランの純損失及びレベル3からの振替合計4億スイス・フランを反映しているが、大部分が9億スイス・フランの発行により相殺されている。

売却可能金融投資

売却可能金融投資は、2015年度上半期において6億スイス・フランから5億スイス・フランに減少した。この減少は合計1億スイス・フランの売却を反映している。

再調達価額 - 借方

2015年度上半期において、再調達価額 - 借方は44億スイス・フランから38億スイス・フランに減少した。決済及び発行は、それぞれ17億スイス・フラン及び15億スイス・フランであり、主にクレジット・デリバティブ契約及び株式/株式指数契約に関連するものである。レベル3への振替は4億スイス・フランであり、主に金利契約及び株式/株式指数契約から成る。この振替は主として、保有するポートフォリオと市場データを独自に検証するために使用される代表的なマーケット・ポートフォリオとの相関性が変動したことによる。レベル3からの振替は3億スイス・フランであり、主に株式/株式指数契約及びクレジット・デリバティブ契約から成る。この振替は主として、株価ボラティリティ及び信用スプレッドの観察可能なインプットの入手可能性の変化による。

再調達価額 - 貸方

再調達価額 - 貸方は、2015年度上半期において50億スイス・フランから37億スイス・フランに減少した。決済及び発行は、それぞれ10億スイス・フラン及び4億スイス・フランであり、主に株式/株式指数契約及びクレジット・デリバティブ契約から成る。レベル3への振替及びレベル3からの振替はそれぞれ4億スイス・フラン及び3億スイス・フランである。これらの振替は主に株式/株式指数契約及びクレジット・デリバティブ契約から成り、株価ボラティリティ及び信用スプレッドの観察可能なインプットの入手可能性の変化による。

公正価値での測定を指定された金融負債

2015年度上半期において、公正価値での測定を指定された金融負債は119億スイス・フランから109億スイス・フランに減少した。37億スイス・フランの決済（主に発行済エクイティ及びクレジット・リンク仕組債、仕組債（店頭）及び仕組レボ契約から成る）は38億スイス・フランの発行（主に発行済エクイティ及びクレジット・リンク仕組債、仕組債以外の固定利付債及び包括利益に含まれる4億スイス・フランの純損失から成る）により相殺され、全体で相殺額が決済額を上回った。為替換算調整の影響により公正価値での測定を指定された金融負債は9億スイス・フラン減少した。レベル3への振替及びレベル3からの振替は、それぞれ10億スイス・フラン及び16億スイス・フランであった。これらの振替は主に発行済エクイティ・リンク仕組債及び仕組債以外の固定利付債から成り、これらのストラクチャーに組み込まれたオプションの公正価値の算定に使用される株価ボラティリティ及び信用スプレッドの観察可能なインプットの入手可能性の変化による。

レベル3の商品の変動

単位：十億スイス・フラン	2013年12月31日現在残高		受取利息 純額、ト レーディ ング収益 純額及び その他の 収益		包括利益に含まれる 利得 / 損失合計						2014年6月30日現在残高	
	2013年12月31日現在残高	その他の収益	レベル3商品に關連するもの	その他の包括利益	購入	売却	発行	決済	レベル3への振替	レベル3からの振替	為替換算	2014年6月30日現在残高
トレーディング目的保有金融資産 ¹	4.3	(0.4)	(0.3)	0.0	0.5	(2.3)	2.6	0.0	0.6	(0.5)	0.0	4.7
内、												
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	1.7	0.0	0.0	0.0	0.2	(0.4)	0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.0	1.5
貸出金	1.0	(0.5)	(0.4)	0.0	0.1	(1.2)	2.6	0.0	0.0	(0.1)	0.0	2.0
資産担保証券	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.5)	0.0	0.0	0.3	(0.2)	0.0	0.7
その他	0.6	(0.1)	0.0	0.0	0.1	(0.3)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.5
公正価値での測定を指定された金融資産	4.4	(0.3)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.2	(0.5)	0.1	(0.3)	0.0	3.6
内、												
貸出金（仕組ローンを含む）	1.1	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.1	(0.3)	0.0	0.9
仕組リバース・レボ契約及び有価証券借入契約	3.1	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.4)	0.0	0.0	0.0	2.6
その他	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
売却可能金融投資	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7
再調達価額 - 借方	5.5	(0.2)	0.1	0.0	0.0	0.0	1.6	(2.0)	1.0	(0.5)	0.1	5.4
内、												
クレジット・デリバティブ契約	3.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.9	(1.6)	0.6	(0.2)	0.1	2.9
外国為替契約	0.9	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	(0.2)	0.0	0.8
株式 / 株式指数契約	1.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.4	(0.3)	0.1	(0.1)	0.0	1.4
その他	0.3	(0.3)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.2	(0.1)	0.2	(0.1)	0.0	0.3
再調達価額 - 貸方	4.4	0.1	0.4	0.0	0.0	0.0	1.7	(1.6)	1.3	(0.3)	0.0	5.6
内、												
クレジット・デリバティブ契約	2.0	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	(1.2)	0.9	(0.2)	0.0	2.3
外国為替契約	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.4
株式 / 株式指数契約	1.5	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.6	(0.3)	0.1	0.0	0.0	2.2
その他	0.5	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	(0.1)	0.7
公正価値での測定を指定された金融負債	12.1	0.8	1.2	0.0	0.0	0.0	2.9	(3.3)	1.8	(2.0)	0.1	12.5
内、												
仕組債以外の固定利付債	1.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	(0.2)	0.0	1.6
発行済仕組債	7.9	0.8	0.6	0.0	0.0	0.0	1.9	(2.0)	1.0	(1.7)	0.1	8.1
仕組債（店頭）	1.8	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	1.0	(1.0)	0.4	(0.1)	0.0	2.0
仕組レボ契約	1.2	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.9

単位：十億スイス・フラン	包括利益に含まれる 利得 / 損失合計												
	2014年12 月31日現 在残高	純額及び その他の 収益	受取利息 純額、ト レーディ ング収益	内、報告 期間末現 在で保有 されるレ ベル3商 品に關連 するもの	その他 の包括 利益	購入	売却	発行	決済	レベル3 への振替	レベル3 からの振 替	為替 換算	2015年6 月30日現 在残高 ²
トレーディング目的保有金融資産 ¹	3.5	(0.6)	(0.2)	0.0	0.3	(3.2)	3.0	0.0	0.0	0.4	(0.5)	(0.2)	2.8
内、													
社債及び地方債（金融機関が 発行した債券を含む）	1.4	0.0	0.0	0.0	0.2	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.1)	(0.1)	1.1
貸出金	1.1	(0.6)	(0.1)	0.0	0.0	(2.4)	3.0	0.0	0.0	0.1	(0.3)	(0.1)	0.9
資産担保証券	0.6	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.4)	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.2
その他	0.5	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.6
公正価値での測定を指定された 金融資産	3.5	(0.6)	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.3	(0.4)	(0.2)	3.4
内、													
貸出金（仕組ローンを含む）	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.3	(0.4)	0.0	1.6
仕組リバース・レボ契約及び 有価証券借入契約	2.4	(0.6)	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.2)	1.6
その他	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
売却可能金融投資	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
再調達価額 - 借方	4.4	(0.3)	(0.3)	0.0	0.0	0.0	1.5	(1.7)	0.0	0.4	(0.3)	(0.1)	3.8
内、													
クレジット・デリバティブ契約	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	(0.8)	0.0	0.1	(0.1)	(0.1)	1.6
外国為替契約	0.6	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
株式 / 株式指数契約	1.9	(0.2)	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.5	(0.7)	0.0	0.1	(0.2)	(0.1)	1.3
その他	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.4
再調達価額 - 貸方	5.0	(0.4)	(0.6)	0.0	0.0	0.0	0.4	(1.0)	0.0	0.4	(0.3)	(0.4)	3.7
内、													
クレジット・デリバティブ契約	1.7	(0.2)	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.2)	0.0	0.2	(0.1)	(0.1)	1.3
外国為替契約	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
株式 / 株式指数契約	2.4	(0.2)	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.4	(0.7)	0.0	0.2	(0.2)	(0.1)	1.8
その他	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.3
公正価値での測定を指定された 金融負債	11.9	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0	3.8	(3.7)	0.0	1.0	(1.6)	(0.9)	10.9
内、													
仕組債以外の固定利付債	2.2	(0.2)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.7	(0.1)	0.0	0.0	(0.3)	(0.2)	2.2
発行済仕組債	7.3	0.5	0.1	0.0	0.0	0.0	2.8	(2.6)	0.0	0.9	(1.3)	(0.5)	7.0
仕組債（店頭）	1.5	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.2	(0.7)	0.0	0.0	0.0	(0.2)	1.1
仕組レボ契約	0.9	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6

¹ 取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産を含む。² 2015年6月30日現在のレベル3資産の合計は、105億スイス・フラン（2015年3月31日現在：112億スイス・フラン、2014年12月31日現在：122億スイス・フラン）であった。2015年6月30日現在のレベル3負債の合計は、148億スイス・フラン（2015年3月31日現在：156億スイス・フラン、2014年12月31日現在：170億スイス・フラン）であった。

e) レベル3に分類される資産及び負債の評価

次の表は、公正価値で認識され、レベル3に分類される資産及び負債、並びに公正価値の測定に用いられた評価技法、当該評価技法に使用された観察不能とみなされた重要なインプット及びかかる観察不能なインプットの値のレンジを表示している。

値のレンジとは、評価技法に使用される最高レベルと最低レベルのインプットを表している。従って、このレンジは特定のインプットに係る不確実性のレベルではなく、関連する資産・負債の基本的な特性を反映している。このレンジは、各貸借対照表日に保有される商品の特性に基づいて、期間ごと及びパラメーターごとに異なることとなる。さらに、観察不能なインプットのレンジは、各社の保有商品が多様であるため、他の金融機関ごとに異なる場合がある。

レベル3ポジションにおける重要な観察不能なインプット

このセクションでは、次の表で特定された重要な観察不能なインプットについて説明し、観察不能な各インプットの変動が単独で公正価値測定に及ぼす可能性がある潜在的な影響を評価する。表の通りインプットのレンジに幅が生じる要因についての理解の手助けとなる情報の説明も合わせて行う。観察可能なインプットと観察不能なインプットとの関係については、以下の要約に含まれていない。

レベル3資産及び負債の公正価値測定に使用される評価技法及びインプット

	公正価値				評価技法	重要な観察 不能な インプット ¹	インプットのレンジ				単位 ¹	
	資産		負債				2015年6月 30日現在		2014年12月 31日現在			
	2015年 6月 30日 現在	2014年 12月 31日 現在	2015年 6月 30日 現在	2014年 12月 31日 現在			最低値	最高値	最低値	最高値		
	現在	現在	現在	現在								
トレーディング目的保有金融資産 /トレーディング・ポート フォリオ負債、公正価値での測定を指定された金融資産/負債及び売却可能金融投資												
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	1.1	1.4	0.0	0.1	市場類似商品の相対的価値 債券相当価格	1	158	8	144	ポイント		
売買された貸出金、公正価値での測定を指定された貸出金、ローン・コミットメント及び保証	2.6	2.2	0.0	0.0	市場類似商品の相対的価値 割引期待 キャッシュ・フロー 信用スプレッド ディスカウント・マージン/スプレッド	85	100	80	101	ポイント		
					死亡率依存 キャッシュ・フロー ボラティリティ ²	37	137	37	138	ベース・ポイント		
					市場類似商品及び証券化モデル	0	13	0	13	%		
投資信託受益証券 ³	0.3	0.5	0.0	0.0	死亡率依存 キャッシュ・フロー 純資産価値			270	280	%		
資産担保証券	0.2	0.6	0.0	0.0	市場類似商品の相対的価値 割引 キャッシュ・フロー予測 年率換算 期限前償還率 ディスカウント・マージン/スプレッド	0	18	0	18	%		
					市場類似商品の相対的価値 債券相当価格	0	99	0	102	ポイント		
資本性金融商品 ³	0.7	0.5	0.1	0.0	市場類似商品の相対的価値 価格							
仕組（リバース・）レボ契約	1.6	2.4	0.6	0.9	割引期待 キャッシュ・フロー 資金調達 スプレッド	10	163	10	163	ベース・ポイント		
ユニットリンク型投資契約 金融資産 ³	0.1	0.1			市場類似商品の相対的価値 価格							
仕組債及び仕組債以外の 固定利付債 ⁴			10.3	11.0								

レベル3資産及び負債の公正価値測定に使用される評価技法及びインプット(続き)

単位: 十億スイス・フラン	公正価値				評価技法	重要な観察 不能な インプット ¹	インプットのレンジ				単位 ¹
	資産		負債				2015年6月 30日現在		2014年12月 31日現在		
	2015年 6月 30日 現在	2014年 12月 31日 現在	2015年 6月 30日 現在	2014年 12月 31日 現在			最低値	最高値	最低値	最高値	
再調達価額											
金利契約	0.4	0.2	0.3	0.6	オプション・ モデル	金利の ボラティリティ	16	93	13	94	%
						金利/金利相関	84	94	84	94	%
						カーブ内相関	50	94	50	94	%
					割引期待 キャッシュ・ フロー	年率換算 期限前償還率	0	3	0	3	%
クレジット・デリバティブ契 約	1.6	1.7	1.3	1.7	モデル化 された デフォルト 及び 回収に基づく 割引期待 キャッシュ・ フロー	信用スプレッド	0	787	0	963	ベーシ ス・ポイ ント
						アップフロン ト・ プライス・ ポイント	10	65	15	83	%
						回収率	0	95	0	95	%
						信用指数相関	10	85	10	85	%
						ディスカウン ト・ マージン/ スプレッド	0	36	0	32	%
						信用ペア相関	57	94	57	94	%
					原債券に 係わる割引 キャッシュ・ フロー予測	年率換算 期限前償還率	1	20	1	16	%
						年率換算 デフォルト率	0	10	0	9	%
						損失度	0	100	0	100	%
						ディスカウン ト・ マージン/ スプレッド	1	17	1	33	%
						債券相当価格	0	105	12	100	ポイント
外国為替契約	0.6	0.6	0.3	0.3	オプション・ モデル	金利/為替相関	(57)	60	(57)	60	%
						為替/為替相関	(70)	80	(70)	80	%
					割引期待 キャッシュ・ フロー	年率換算 期限前償還率	0	15	0	13	%
株式/株式指数契約	1.3	1.9	1.8	2.4	オプション・ モデル	株式配当利回り	0	28	0	15	%
						株式、株価及び その他の指数の ボラティリティ	1	143	1	130	%
						株式/為替相関	(44)	86	(55)	84	%
						株式/株式相関	(4)	99	18	99	%
非金融資産 ^{3,5}	0.1	0.2			市場類似 商品の 相対的価値	価格					

割引期待 個別の不動産
キャッシュ・ に係る費用と
フロー 収益の予測
割引率
個別の不動産の
状態に関する評
価

¹重要な観察不能なインプットのレンジは、ポイント、パーセント(%)及びベース・ポイントで表示される。ポイントは額面に対する割合である。例えば、100ポイントとは、額面の100%である。²この観察不能なインプット・パラメーターは2015年6月30日現在、各評価技法にとって重要ではなかったため、同日現在のインプットのレンジは開示されていない。³インプットのレンジは、投資の性質が多様であり、予想される値が分散しているため、開示されていない。⁴仕組債及び仕組債以外の固定利付債の評価技法、重要な観察不能なインプット、及びインプットのレンジについては、本表の別の場所に表示された対応するデリバティブ又は仕組金融商品と同じである。⁵非金融資産には公正価値で測定される投資不動産及び主に売却可能資産で構成されるその他の資産が含まれる。

債券相当価格：債券の市場価格が入手できない場合、公正価値は類似商品の観察可能な価格データと比較して測定される。比較可能な商品の選択時に考慮される要素には、信用の質、満期及び発行体の業種が含まれる。公正価値は、直接価格を比較するか、又は商品の価格を利回り（完全な利回り又はLIBORに対するスプレッドのいずれかとして）に転換して測定することができる。債券価格は、100を公正価値と名目価値（すなわち、額面）が等しい場合の、額面に対するポイントで表される。

社債及び地方債における、1から158のレンジは、公正価値の算定に使用される参照発行債券の価格レンジを表している。価格が0の債券は、回収が全く見込まれない債務不履行債券であり、一方100すなわち「額面」を大きく上回る価格は、測定日現在の市場のベンチマークを超えるクーポンを支払うインフレ連動債又は仕組債に関連している。加重平均価格は約100ポイントで、ポジションの大部分はこの価格近辺に集中している。

資産担保証券における0から99の債券相当価格レンジは、公正価値の算定に使用される参照証券の価格レンジを表している。価格が0の商品は、元本又は利息の支払いが見込まれない商品であり、一方価格が100ポイント近辺の商品は全額返済が見込まれ、かつ、市場の利回りに近い利回りを支払うと予想される商品である。ポートフォリオの85%超が80ポイント以上の価格であり、レベル3ポートフォリオのこの部分に該当するレベル3資産の加重平均価格は78ポイントである。

クレジット・デリバティブについて、開示されている0から105ポイントの債券相当価格レンジは、通常、評価プロセスの一部として同等利回り又は信用スプレッドに転換される参照商品に用いられる価格のレンジを表している。このレンジは、上記の社債及び資産担保証券のレンジに類似する。

貸出金相当価格：売買された貸出金の市場価格が入手できない場合、公正価値は類似商品の観察可能な価格データと比較して測定される。比較可能な商品を選択する際に考慮される要素には、業種セグメント、担保の質、満期及び発行体に固有の制限条項が含まれる。公正価値は、直接価格を比較するか、又は商品の価格を利回りに転換して測定する場合がある。85から100ポイントのレンジは、レベル3に分類される貸出金の公正価値測定時に使用される類似の信用の質を有する参照発行から得られた価格のレンジを表している。価格が0の貸出金は、回収が全く見込まれない不良貸出金であり、一方現在の価格が100である貸出金は、全額返済が見込まれ、さらに市場の利回りより高い利回りを支払う貸出金である。加重平均は約95ポイントである。

信用スプレッド：多くのクレジット・デリバティブの評価モデルには、関連する参照原商品の信用の質を反映している信用スプレッドのインプットが必要である。特定の証券の信用スプレッドは、ベンチマークとなる証券の利回り又は参照金利（通常は米国債利回り又はLIBOR）に対して見積られ、一般的にベース・ポイントを単位として表される。信用スプレッドの上昇（低下）により、CDS及び他のクレジット・デリバティブ商品によって提供される信用プロテクションの価値は上昇（下落）することになる。かかる信用スプレッドの変動が損益計算書の経営成績に及ぼす影響は、保有ポジションの性質及び方向に左右される。資産の信用度が、スプレッドの算定対象であるベンチマークよりも高い場合には、信用スプレッドはマイナスになる可能性がある。信用スプレッドの拡大は、信用度の低下を表す。貸出金における37から137ベース・ポイントのレンジとクレジット・デリバティブにおける0から787ベース・ポイントのレンジは、原商品の多様性を示しており、レンジの下限は最高の質（例：LIBORのリスクに近似）を表し、レンジの上限は最大レベルの信用リスクを表している。

年率換算期限前償還率：年率換算期限前償還率とは、貸出金プールに係る予定外の元本返済額を示している。年率換算期限前償還率は、類似プールの貸出金の年率換算期限前償還率実績や将来の経済の見通しなど複数の要素に基づき、将来の金利を含む（ただし、これに限定されない）要素を考慮して見積られる。一般的に、この観察不能なインプットが単独で大幅に上昇（低下）すると、ディスカウントで取引される債券の公正価値は著しく高く（低く）なると推測される。プレミアムで取引される債券はその逆が当てはまり、年率換算期限前償還率が上昇すると公正価値は下落する。ただし、特定の状況においては、期限前償還率の変動が商品の価格に与える影響はより複雑で、証券化商品の正確な条件と証券化商品の資本構成における当該商品のポジションの両方に依存する。

資産担保証券における0から18%のレンジは、様々な種類の資産担保証券にわたるインプットを表している。インプットが0%の証券は通常、原担保に現時点で期限前償還の実績がなく近い将来に変動が予想されないことを示している。一方、上限の18%は、現に年率換算期限前償還率が高い証券に関連している。資産担保証券の種類が異なれば、借り手の借換能力、借換の実勢金利、及び貸出金原担保プールの質又は特性などの要

素の組合せ次第で期限前償還の特性レンジも異なる。ポートフォリオの加重平均年率換算期限前償還率は、4.4%である。

クレジット・デリバティブにおける1から20%のレンジは、資産担保証券に係るクレジット・デリバティブのインプットの仮定を表している。レンジは、資産担保証券のレンジと同様の影響を受ける。

為替契約及び金利契約におけるそれぞれ0から15%及び0から3%のレンジは、BGSポートフォリオを原資産とする証券化商品に関する期限前償還の仮定を表している。

年率換算デフォルト率（以下「CDR」という。）：CDRとは、債務不履行となり清算されると予測されるプール内の残存している元本残高の割合を示すものであり、モーゲージ又は貸出金グループに対する年率換算したデフォルト率である。CDRは、プール内の担保延滞率や将来の経済の見通しなどの複数の要素に基づいて見積られる。一般的に、この観察不能なインプットが単独で大幅に上昇（低下）すると、取引に係るキャッシュ・フローは著しく減少（増加）する（従って評価が低下（上昇）する）と推測される。ただし、資本構成内の商品が異なると、CDRの変動はこれとは異なる反応を示す可能性がある。通常、CDRが上昇すると劣後債の価値は下落するが、十分に保護されたシニア債については、CDRの上昇が、価格の上昇をもたらす場合がある。加えて、ある証券の担保プールに保証人の元利支払保証があることにより、資本構成の後順位側にある債券の価格は、年率換算デフォルト率の上昇に伴って上昇する場合がある。

クレジット・デリバティブにおける0から10%のレンジは、個々の商品の原担保プールにわたる予想デフォルト割合を表している。

損失度/回収率：損失度/回収率の予測値は、予想されるデフォルト発生時に実現するであろう見積損失を反映している。損失度は通常、資産担保証券内の担保に適用され、回収率は企業又はソブリン・クレジットに用いられるものと同様の価格算定用インプットである。回収は損失度の反対であるため、100%の回収率は0%の損失度に相当する。損失度が上昇/回収率が低下すると、商品のデフォルト時にストラクチャーにもたらされる期待キャッシュ・フローは減少することになる。一般的に、損失度のみが大幅に低下（上昇）すると、個々の資産担保証券の公正価値は著しく高く（低く）なると推測される。回収率の変動がクレジット・デリバティブのポジションに与える影響は、信用プロテクションが売買されているかどうかによって左右される。

損失度は、貸出金の元本（場合によっては担保権行使時点での未収利息も含む）に対する、担保権行使後に保有する担保からの回収可能額に最終的な影響を受ける。クレジット・デリバティブについては、損失度のレンジ0から100%が資産担保証券に係るデリバティブに適用される。回収率のレンジ0から95%は、レベル3ポートフォリオ内のクレジット・デリバティブ契約に係る幅広い予想回収水準を表している。

ディスカウント・マージン（以下「DM」という。）・スプレッド：DMスプレッドは、見積キャッシュ・フローの不確実性に対して市場が要求するリターンを反映するよう資産のキャッシュ・フローを現在価値に割り引くために用いられる割引率を表している。DMスプレッドは、期待キャッシュ・フローを割り引くために変動金利の指標（例：LIBOR）に上乘せられて適用される利率である。一般的に、この観察不能なインプットが単独で低下（上昇）すると、公正価値が著しく高く（低く）なると推測される。

割引率のレンジは、貸出金（0から13%）、資産担保証券（0から17%）及びクレジット・デリバティブ（0から36%）とそれぞれ異なっている。レンジの上限は、期待キャッシュ・フローに対して市場で非常に低く価格設定される証券に関連するもので、期待キャッシュ・フローに対して大幅に割り引かれる。これは、市場が、期待キャッシュ・フローの生成プロセスで織り込まれているリスクより大きな信用損失リスクを当該証券の価格に織り込んでいることを示している。レンジの下限は、信用度の高い商品に係る資金調達レートの特徴を示すものである。資産担保証券の場合、加重平均DMは8.2%である。貸出金の場合、開示されているレンジの0から13%に対して平均実効DMは1.72%である。

株式配当利回り：先渡契約又はスワップ契約の公正価値を測定するため、また、オプション価格算定モデルを用いて公正価値を測定するために、個別株式又は指数に係る先渡価格を導出することが重要である。現在の株価と先渡価格との関係は、将来の予想配当水準及び支払時期に加え、若干ではあるが当該株式に適用される資金調達レートに基づいている。配当利回りは通常、株価に対する年率で表示され、下限の0%は配当が支払われる見込みのない株式を表している。配当利回りと時期は、株式の先渡価格の影響を受けやすい商品の公正価値を算定するに当たり最も重要なパラメーターである。0から28%のレンジは、ポートフォリオの配当率の予想レンジを反映している。

ボラティリティ：ボラティリティは、特定の商品に係る将来の価格の変動を測定するものであり、通常パーセント(%)で表示される。数値が高くなると、将来の価格変動が発生する可能性が高い、より変動しやすい商品を反映する。ボラティリティの最小値は0%で、最大値は理論上、存在しない。ボラティリティはオプション・モデルに投入される主要なインプットである。オプション・モデルにおいて、このインプットは、将来の原資産価格の確率分布を導出するために用いられる。ボラティリティがポートフォリオ内の個々のポジションに及ぼす影響は、主としてオプション契約がロング・ポジションであるのか又はショート・ポジションであるのかによって左右される。多くの場合、オプションの公正価値は、ボラティリティの上昇に伴って高くなり、ボラティリティの低下に伴って低くなる。一般的に、公正価値の測定に用いられるボラティリティは、活発な市場のオプション価格(以下「インプライド・ボラティリティ」という。)から得られる。インプライド・ボラティリティの主な特徴は、ボラティリティ・「スマイル」又は「スキュー」である。これは、インプライド・ボラティリティが異なれば、異なるオプション行使価格の価格設定となることを表している。

- 金利のボラティリティ 16から93%のレンジは、異なる通貨及び基礎となる金利水準の観察不能なボラティリティのレンジを反映している。低金利のボラティリティは高金利のボラティリティよりかなり高くなる傾向がある。さらに、通貨によってインプライド・ボラティリティが大幅に異なる場合がある。
- 株式、株式及びその他の指数のボラティリティ 1から143%のレンジは、基礎となる株式のボラティリティのレンジを反映している。

相関：相関は2つの変数の変動間の相互関係を測定するものである。-100%から+100%までのパーセント(%)で表示される。+100%とは、完全に相関している変数であり(すなわち、1つの変数の変動が他の変数の同方向への変動に関連している)、-100%とは逆相関の変数である(すなわち、1つの変数の変動が他の変数の逆方向への変動に関連している)。相関が公正価値の測定に及ぼす影響は、商品ごとにペイオフ特性のレンジが異なることから、評価対象の商品の特定の条件に左右される。

- 金利/金利相関 2つの異なる通貨の金利間の相関である。84から94%のレンジは、通貨ペアが異なることにより生じる。
- カーブ内相関 同一のイールド・カーブの異なる時点間の相関である。相関は通常、比較的高く、50から94%のレンジである。
- 信用指数相関 10から85%のレンジは、ベンチマーク指数の資本構成の異なる部分にわたる各種指数から導出された相関を反映している。ピスポーク型及びレベル3のインデックス・トランシェにとって特に重要なインプットである。
- 信用ペア相関 ファースト・トゥ・デフォルトの信用構成にとって特に重要である。57から94%のレンジは、低相関の信用と類似の高相関の信用との差異を反映している。
- 金利/為替相関 金利と為替レートの相関を捕捉するものである。ポートフォリオのレンジは-57から60%で、これは金利と為替水準の関係を示している。かかる相関の符号は、原為替レートの相場基準によって決まる(例：同一金利に対するユーロ/ドル及びドル/ユーロの相関は、異なる符号を持つことになる)。
- 為替/為替相関 予測ペイオフに異なる為替レートを組み込む複雑なオプションにとって特に重要である。-70から80%のレンジは、UBS AGがエクスポージャーを有する主要な通貨ペアにわたる基礎特性を反映している。
- 株式/株式相関 予測ペイオフに一部異なる株式を組み込む複雑なオプションにとって特に重要である。相関が100%に近づくほど、株式同士の関連性が高まる。例えば、非常に高い相関性を有する株式は、同一の法人組織の異なる部分から生じる可能性がある。-4から99%のレンジは、このような状況を反映している。
- 株式/為替相関 原株式の通貨とは異なる通貨に基づく株式オプションにとって重要である。-44から86%のレンジは、原株式のボラティリティと為替のボラティリティとの間の関係のレンジを示している。

資金調達スプレッド：ストラクチャード・ファイナンス取引は、当該取引の担保として差し入れられた資産を最も良く示す複合型の資金調達カーブを用いて評価される。このカーブは、UBS AGが無担保ベースで資金調達できる水準ではなく、UBS AGが特定の担保で担保付資金調達を取引相手先と行うことができる水準を示している。資金調達スプレッドはLIBORプラス/マイナスのベシス・ポイントとして表示され、資金調達スプレッドが拡大した場合、割引の影響が増加する。仕組レポ契約及び仕組リバース・レポ契約の両方に対する10から163ベシス・ポイントのレンジは、資産担保型資金調達カーブのレンジを表している。このカーブにおいて、資金調達を目的とする原担保の流動性が低下すると、スプレッドは拡大する。

公正価値での測定を指定された金融負債に含まれる仕組債及び仕組債以外の固定利付債のごく一部は、活発に取引されている市場よりもデューレーションが長期の資金調達スプレッドに対するエクスポージャーを有していた。かかるポジションは、上述の10から163ベース・ポイントのレンジにある。

アップフロント・プライス・ポイント：全体の公正価値水準を信用スプレッド（上記の通り契約期間にわたって継続するベース・ポイント）と新規契約履行時に見積られ決済される構成要素とに分離させることによる、クレジット・デリバティブ契約の価格見積りの構成要素である。後者の構成要素はアップフロント・プライス・ポイントと呼ばれ、市場で取引される少数の標準的な契約と、現在の契約に係るプロテクションのプレミアムとして支払われる信用スプレッドとの差額を示している。破綻クレジット・ネームでは、CDSのプロテクションは、現在の信用スプレッドではなくアップフロント・ポイントでのみ取引され、相場が形成されることが多くなる。アップフロント・ポイントが上昇（低下）すると、CDSや他のクレジット・デリバティブ商品から提供される信用プロテクションの価値は上昇（下落）することになる。アップフロント・プライス・ポイントの上昇又は低下が及ぼす影響は、保有ポジションの特性や方向に左右される。アップフロント・プライス・ポイントは、契約が市場の標準よりも少ないプレミアムで取引される場合はマイナスになる場合があるが、通常は、信用度の悪化に伴い市場が要求する信用プレミアムが増加することを反映してプラスとなる。以下の表にある10から65%のレンジは、見積気配値の基準として用いられるベンチマークと比較した現在の市場の様々な信用スプレッドを示している。65%のアップフロント・ポイントは、信用状態が破綻していることを示している。

f) 観察不能なインプットの仮定の変更に対する公正価値測定之感応度

以下の表は、合理的に利用可能な代替的仮定を反映するように1つ又は複数の観察不能なインプットを変更した場合、公正価値が大幅に変動すると推測される、レベル3に分類された金融資産と金融負債、及びその変更による影響の見積額を要約したものである。2015年6月30日現在、レベル3に分類された金融商品に係る合理的に利用可能な代替的仮定を反映するために1つ又は複数の観察不能なインプットを変更することによる有利な影響及び不利な影響の合計額は、それぞれ7億スイス・フラン及び6億スイス・フラン（2015年3月31日現在：それぞれ8億スイス・フラン及び7億スイス・フラン、2014年12月31日現在：それぞれ10億スイス・フラン及び8億スイス・フラン）であった。以下の表は、公正価値の潜在的な変動が重要であるとみなされる金融資産及び金融負債の種類ごとの有利な影響及び不利な影響を表示している。この感応度のデータは、貸借対照表日現在におけるレベル3のインプットの合理的に利用可能な代替値に基づく評価の不確実性の見積りであり、ストレス・シナリオの影響を見積ったものではない。一般的に、これらの金融資産及び金融負債はレベル1から3のインプットの組合せに影響を受ける。レベル1及び2とレベル3のパラメーター間（例：通常、レベル1かレベル2である金利と通常、レベル3である年率換算期限前償還率との間）には明白な相互依存性が存在する場合があるが、このような相互依存性は以下の表に組み込まれていない。さらにレベル3パラメーター間の直接的相互関係は、評価の不確実性の重要な要素ではない。

観察不能なインプットの仮定の変更に対する公正価値測定之感応度

	2015年6月30日現在		2015年3月31日現在		2014年12月31日現在	
	有利な 変動 ¹	不利な 変動 ¹	有利な 変動 ¹	不利な 変動 ¹	有利な 変動 ¹	不利な 変動 ¹
単位：百万スイス・フラン						
国債	0	(1)	0	(1)	10	(1)
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	27	(27)	36	(38)	33	(41)
売買された貸出金、公正価値での測定を指定された貸出金、ローン・コミットメント及び保証	97	(50)	97	(43)	103	(63)
資産担保証券	7	(3)	14	(12)	16	(12)
資本性金融商品	100	(54)	101	(50)	105	(42)
金利デリバティブ契約（純額）	103	(71)	114	(77)	106	(58)
クレジット・デリバティブ契約（純額）	145	(158)	124	(141)	248	(277)
外国為替デリバティブ契約（純額）	41	(41)	40	(37)	35	(32)
株式/株式指数デリバティブ契約（純額）	62	(63)	72	(67)	82	(83)
仕組債及び仕組債以外の固定利付債	141	(154)	170	(170)	202	(199)
その他	13	(12)	16	(16)	23	(17)
合計	735	(633)	782	(652)	965	(824)

¹有利な変動の合計額の内、2015年6月30日現在、103百万スイス・フラン（2015年3月31日現在：111百万スイス・フラン、2014年12月31日現在：116百万スイス・フラン、）は、売却可能金融投資に関連するものである。不利な変動の合計額の内、2015年6月30日現在、57百万スイス・フラン（2015年3月31日現在：60百万スイス・フラン、2014年12月31日現在：56百万スイス・フラン）は、売却可能金融投資に関連するものである。

g) 公正価値で測定されない金融商品

以下の表は、公正価値で測定されない金融商品の見積公正価値を反映している。

公正価値で測定されない金融商品

単位：十億スイス・フラン	2015年6月30日現在		2015年3月31日現在		2014年12月31日現在	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
資産						
現金及び中央銀行預け金	84.6	84.6	68.9	68.9	104.1	104.1
銀行預け金	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3
借入有価証券に係る担保金	27.7	27.7	26.8	26.8	24.1	24.1
リバース・レボ契約	60.8	60.9	79.8	79.8	68.4	68.4
デリバティブに係る差入担保金	24.8	24.8	34.5	34.5	31.0	31.0
貸出金	315.5	317.9	315.0	317.6	316.0	318.6
その他の資産	24.5	24.4	22.7	22.5	21.3	21.2
負債						
銀行預り金	13.3	13.3	10.3	10.3	10.5	10.5
貸付有価証券に係る担保金	10.7	10.7	9.7	9.7	9.2	9.2
レボ契約	13.0	13.0	14.2	14.2	11.8	11.8
デリバティブに係る受入担保金	38.6	38.6	47.1	47.1	42.4	42.4
顧客預り金	382.4	382.6	404.8	404.8	411.0	411.0
社債	97.4	100.1	84.7	88.0	91.2	94.3
その他の負債	44.0	44.0	46.9	46.9	46.0	46.0
保証/ローン・コミットメント						
保証 ¹	0.0	(0.1)	0.0	(0.1)	0.0	(0.1)
ローン・コミットメント	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

¹ 2015年6月30日現在の保証の帳簿価額は0億スイス・フラン（2015年3月31日現在：0億スイス・フラン、2014年12月31日現在：0億スイス・フラン）の負債を示す。保証の見積公正価値は、2015年6月30日現在は1億スイス・フラン（2015年3月31日現在：1億スイス・フラン、2014年12月31日現在：1億スイス・フラン）の資産を示す。

上記の表の公正価値は、開示目的のためにのみ算定されたものである。使用された公正価値の評価技法及び仮定は、公正価値で測定されないUBS AGの金融商品の公正価値にのみ関連する。他の金融機関では公正価値の見積りに異なる評価方法及び仮定が用いられている場合があるため、このような公正価値の開示を他の金融機関と必ずしも比較できない可能性がある。UBS AGは、これらの公正価値の算定に重要な判断及び仮定を適用しており、当該判断及び仮定は、公正価値で会計処理され、UBS AGの貸借対照表及び純利益に影響を与えている金融商品に適用される確立した公正価値並びにモデルに関する管理方針及び手続よりも、全体論的で精度が低いものとなっている。

注記11 デリバティブ¹

	2015年6月30日現在				
	再調達価額 - 借方	再調達価額 - 借方に関連する 想定元本 ²	再調達価額 - 貸方	再調達価額 - 貸方に関連する 想定元本 ²	その他の 想定元本 ³
単位：十億スイス・フラン					
デリバティブ					
金利契約	83	1,702	75	1,593	9,888
クレジット・デリバティブ契約	7	164	7	177	0
外国為替契約	62	2,668	63	2,566	8
株式/株式指数契約	18	263	23	347	35
コモディティ契約	3	31	3	31	8
デリバティブ以外の金融資産の 未決済の購入 ⁴	0	23	0	28	0
デリバティブ以外の金融資産の 未決済の売却 ⁴	0	33	0	17	0
IFRSに準拠したネットティングに 基づくデリバティブ合計 ⁵	174	4,885	171	4,759	9,939
2015年3月31日現在					
	再調達価額 - 借方	再調達価額 - 借方に関連する 想定元本 ²	再調達価額 - 貸方	再調達価額 - 貸方に関連する 想定元本 ²	その他の 想定元本 ³
単位：十億スイス・フラン					
デリバティブ					
金利契約	121	1,876	114	1,837	10,674
クレジット・デリバティブ契約	7	191	8	205	0
外国為替契約	102	3,054	101	2,836	13
株式/株式指数契約	19	260	23	331	44
コモディティ契約	4	37	3	32	8
デリバティブ以外の金融資産の 未決済の購入 ⁴	0	29	0	27	0
デリバティブ以外の金融資産の 未決済の売却 ⁴	0	35	0	23	0
IFRSに準拠したネットティングに 基づくデリバティブ合計 ⁵	253	5,481	251	5,291	10,740
2014年12月31日現在					
	再調達価額 - 借方	再調達価額 - 借方に関連する 想定元本 ²	再調達価額 - 貸方	再調達価額 - 貸方に関連する 想定元本 ²	その他の 想定元本 ³
単位：十億スイス・フラン					
デリバティブ					
金利契約	124	2,188	118	2,085	13,448
クレジット・デリバティブ契約	11	248	12	252	0
外国為替契約	98	3,116	98	2,901	15
株式/株式指数契約	20	240	23	310	38
コモディティ契約	4	38	3	31	7
デリバティブ以外の金融資産の 未決済の購入 ⁴	0	11	0	13	0

デリバティブ以外の金融資産の

未決済の売却 ⁴	0	16	0	9	0
IFRSに準拠したネットtingに 基づくデリバティブ合計 ⁵	257	5,858	254	5,600	13,508

¹ 区分処理された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示され、表から除外されている。2015年6月30日現在、当該デリバティブの合計は、再調達価額 - 借方6億スイス・フラン（関連する想定元本130億スイス・フラン）であり、再調達価額 - 貸方5億スイス・フラン（関連する想定元本119億スイス・フラン）である。2015年3月31日現在、区分処理された組込デリバティブの合計は、再調達価額 - 借方7億スイス・フラン（関連する想定元本105億スイス・フラン）であり、再調達価額 - 貸方6億スイス・フラン（関連する想定元本119億スイス・フラン）である。2014年12月31日現在、区分処理された組込デリバティブの合計は、再調達価額 - 借方3億スイス・フラン（関連する想定元本65億スイス・フラン）であり、再調達価額 - 貸方3億スイス・フラン（関連する想定元本78億スイス・フラン）である。² 貸借対照表上で再調達価額が純額で表示される場合でも、ネットtingされる再調達価額のそれぞれの想定元本は総額で表示される。³ その他の想定元本は、中央清算機関又は取引所のいずれかを通じて決済されたデリバティブに関連している。これらのデリバティブの公正価値は、対応する証拠金控除後の金額で、貸借対照表のデリバティブに係る差入担保金及びデリバティブに係る受入担保金に表示されており、各表示期間において重要ではなかった。⁴ 約定日から決済日までの間に売買したデリバティブ以外の金融資産の公正価値の変動は、再調達価額として認識されている。⁵ 取引所取引の委託取引及びクライアントのために締結したOTC清算取引を含み、2015年6月30日現在の再調達価額 - 借方の合計は62億スイス・フラン（2015年3月31日現在：68億スイス・フラン、2014年12月31日現在：68億スイス・フラン）、2015年6月30日現在の再調達価額 - 貸方の合計は65億スイス・フラン（2015年3月31日現在：67億スイス・フラン、2014年12月31日現在：68億スイス・フラン）であった。これらは、リスク特性が著しく異なるため想定元本が上記の表に含まれていない。ネットting契約に関する詳細については、注記12を参照。

注記12 金融資産と金融負債の相殺

UBS AGは、主にレポ取引及びリバース・レポ取引、有価証券貸借、並びに店頭及び上場デリバティブに伴う信用リスクを管理するため、取引相手先とネットティング契約を締結する。このようなネットティング契約及び類似の契約により、一般的に、契約の両当事者は、通常の営業過程において及び/又は取引の相手先が契約上の義務を履行できない場合に、受け取り可能な資産と負債を相殺することができる。相殺権は、取引相手先に支払うべき金額の全て又は一部を、当該同一取引相手先から受け取るべき金額を充当することによって決済又は消去する法的な権利であり、信用エクスポージャーを軽減することになる。

金融資産

以下の表は、相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融資産、並びにこれらの金融資産に係る信用エクスポージャーを軽減するために受け入れた金融担保の概要を示したものである。相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融資産の総額は、貸借対照表上で相殺された同一取引相手先に対する金融負債及び強制可能なマスター・ネットティング契約又は類似契約の対象とならないその他の金融資産の影響を考慮した上で、関連する貸借対照表の項目に表示された純額へ調整されている。さらに、貸借対照表上で相殺されない金融負債及び受入担保の関連金額が潜在的なネットティング考慮後の金融資産になるよう表示されている。

UBS AGは、ネットティング契約及び担保契約に加えて、取引相手先の信用リスクを軽減する様々な戦略を講じている。従って、次の表に表示した純額は、実際の信用エクスポージャーを示すことを意図するものではない。

相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融資産

2015年6月30日現在									
ネットティング契約の対象となる資産									
	貸借対照表上に認識されたネットティング			貸借対照表上で認識されない 潜在的なネットティング ³		ネットティング 契約の対象と ならない資産 ⁴		資産合計	
	相殺前の 資産総額	負債総額 との相殺 ²	貸借対照表 上に認識さ れた資産純 額	金融負債	受入担保	潜在的な ネットティ ング考慮後 の資産	貸借対照表上 に認識された 資産	潜在的なネッ ティング考慮 後の資産合計	貸借対照表上 に認識された 資産合計
借入有価証券に係る担保 金	26.5	0.0	26.5	(3.0)	(23.5)	0.0	1.2	1.2	27.7
リバース・レポ契約	90.4	(41.3)	49.1	(4.0)	(44.9)	0.2	11.7	11.9	60.8
再調達価額 - 借方	168.2	(3.8)	164.5	(127.0)	(25.2)	12.3	9.2	21.5	173.7
デリバティブに係る 差入担保金 ¹	116.5	(94.7)	21.7	(12.9)	(2.2)	6.6	3.1	9.7	24.8
公正価値での測定を 指定された金融資産	2.5	0.0	2.5	0.0	(1.9)	0.6	2.6	3.2	5.1
資産合計	404.1	(139.8)	264.3	(146.9)	(97.6)	19.8	27.8	47.6	292.1

2015年3月31日現在									
ネットティング契約の対象となる資産									
単位：十億スイス・フラン	貸借対照表上に認識されたネットティング			貸借対照表上で認識されない潜在的なネットティング ³			ネットティング契約の対象とならない資産 ⁴		資産合計
	相殺前の資産総額	負債総額との相殺 ²	貸借対照表上に認識された資産純額	金融負債	受入担保	潜在的なネットティング考慮後の資産	貸借対照表上に認識された資産	潜在的なネットティング考慮後の資産合計	貸借対照表上に認識された資産合計
借入有価証券に係る担保金	26.1	0.0	26.1	(1.9)	(24.2)	0.0	0.7	0.7	26.8
リバース・レポ契約	108.8	(43.8)	65.0	(6.5)	(58.5)	0.0	14.8	14.8	79.8
再調達価額 - 借方	246.1	(4.0)	242.1	(190.1)	(34.1)	17.9	10.8	28.7	252.9
デリバティブに係る 差入担保金 ¹	228.7	(198.3)	30.5	(21.1)	(1.9)	7.5	4.1	11.6	34.5
公正価値での測定を 指定された金融資産	2.8	0.0	2.8	0.0	(2.2)	0.6	1.9	2.6	4.8
資産合計	612.5	(246.1)	366.4	(219.6)	(120.8)	26.0	32.3	58.3	398.7

2014年12月31日現在									
ネットティング契約の対象となる資産									
単位：十億スイス・フラン	貸借対照表上に認識されたネットティング			貸借対照表上で認識されない潜在的なネットティング ³			ネットティング契約の対象とならない資産 ⁴		資産合計
	相殺前の資産総額	負債総額との相殺 ²	貸借対照表上に認識された資産純額	金融負債	受入担保	潜在的なネットティング考慮後の資産	貸借対照表上に認識された資産	潜在的なネットティング考慮後の資産合計	貸借対照表上に認識された資産合計
借入有価証券に係る担保金	22.7	0.0	22.7	(1.9)	(20.8)	0.0	1.4	1.4	24.1
リバース・レポ契約	99.2	(42.8)	56.4	(3.4)	(52.8)	0.1	12.1	12.2	68.4
再調達価額 - 借方	249.9	(3.1)	246.8	(198.7)	(30.8)	17.3	10.1	27.4	257.0
デリバティブに係る 差入担保金 ¹	245.7	(218.4)	27.4	(18.8)	(1.6)	7.0	3.6	10.6	31.0
公正価値での測定を 指定された金融資産	3.1	0.0	3.1	0.0	(3.0)	0.1	1.4	1.5	4.5
資産合計	620.5	(264.2)	356.3	(222.9)	(108.9)	24.5	28.6	53.1	384.9

¹貸借対照表に認識された「デリバティブに係る差入担保金」の純額には、IAS第32号に基づいて日次で実質的に純額決済される一部のOTCデリバティブ及び日次で経済的に決済されるETDデリバティブが含まれている。さらに、この残高には、以下に表示された表の「再調達価額 - 貸方」項目に反映された、差入担保の現金部分に相当するOTC及びETD担保金残高が含まれている。²本表のロジックから、「負債総額との相殺」欄の金額と以下の負債の表における「資産総額との相殺」欄の金額は一致している。³本開示の目的上、貸借対照表上で相殺されていない金融商品及び担保金の金額は、貸借対照表に表示される金融資産の純額を超えないように関連するネットティング契約によって上限が設けられている。すなわち、超過担保がある場合でも、本表には反映されない。⁴強制可能なネットティング契約の対象とならない資産及びその他の対象外項目を含む。

金融負債

以下の表は、相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融負債、並びにこれらの金融負債に係る信用エクスポージャーを軽減するために差し入れた金融担保の概要を示したものである。相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融負債の総額は、貸借対照表上で相殺された同一取引相手先に対する金融資産及び強制可能なマスター・ネットティング契約又は類似契約の対象とならないその他の金融負債の影響を考慮した上で、関連する貸借対照表の項目に表示された純額へ調整されている。さらに、貸借対照表上で相殺されない金融資産及び差入担保の関連金額が潜在的なネットティング考慮後の金融負債になるよう表示されている。

相殺、強制可能なマスター・ネットリング契約及び類似契約の対象となる金融負債

2015年6月30日現在

単位：十億スイス・フラン	ネットリング契約の対象となる負債						ネットリング 契約の対象と ならない負債 4	負債合計		
	貸借対照表上に認識されたネットリング		貸借対照表上で認識されない 潜在的なネットリング ³			潜在的な ネットリン グ考慮後の 負債			潜在的なネッ ティング考慮 後の負債合計	貸借対照表上 に認識された 負債合計
	相殺前の 負債総額	資産総額 との相殺 ²	貸借対照表 上に認識さ れた負債純 額	金融資産	差入担保					
貸付有価証券に係る担保 金	9.1	0.0	9.1	(3.0)	(6.2)	0.0	1.5	1.5	10.7	
レボ契約	50.7	(41.3)	9.3	(4.0)	(5.1)	0.2	3.7	3.9	13.0	
再調達価額 - 貸方	162.8	(3.8)	159.0	(127.0)	(18.3)	13.7	12.2	25.9	171.2	
デリバティブに係る 受入担保金 ¹	128.1	(94.7)	33.4	(20.8)	(2.4)	10.1	5.2	15.4	38.6	
公正価値での測定を 指定された負債	3.5	0.0	3.5	0.0	(0.9)	2.6	62.9	65.5	66.4	
負債合計	354.2	(139.8)	214.4	(154.8)	(32.9)	26.7	85.5	112.2	299.9	

2015年3月31日現在

単位：十億スイス・フラン	ネットリング契約の対象となる負債						ネットリング 契約の対象と ならない負債 4	負債合計		
	貸借対照表上に認識されたネットリング		貸借対照表上で認識されない 潜在的なネットリング ³			潜在的な ネットリン グ考慮後の 負債			潜在的なネッ ティング考慮 後の負債合計	貸借対照表上 に認識された 負債合計
	相殺前の 負債総額	資産総額 との相殺 ²	貸借対照表 上に認識さ れた負債純 額	金融資産	差入担保					
貸付有価証券に係る担保 金	8.4	0.0	8.4	(1.9)	(6.6)	0.0	1.3	1.3	9.7	
レボ契約	54.1	(43.8)	10.3	(6.5)	(3.8)	0.0	3.9	3.9	14.2	
再調達価額 - 貸方	240.3	(4.0)	236.4	(190.1)	(27.8)	18.4	14.5	32.9	250.9	
デリバティブに係る 受入担保金 ¹	240.8	(198.3)	42.5	(28.6)	(2.4)	11.4	4.6	16.0	47.1	
公正価値での測定を 指定された負債	3.0	0.0	3.0	0.0	(1.0)	2.0	67.1	69.1	70.1	
負債合計	546.6	(246.1)	300.5	(227.1)	(41.6)	31.9	91.4	123.3	391.9	

2014年12月31日現在									
ネットティング契約の対象となる負債									
単位：十億スイス・フラン	貸借対照表上に認識されたネットティング			貸借対照表上で認識されない潜在的なネットティング ³			ネットティング契約の対象とならない負債 ⁴	負債合計	
	相殺前の負債総額	資産総額との相殺 ²	貸借対照表上に認識された負債純額	金融資産	差入担保	潜在的なネットティング考慮後の負債	貸借対照表上に認識された負債	潜在的なネットティング考慮後の負債合計	貸借対照表上に認識された負債合計
貸付有価証券に係る担保金	8.4	0.0	8.4	(1.9)	(6.5)	0.0	0.7	0.8	9.2
レボ契約	51.5	(42.8)	8.7	(3.4)	(5.2)	0.0	3.2	3.2	11.8
再調達価額 - 貸方	243.3	(3.1)	240.2	(198.7)	(21.8)	19.7	13.9	33.5	254.1
デリバティブに係る 受入担保金 ¹	256.1	(218.4)	37.7	(25.1)	(2.3)	10.3	4.6	14.9	42.4
公正価値での測定を指定された負債	3.8	0.0	3.8	0.0	(1.4)	2.4	71.5	73.9	75.3
負債合計	563.1	(264.2)	298.8	(229.2)	(37.3)	32.4	93.9	126.3	392.8

¹貸借対照表に認識された「デリバティブに係る受入担保金」の純額には、IAS第32号に基づいて日次で実質的に純額決済される一部のOTCデリバティブ及び日次で経済的に決済されるETDデリバティブが含まれている。さらに、この残高には、上記に表示された表の「再調達価額 - 借方」項目に反映された、受入担保の現金部分に相当するOTC及びETD担保金残高が含まれている。²本表のロジックから、「資産総額との相殺」欄の金額と上記の資産の表における「負債総額との相殺」欄の金額は一致している。³本開示の目的上、貸借対照表上で相殺されていない金融商品及び担保金の金額は、貸借対照表に表示される金融負債の純額を超えないように関連するネットティング契約によって上限が設けられている。すなわち、超過担保がある場合でも、本表には反映されない。⁴強制可能なネットティング契約の対象とならない負債及びその他の対象外項目を含む。

注記13 その他の資産及び負債

単位：百万スイス・フラン	2015年6月30日 現在	2015年3月31日 現在	2014年12月31日 現在
その他の資産			
プライム・ブローカレッジ債権 ¹	15,530	13,617	12,534
ファイナンシャル・アドバイザーに対する採用時貸出金	2,668	2,791	2,909
ファイナンシャル・アドバイザーに対するその他の貸出金	425	473	372
保釈保証金 ²	1,163	1,152	1,323
未収利息	426	480	453
未収収益 - その他	1,288	1,165	1,009
前払費用	1,043	1,041	1,027
確定給付年金資産及び退職後給付資産純額	0	887	0
決済勘定	893	935	616
未収付加価値税及びその他の税金	305	233	272
売却目的で保有する不動産及びその他の非流動資産	131	130	236
売却目的で保有する処分グループの資産 ³	254	0	0
その他	2,324	2,221	2,317
その他の資産合計	26,451	25,125	23,069
その他の負債			
未払プライム・ブローカレッジ ¹	36,270	39,127	38,633
ユニットリンク型投資契約未払額	16,777	16,250	17,643
報酬関連負債	4,347	4,017	5,414
内、未払費用	1,933	1,185	2,583
内、その他の繰延報酬制度	1,342	1,437	1,457
内、確定給付年金負債及び退職後給付負債純額	1,072	1,395	1,374
連結投資信託における第三者持分	581	647	707
決済勘定	1,891	2,051	1,054
当期税金負債及び繰延税金負債	841	764	642
未払付加価値税及びその他の税金	448	453	420
繰延収益	222	276	259
未払利息	949	1,208	1,327
その他の未払費用	2,723	2,700	2,472
売却目的で保有する処分グループの負債 ³	2,759	0	0
その他	1,573	1,184	1,820
その他の負債合計	69,380	68,679	70,392

¹ プライム・ブローカレッジ・サービスには、複数の資産クラスにわたって取引を行う法人顧客向けの清算、決済、保管、ファイナンシング及びポートフォリオ・レポート・サービスが含まれている。プライム・ブローカレッジ債権は、主としてマージン・レンディング取引に係る債権で構成されている。未払プライム・ブローカレッジは、主として顧客の有価証券貸借及び預金で構成されている。² 詳細については、注記16bの項目1を参照。³ 詳細については、注記18を参照。

注記14 公正価値での測定を指定された金融負債

単位：百万スイス・フラン	2015年6月30日現在	2015年3月31日現在	2014年12月31日現在
仕組債以外の債券	3,964	3,930	4,488
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの ^{1,2}	3,343	3,264	3,616
仕組債 ³	55,918	60,187	63,888
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの ^{1,4}	38,826	42,203	45,851
仕組債（店頭）	5,558	5,176	5,662
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの ^{1,5}	4,732	3,355	3,691
レボ契約	860	750	1,167
ローン・コミットメント及び保証 ⁶	67	80	93
合計	66,366	70,124	75,297
内、公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己クレジット	(207)	52	302

¹UBS AG又は支店が発行したものの。²2015年6月30日現在、残高の100%が無担保（2015年3月31日：残高の100%が無担保）。³仕組債以外の金利連動債も含む。⁴2015年6月30日現在、残高の98%超が無担保（2015年3月31日：残高の95%超が無担保）。⁵2015年6月30日現在、残高の40%超が無担保（2015年3月31日：残高の35%超が無担保）。⁶ローン・コミットメントは、融資が利用され、貸出金として認識されるまで、「公正価値での測定を指定された金融負債」として認識される。

注記15 償却原価で保有する負債

単位：百万スイス・フラン	2015年6月30日現在	2015年3月31日現在	2014年12月31日現在
譲渡性預金	19,708	14,450	16,591
コマーシャル・ペーパー	5,484	2,663	4,841
その他の短期社債	6,086	5,851	5,931
短期負債 ¹	31,278	22,965	27,363
仕組債以外の固定利付債	34,147	26,558	24,582
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの ²	34,003	26,387	24,433
カバード・ボンド	9,639	10,932	13,614
劣後債	13,379	15,422	16,123
内、スイスSRBバーゼル フェーズ・アウト（段階的除外）追加Tier1自己資本	0	1,039	1,197
内、スイスSRBバーゼル 低トリガーの損失吸収Tier2自己資本	9,625	10,051	10,464
内、スイスSRBバーゼル フェーズ・アウト（段階的除外）Tier2自己資本	3,754	4,332	4,462
スイス地方銀行の中央債券発行機関を通じて発行された社債	8,147	7,865	8,029
その他の長期社債	664	855	1,495
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの ²	385	245	861
長期負債 ³	65,977	61,631	63,844
償却原価で保有する負債合計 ⁴	97,255	84,596	91,207

¹当初満期1年未満の負債。²UBS AG又は支店が発行したものの。2015年6月30日現在、残高の100%が無担保（2015年3月31日：残高の100%が無担保）。³当初満期1年以上の負債。⁴2015年6月31日現在、プラスの公正価値純額154百万スイス・フラン（2015年3月31日：プラスの公正価値純額72百万スイス・フラン、2014年12月31日：マイナスの公正価値純額25百万スイス・フラン）の区分処理された組込デリバティブ控除後。

注記16 引当金及び偶発負債

a) 引当金

単位：百万スイス・フラン	オペレー ショナル・ リスク ¹	訴訟、規制 上及び類似 の問題 ²	リストラク チャリング	ローン・コ ミットメン ト及び保証	不動産	従業員給付	その他	引当金 合計
2014年12月31日現在残高	50	3,053	647	23	153	215	224	4,366
2015年3月31日現在残高	55	2,727	699	24	169	199	82	3,956
損益計算書で認識された引当金の増加	8	119	83	0	0	3	39	252
損益計算書で認識された引当金の取崩	(3)	(48)	(38)	0	0	(5)	(1)	(95)
所定の目的に従って使用された引当金	(9)	(357)	(61)	0	(13)	0	(14)	(454)
原状回復費用資産計上額	0	0	0	0	2	0	0	2
振替	0	0	0	20	0	0	0	20
為替換算調整 / 割引の振戻し	(1)	(73)	(15)	0	(2)	4	(1)	(88)
2015年6月30日現在残高	50	2,368	669 ³	44	156 ⁴	202 ⁵	105	3,594

¹保証リスク及び取引過程におけるリスクにより発生する損失引当金から成る。²法律、責任及びコンプライアンスに関するリスクにより生じる損失引当金から成る。³2015年6月30日現在の人件費関連のリストラクチャリング引当金123百万スイス・フラン（2015年3月31日：89百万スイス・フラン、2014年12月31日：116百万スイス・フラン）及び2015年6月30日現在の不利なリース契約に係る引当金546百万スイス・フラン（2015年3月31日：609百万スイス・フラン、2014年12月31日：530百万スイス・フラン）を含む。⁴2015年6月30日現在のリース物件改良費の原状回復費用92百万スイス・フラン（2015年3月31日：93百万スイス・フラン、2014年12月31日：98百万スイス・フラン）及び2015年6月30日現在の不利なリース契約に係る引当金65百万スイス・フラン（2015年3月31日：76百万スイス・フラン、2014年12月31日：55百万スイス・フラン）を含む。⁵長期有給休暇及び永年勤続報奨に係る引当金並びにリストラクチャリング引当金に含まれない退職手当関連の引当金を含む。

リストラクチャリング引当金は、主に不利なリース契約及び退職手当の金額に関連していた。不利なリース契約に係る引当金は、基礎となるリース契約の満期により取り崩され、最長で11年間になる。退職手当関連の引当金は、短期間（通常6ヶ月以内）に使用されるが、人員の自然減によりリストラクチャリングの影響を受ける人員数が減少し、ひいては費用の見積額が減少した場合には、計上金額に変動が生じる可能性がある。

1つの種類として、訴訟、規制上及び類似の問題に係る引当金及び偶発負債に関する情報が注記16b)に含められている。その他の種類の引当金に関連する重要な偶発負債はない。

b) 訴訟、規制上の問題及び類似の問題

UBSは、紛争及び規制上の手続から生じる重要な訴訟及び類似のリスクにさらされる、法的及び規制的な環境で事業を営んでいる。その結果UBS（本注記の目的上、UBS AG及び/又は1社もしくは複数の子会社を適宜指す。）は、訴訟、仲裁、及び規制当局による調査、犯罪の捜査を含め、様々な紛争や法的手続に関与している。

こうした問題は多くの不確実性を伴い、訴訟の初期段階にある場合は特に、その結果を予測し難いことが多い。さらに、UBSが和解を締結する状況もある。これは、UBSに責任はないとUBSが考えている問題であっても、費用、経営者の混乱、又は責任に異議を唱え続けることによる風評上の影響を回避するために生じることがある。このような問題全てに内在する不確実性は、すでに引当金が設定されている問題及びその他の偶発負債の両方に関して生じる可能性のある流出の金額及び時期に影響を及ぼす。UBSに対して発生したこのような問題に対して、UBSは、法的助言を求めた上で、過去の事象の結果としてUBSが現在の法的又は推定的債務を有している可能性の方が高く、資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ金額について信頼性のある見積りが可能であると経営者が判断した場合に、引当金を設定する。これらの条件のいずれかが満たされない場合、そのような問題により偶発負債が生じる。債務の金額を信頼性をもって見積ることができない場合、資源が流出する可能性が高くても認識されない負債が存在する。従って、特定の問題に関して資源が流出する可能性に重要性がある場合でも、引当金は設定されていない。

特定の訴訟、規制上及びその他の問題が下記に記載されており、これには経営者が重要であるとする他の問題及び潜在的な財務上、風評上及びその他の影響により経営者が重要であるとする他の問題が含ま

れている。請求された損害賠償金額、取引の規模又はその他の情報は、入手可能であり、潜在的なエクスポージャーの重要性を利用者が検討することを助ける上で適切である場合に記載されている。

下記の一部の問題に関して、当行はすでに引当金を設定していると述べており、そのような記載のないその他の問題もある。当行がそのような記載をしていて、引当金の額の開示は、発生する可能性が高かつ信頼性をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えていることを明らかにするため、当該問題における他の当事者に対する当行の立場を著しく毀損すると考える場合には、当行は金額を開示していない。また、このような開示を不可能とする守秘義務に当行が従っている場合もある。当行が引当金を設定しているかどうかに関及していない問題に関しては、(a)当行は引当金を設定していない(適用される会計基準に基づいて問題を偶発負債として処理している場合)か、又は(b)当行は引当金を設定しているが、そのような事実の開示は、発生する可能性が高かつ信頼性をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えている事実を明らかにするため、当該問題における他の当事者に対する当行の立場を著しく毀損すると当行が考えているかのいずれかである。

引当金を設定した特定の訴訟、規制上及び類似の問題に関して、当行は資源流出の予想時期を見積ることができる。ただし、これらの資源流出の予想時期を見積ることができる問題に関し、予測される資源流出の合計額は、関連する期間にわたる現在及び将来の流動性の水準に比して重要ではない。

1つの種類として、訴訟、規制上及び類似の問題に対して引き当てた金額の合計は、上記の注記16aに開示されている。偶発負債の1つの種類として、当行の訴訟、規制上及び類似の問題に対する負債の見積合計額を提供することは実務上不可能である。そのような見積りを行うことは、特異な種類の事実又は新たな法的理論に関わる、始まっていないかもしくは裁判の初期段階にある請求及び訴訟手続、又は原告が損害賠償の請求額を明らかにしていない請求及び訴訟手続について当行に推論的な法的評価を行うことを要求するものである。従って、当行は、訴訟、規制上及び類似の問題の種類から生じる将来の損失を数値的に見積めることはできないが、この種類から発生する可能性が合理的にあり得るであろう将来の損失の合計額は、現在の引当金の水準を大幅に上回っていると考えている。また訴訟、規制上及び類似の問題は、金銭以外の制裁や重要な影響を与える場合もある。例えば、本注記の5の項に記載されている、当行が基準金利、とりわけ英国銀行協会のロンドン銀行間取引金利(以下「LIBOR」という。)の提示に関連して米国司法省(以下「DOJ」という。)犯罪局詐欺部と結んだ不起訴合意(以下「NPA」という。)は、当行が為替問題に関連して米国の犯罪行為を行ったという判断に基づき、DOJによって解除された。このため、UBS AGは、LIBOR問題に関連する送金不正の1訴因について有罪を認め、罰金203百万米ドルの支払いに応じ、3年間の経過観察期間を受け入れた。有罪答弁又は有罪判決(NPAの解除による場合を含む。)により、UBSに重要な影響を与える可能性がある。行政手続を解決するに当たり、当行が特定の業務を引き続き行うために規制上の不適格を解消するよう求められたり、また規制当局に許認可や承認を制限、停止又は取消する権利が与えられたり、金融市場ユーティリティに当該ユーティリティへの参加を制限、停止又は取消する許可が与えられたりする場合がある。かかる解消が得られない場合や、許認可、承認又は参加の制限、停止又は取消を受ける場合は、UBSにとって重要な影響を与える可能性がある。

訴訟、規制上及び類似の問題に伴う損失のリスクは、当行の自己資本規制上、オペレーショナル・リスクの構成要素である。自己資本規制及びこれに対応するためのオペレーショナル・リスクの計算に関する情報は、当報告書の「資本管理」のセクション(訳者注:原文の「Capital management」のセクション)に含まれている。

各事業部門及びコーポレート・センター・ユニットの訴訟、規制上の問題及び類似の問題に係る引当金¹

	ウェルス・ ウェルス・ マネジメン ト		ウェルス・ マネジメン ト・アメリ カズ	リテー ル&コー ポレート	グローバ ル・アセッ ト・マネジ メント	インベス ト・パ ンク	コーポレー ト・セン ター	コーポレー ト・セン ター	コーポレー ト・セン ター	ALM	コーポレー ト・セン ター 非中 核業務及び レガシー・ ポートフォ リオ	UBS
2014年12月31日現在残高	188	209	92	53	1,258	312	0	941	3,053			
2015年3月31日現在残高	182	202	87	50	1,091	303	0	814	2,727			
損益計算書で認識された引当金の増加	13	64	0	0	1	0	0	42	119			
損益計算書で認識された引当金の取崩	(3)	(12)	0	0	(12)	0	0	(21)	(48)			
所定の目的に従って使用された引当金	(2)	(16)	(1)	(1)	(326)	0	0	(12)	(357)			

為替換算調整 / 割引の振戻し	(2)	(9)	0	0	(30)	0	0	(32)	(73)
2015年6月30日現在残高	188	229	86	48	724	302	0	791	2,368

¹本注記16bに記載された問題に係る引当金は、ウェルス・マネジメント（項目3）、ウェルス・マネジメント・アメリカズ（項目4）、インベストメント・バンク（項目9）、コーポレート・センター サービス（項目7）、及びコーポレート・センター 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ（項目2及び8）に計上されている。項目1及び6に記載された問題に係る引当金は、ウェルス・マネジメントとリテール&コーポレートに配分されており、項目5に記載された問題に係る引当金は、インベストメント・バンクとコーポレート・センター サービスに配分されている。

1 クロスボーダーのウェルス・マネジメント事業に関する照会

多数の国々における税務当局及び規制当局は、UBS及びその他の金融機関が提供するクロスボーダーのウェルス・マネジメント・サービスに関連して、それぞれの管轄区域に所在する情報に関する照会を行い、要求を出し、あるいは従業員を調査した。金融サービスのクロスボーダー取引に関する税務情報自動交換やその他の手段を実施することにより、今後さらに照会が生じる可能性がある。

2013年のフランスにおける調査の結果、UBS(フランス)S.A.及びUBS AGは、フランスでクライアントの不法勧誘に共謀したとして方式審査決定（「mise en examen」）がなされ、脱税及び未承認の銀行業務・金融商品の勧誘で得た収入を不正洗浄したことにに関して補佐付き証人（「témoin assisté」）により証言された。2014年に、UBS AGは、脱税による収入の不正洗浄容疑に関する方式審査を受け、捜査判事はUBSに対し、保釈保証金を11億ユーロとする命令（「caution」）を下した。UBS AGは保釈金額の決定を不服として異議を申立てたが、控訴院（「Cour d'Appel」）及びフランス最高裁判所（「Cour de Cassation」）は保釈金額を支持し、2014年度末に控訴を完全に棄却した。UBS AGは、フランスの裁判所による決定の様々な側面について異議を申立てるため、欧州人権裁判所に控訴した。

2015年3月、UBS(フランス)S.A.は、2004年から2008年の間に脱税及び権限のない人物による未承認の銀行業務・金融商品の勧誘で得た収入の不正洗浄に共謀したとして方式審査を受け、2009年から2012年において補佐付き証人により証言された。保釈保証金40百万ユーロが課せられたが、2015年5月に控訴裁判所により10百万ユーロへと減額された。UBS(フランス)S.A.は、これに異議を申立てるべきか否か検討中である。

さらに、捜査判事は、当該捜査判事による出頭命令に応じなかったスイスを拠点とするUBS AGの前従業員3名に対する逮捕状の発令を要求した。これとは別に、2013年に、フランス銀行監督当局の懲戒委員会は、クロスボーダー事業及び「顧客確認」義務を取り巻く統制及びコンプライアンスの枠組みに不備があったとUBS(フランス)S.A.に対し戒告を行った。当局から10百万ユーロの制裁金を科され、同制裁金を支払った。

2015年1月に、当行は、ニューヨーク州東部地区米国連邦検事事務局及び米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）から複数の照会を受けた。当該機関は、1982年公平税制・財政責任法（以下「TEFRA」という。）及び米国証券法の登録要件に違反して、当行が無記名債券及びその他の無登録証券を米国人に販売した可能性を調査している。当行は本調査について当局に協力している。

この項目1に記載された問題に関して、2015年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えた金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

2 住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求

米国住宅ローン市場の危機に先立つ2002年から2007年まで、UBSは、米国の住宅モーゲージ担保証券（以下「RMBS」という。）の実質的な発行体及び引受会社であり、また、米国住宅モーゲージの購入者であり販売者であった。UBSの子会社であるUBSリアル・エステート・セキュリティーズ・インク（以下「UBS RESI」という。）は、オリジネーターから住宅用モーゲージ・ローンのプールを取得し、（関係会社を通じて）証券化信託に預け入れた。このようにして、2004年から2007年に、UBS RESIは、発行した証券の当初元本残高に基づく約800億米ドルをRMBSに組成した。

さらに、UBS RESIは、オリジネーターから購入したローンのプールを第三者の購入者に売却した。2004年から2007年までの期間に売却したホール・ローンは、当初元本残高で合計約190億米ドルであった。

当行は米国の住宅ローンの重要なオリジネーターではなかった。UBSの子会社1社が、当該期間（このうち2006年から2008年において活発であった。）に米国住宅モーゲージ・ローンを約15億米ドル実行していたが、このうち証券化されたものは半分に満たなかった。

開示に関するRMBS関連訴訟：UBSは、UBSが引き受けた又は発行したRMBSの当初の額面価額約110億米ドルに関する多くの訴訟においてRMBSの引受会社及び発行体としての役割に係る件で被告となっている。これらの訴訟において引き続き争点となっているRMBSの当初額面価額110億米ドルのうち、約40億米ドルは売出によって発行された。当該売出において、UBSの子会社は原資産であるローン（大部分は第三者のオリジネーターから購入した。）を証券化信託に譲渡し、当該ローンに関する表明及び保証を行った（UBSがスポンサーとなっているRMBS）。これらの訴訟に関連するRMBSのうち、残りの70億米ドルについては、UBSが引受会社である第三者による証券化によって発行された（第三者RMBS）。

これらの訴訟の一部に関連して、UBSは、UBSが被った損失又は負債について、存続する第三者発行体又はオリジネーターに対して求償権を有しているが、UBSは、どの程度この求償権を行使することができるのかを予測することはできない。UBSが被告となっている1件の集団訴訟は第三者発行体によって和解に至り、2013年に地方裁判所の最終承認を受けた。この和解により、UBSに対して係属中の訴訟における発行済第三者RMBSの当初額面価額は約240億米ドル減少した。第三者発行体はUBSに金銭の負担を求めることなく、和解金を拠出する予定である。2014年に、この和解に対する一部の異議申立人が、地方裁判所による和解の承認に対し、上訴申立書を提出した。

UBSはまた、RMBSのエクスポージャーを有し、UBSがアレンジまたは販売した担保債務証券を購入した企業が提起した詐欺及びその他の請求を主張する複数の訴訟において、被告となっている。

UBSは、特定の破綻信用組合の財産管理人として信用組合庁（以下「NCUA」という。）が提起した2件の訴訟の被告となっている。同訴訟は、当該信用組合が購入したRMBSの売出しに係る文書に虚偽表示及び脱漏があったことを主張するものである。両訴訟は米国地方裁判所、すなわち、1件はカンザス地区地方裁判所、もう1件はニューヨーク州南部地区地方裁判所（以下「ニューヨーク州南部地区」という。）に提起された。カンザス地区裁判所は、UBSによる2013年の却下の申立てを一部認め、NCUAの訴訟対象である22件のRMBS証書のうち10件の請求は時効であるとした。その結果、当該訴訟で争点となっている当初元本残高は、11.5億米ドルから約400百万米ドルに減額された。ニューヨーク州南部地区において争点となっている当初元本残高は約400百万米ドルであった。2015年5月に、カンザス地区裁判所は、NCUAがパークレイズ・キャピタル・インクに対して提起した訴訟における2015年3月の第10巡回区連邦控訴裁判所による判決に基づき、NCUAによる再審の申立てを認め、2013年に却下された10件の証書に関するNCUAのUBSに対する請求について決定を覆した。

モーゲージ及びRMBSの販売に関連するローンの買戻請求：UBSは、RMBSのスポンサー又はモーゲージの販売者となった際に、通常、原資産のローンの性質に関連して一定の表明を行っていた。これらの表明に重大な違反が生じた場合、当行は、特定の状況において、関連するローンを買戻すか又は損失に対して特定の当事者に補償する契約上の義務を負っていた。UBSは、証券化信託にローンを譲渡した時点においてUBSが一定の表明を行っていた米国住宅モーゲージ・ローンを買戻す請求を受けている。当行は、モーゲージ・ローン及びRMBSの特定の機関購入者から、表明違反の可能性は、UBSによるローンの買戻し又はその他の救済措置を要求する権利を購入者に与えるものであると主張している旨の通知を受けている。「受けた年別のローン買戻請求 - ローンの当初元本残高」の表は、2006年から2015年7月23日までにUBSが受けた買戻請求及びUBSによる買戻しを要約している。本表の「解決された請求」は、最終的に解決したと考えられる請求であり、「エース・セキュリティーズ対DBストラクチャード・プロダクツ訴訟」においてニューヨーク州の上訴裁判所が下した2015年6月11日の判決（以下「エース判決」という。）により時効とされた請求も含まれている。その他の全ての区分の買戻請求は最終的に解決していない。

受けた年別のローン買戻請求 - ローンの当初元本残高¹

単位：百万米ドル	2006年 から							2015年 7月23日 まで	合計
	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年		
解決された請求									
ローン買戻 / UBSによる全額支払	12	1							13
時効とされた請求		1	2	3	18	519	260		803
取引相手先により取り下げられた請求	110	104	19	303	237				773
訴訟において解決された請求	1	21							21
第三者により解決される見込みの請求									
第三者のオリジネーターに対する求償権の行使 により解決された又は解決される見込みの請求		77	2	45	107	99	72		403
係争中の請求									
訴訟中の請求			346	732	1,041				2,118
UBSが検討中の請求				1					1
合計	122	205	368	1,084	1,404	618	332	0	4,133

¹複数の取引相手先より請求されたローンは1件として数えられている。

買戻請求を解決するために現時点までにUBSが支払った額は、関連するローンの当初元本残高の約62%であった。UBSの支払った額の大部分は、いわゆる「オプションARM」ローンに関連していた。損失の程度は、異なる特性を有する他の種類のローンに応じて様々に変化する可能性がある。買戻し時の損失には、通常は問題となっているローンの買戻し時点の見積額が反映され、また、一定の場合には買戻し前の借り手による一部返済額又はサービサーによる立替額が反映される。

当行が虚偽の表明によりローンの買戻しを請求される件の大半では、当行は、関連するローンをUBSに売却する際に表明を行った第三者のローンのオリジネーターに対する請求を主張することが可能である。ただし、これらの第三者の多くは支払不能であるか、又はすでに存在しない。当行は、2004年から2007年にかけてUBSが売却したか又は証券化したローンの当初元本残高の総額のうち、存続している第三者のオリジネーターから購入したものは50%未満であると見積っている。2010年に受けた買戻請求に対してUBSがすでに支払った又は支払いに合意したローン（当初元本残高）の約60%について、UBSはオリジネーターに対して補償又は買戻請求を主張している。2011年より、UBSは、UBSに対して行われた買戻請求について、存続しているオリジネーターに、UBSは損失の補填を受ける権利があることを通知し、このような請求はオリジネーターと請求を行う当事者により直接解決されるべきであると主張している。

将来の買戻請求はエース判決の効力により時効とされる。

モーゲージ及びRMBSに関する契約上の表明及び保証に関連する訴訟：2012年に、いくつかのRMBS信託が、UBS RESIに対し、過去において金融保証保険会社のアシュアード・ギャランティ・ミュニシパル・コープ（以下「アシュアード・ギャランティ」という。）が買戻しを請求した、3件のRMBS証券化（以下「取引」という。）に係る担保プールに含まれるローン（当初元本残高約20億米ドル）を買戻す義務の履行を求めて、ニューヨーク州南部地区において訴訟（以下「受託者訴訟」という。）を提起した。2015年1月に、裁判所は、3件のうちいずれかの取引において表明及び保証に違反したとされる全てのローンに対する損害賠償金を求める原告の試みを却下し、訴状に特定された、ローンについて行われたとされる違反又はUBSが独自に発見したと原告が立証できるその他の違反のみに基づいて請求を提起するよう原告に制限を課した。2015年2月に、裁判所は判決の再審を求める原告の申立てを却下した。存続している機関が設定した信託により申立てられた受託者訴訟の対象であるローンの部分に関して、UBSは、これらの機関に対して求償権の実行を予定している。アシュアード・ギャランティが提起した関連訴訟は、2013年に解決した。

2012年に、連邦住宅金融抵当公庫（以下「フレディ・マック」という。）を代表して連邦住宅金融庁は、UBS RESIが一部のモーゲージ・ローンに関しての表明・保証に違反し、これらのモーゲージ・ローンの買戻しを行わなかったと主張し、契約違反を理由に宣言的救済を求めてUBS RESIに対する訴訟を起こす通知書及び召喚状をニューヨーク州高位裁判所に提出した。損害賠償額は明示されていないものの、当該訴訟は、救済の中でも

特に、フレディ・マックが過去に買戻請求を行ったローンの当初の元本残高のうち、最低でも94百万米ドルについて、UBS RESIにローン買戻義務があるとして、当該義務の特定履行を求めている。2013年に、裁判所は、RMBSの受託者のみが訴状に記載された請求を主張できること、及び訴状は当該受託者が原告であり、訴訟を提起する適切な権限を有しているかどうかについて不明瞭であることに基づいて、当事者として適格でないとして訴状を却下した。受託者はその後、修正訴状を提出し、UBSは却下を申立てた。当該申立ては係属中である。

当行はまた、RMBSの一部の機関購入者と、UBSがスポンサーとなっているRMBS又は第三者RMBSの購入の大部分に関連する潜在的な賠償請求に関して、出訴期限の期間進行停止協定を結んでいる。

「住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求に対する引当金」の表に反映されているように、この項目2に記載された問題に関して、2015年6月30日現在の当行の貸借対照表には、772百万米ドルの引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求に対する引当金

単位：百万米ドル

2014年12月31日現在残高	849
2015年3月31日現在残高	732
損益計算書で認識された引当金の増加	42
損益計算書で認識された引当金の取崩	0
所定の目的に従って使用された引当金	(2)
2015年6月30日現在残高	772

モーゲージ関連の規制上の問題：2014年に、UBSは、ニューヨーク州東部地区検事事務局が1989年金融機関改革救済執行法（以下「FIRREA」という。）に従って発行した召喚状を受領した。同局は2005年から2007年までのUBSのRMBS事業に関連する文書及び情報を求めている。UBSは、FIRREA召喚状及びRMBS事業に関連したニューヨーク州司法長官（以下「NYAG」という。）からの召喚状への対応を継続している。さらにUBSは、不良資産救済プログラムの特別検査機関（コネチカット州の米連邦検事事務局及びDOJと連携している。（以下「SIGTARP」という。））及びSECからの2009年から現在までの流通市場におけるモーゲージ担保証券の売買関連業務に関する照会に応じている。当行はこれらの問題について当局に協力している。多くの他の銀行も同様の照会に応じていると報告されている。

3 マドフ

バーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー（以下「BMIS」という。）の投資詐欺に関連して、UBS AG、UBS(ルクセンブルク)SA及びその他の一部のUBS子会社は、スイス金融市場監督当局（以下「FINMA」という。）及びルクセンブルク金融監督委員会（以下「CSSF」という。）を含む、多数の規制当局による照会の対象となっている。これらの照会は、ルクセンブルク法のもとで設定された2つの第三者ファンド（そのほぼ全ての資産はBMISに委託されていた。）、及びオフショア管轄区域で設定され、BMISへの直接的又は間接的なエクスポージャーを持つ特定のファンドに関するものであった。これらのファンドは現在深刻な損失を被っており、ルクセンブルクのファンドは清算中である。マドフのスキームが明らかになる前の、この2つのルクセンブルクのファンドの最終報告の純資産額は、総額で約17億米ドルであった。ただし、この数値にはBMISが報告した架空の利益が含まれている可能性が高い。両ファンドを規定する文書は、保管会社、管理会社、運用会社、販売会社及びプロモーターを含む、様々な役割を担っているUBSの企業を特定しており、また、UBSの従業員が取締役会のメンバーを務めていることを示している。UBS(ルクセンブルク)SA及びその他の一部のUBS子会社は、ルクセンブルク調査当局からの照会に対応しているが、当該調査における当事者としては特定されていない。2009年及び2010年に、ルクセンブルクの2つのファンドの清算人が、当該ファンドを代表して、UBSの企業、UBS以外の企業及び特定の個人（UBSの現・旧従業員を含む。）に対して訴訟を提起した。請求金額は、それぞれ約890百万ユーロ及び305百万ユーロである。清算人は、当該ファンドがBMISの受託者に対する支払いの責任が生じる可能性のある金額について追加で申立てている。清算人の請求額はそれぞれ約564百万ユーロ及び370百万ユーロである。さらに、受益者と称する多くの者が、マドフのスキームに関連して被ったとする損失の補償を求めて、UBSの企業（及びUBS以外の企業）を相手に請求を申立てている。これら

の訴訟の大半は、ルクセンブルクにおいて係属中である。ルクセンブルクでは、多くのテスト・ケースにおける主張は容認できないと判示した2010年の裁判所の判決を不服として、原告により控訴が申立てられた。2015年7月、ルクセンブルク控訴裁判所は、テスト・ケース1件について控訴を全面的に棄却したが、投資家はこの決定に上訴している。米国においては、BMISの受託者が2010年に、特にルクセンブルクの2つのファンド及びオフショアのファンドの1つに関連するUBSの企業等に対して請求を申立てた。これらの訴訟の全被告に対する請求総額は、最低でも20億米ドルである。UBSの申立てを受けて、2011年にニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所は、UBSに譲渡されたと主張される詐欺的譲渡の回収と優先的支払いに対する請求を除いて、BMISの受託者にはそのような訴訟を起こす資格がないとの理由から、BMISの受託者の請求の全てを却下した。2013年に、第2巡回区は、地方裁判所の判決を支持した。2014年6月、米国連邦最高裁判所は、第2巡回区の判決の再審理を求めるBMISの受託者の申立てを却下した。2014年12月、BMISの受託者と同様の請求を主張し、金額未定の損害賠償金を求めて、BMISの顧客によりUBSの企業等に対し、1件の推定上の集団訴訟を含むいくつかの請求が米国で提起された。ドイツでは、UBSの一部の顧客が、第三者ファンド及びドイツのUBSの企業が管理するファンドを通じてマドフが運用したポジションの影響を受けている。これらのファンドに関して、数件の請求が申立てられている。2015年1月、控訴裁判所は、UBSに有利な下級裁判所の判決をかける訴訟の1件において覆し、UBSに49百万ユーロに利息を加えた金額の支払いを命じた。UBSは当該判決に対する控訴許可の申請を申立てた。

4 プエルトリコ

プエルトリコ債及びUBSトラスト・カンパニー・オブ・プエルトリコが単独運用及び共同運用し、UBSファイナンシャル・サービス・インク・オブ・プエルトリコ（以下「UBS PR」という。）が販売するクローズド・エンド型投資信託（以下「当投資信託」という。）の市場価格が2013年8月以降下落したことは、複数の規制当局による照会、並びに顧客が提起した訴訟及び調停（請求総額11億米ドル超）の原因となった。本請求は、当該ファンド又はプエルトリコ債を保有するプエルトリコの顧客及び/又はUBSの目的自由ローンの担保にUBS口座の資産を使用した顧客が提起したものである。顧客が提起した訴訟及び調停の申立てには、詐欺、虚偽表示並びに不適当なファンド及びローンが含まれる。また、2014年に、当投資信託で何億もの損失を被ったと主張する出資者の代表訴訟が、様々なUBSの企業や投資信託の現・旧役員に対して提起された。棄却を求める被告の申立ては却下された。2014年に、2008年5月から2014年5月までの期間に投資家が被った損失に対する損害賠償を求める1件の連邦集団訴訟も、様々なUBSの企業、UBS PRの上級経営幹部及び一部当投資信託の共同マネージャーに対して提起された。2015年3月、プエルトリコ裁判所に提訴されたUBS PRに対する集団訴訟では、公平な救済を求め、UBS PRが2013年12月にUBS パンクUSAから取得した目的自由ローンを回収する試みを停止するよう求めている。原告団は、当該ローンは無効だと主張している。

さらに内部調査の結果、一部の顧客（その多くはある1名のファイナンシャル・アドバイザーの勧めで行動した。）が、目的自由ローンの受取額をローン契約に違反してクローズド・エンド型投資信託証券に投資していたことが判明した。

2014年に、UBSは、プエルトリコ自治連邦区の金融監督庁（以下「OCFI」という。）による2006年1月から2013年9月までのUBSの業務に関する審査に関連して、OCFIとの和解に至った。当該和解に従い、UBSは3.5百万米ドルを投資家教育基金に拠出し、特定の投資家への賠償として1.68百万米ドルを提供するとともに、追加賠償が適当であるか判断するために一部の顧客アカウントのさらなる見直しに特に取り組んだ。

UBSは、ローン契約及びUBSの方針に違反して目的自由ローンをクローズド・エンド型投資信託証券への投資に利用した一部の顧客及びUBSのファイナンシャル・アドバイザーによる実務に関して、また関連する監督問題に関しての調査に関連したSECの要請に応じている。さらにUBSは、一部の顧客が目的自由ローンの担保としてクローズド・エンド型投資信託への投資を利用していることに関する、また関連する販売実務及び監督問題に関する調査に関連したFINRAからの情報提供要請にも応じている。ローン契約及びUBSの方針に違反して目的自由ローンをクローズド・エンド型投資信託証券への投資に利用した一部の顧客及びUBSのファイナンシャル・アドバイザーによる実務については、DOJも犯罪捜査を実施しているようである。当行はこれらの問題について当局に協力している。

2011年に、プエルトリコ米国自治連邦区の従業員退職制度（以下「当制度」という。）を代表した代表訴訟が、UBS PR並びに他のコンサルタント及び引受会社、当制度の受託者、及びプエルトリコ政府開発銀行の総裁及び取締役会を含む40を超える被告に対して提起された。原告は、2008年に当制度の債券約30億米ドルの発行及び引受に関連して、推定される受託者義務及び契約上の義務に被告が違反したと主張し、800百万米ドルを超える損害賠償を求めた。UBSは、引受及びコンサルティングのサービスに関連して被告となっている。2013年に、本訴訟は、訴訟を提起する当事者として適格でないことを理由にプエルトリコ第一審裁判所によって却下された。この却下はその後プエルトリコ控訴裁判所によって破棄された。UBSの上訴及び再審理の申立てはプエルトリコ最高裁判所によって却下された。

さらに2013年に、SECの行政法判事は、違反は認められないとして、UBSの経営幹部2名に対するSECの訴えを却下した。この容疑は、2008年及び2009年におけるUBSによるクローズド・エンド型投資信託の販売に関するSECの調査に端を発するもので、UBSは2012年に和解した。2012年より、2件の連邦集団訴訟の訴状（その後併合）が、UBSの企業等、特定のファンド及びUBS PRの一部の上級経営幹部に対して提起された。当該訴状は、SECの訴訟と同様の主張に基づいて2008年1月から2012年5月までの期間中にファンドで投資家が被った損失に対する損害賠償を求めるものである。当該訴訟を前述の2014年に提起された連邦集団訴訟と併合するよう求めた原告の申立ては却下された。集団訴訟としての認定を求める申立ては棄却されたが、限定的な証拠開示手続の後に再訴する権利は認められた。

2015年6月、プエルトリコ米国自治連邦区の知事は、債務不履行に陥ったことを発表した。この知事による声明と、それに対する市場の反応により、プエルトリコ証券に関連するUBSに対する請求件数及び潜在的な賠償請求が増加する可能性がある。

この項目4に記載された問題に関して、2015年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えられる金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもつ

て算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

5 外国為替、LIBOR及び基準金利

外国為替に関連する規制上の問題：2013年に外国為替市場での大規模な不正行為についてメディアが第一報を報じたあと、UBSは直ちに貴金属及び関連する仕組商品業務を含む外国為替業務の内部調査に着手した。その後、FINMA、スイス競争委員会（以下「WEKO」という。）、DOJ、SEC、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、連邦準備制度理事会、英国金融行為監督機構（以下「FCA」という。）（英国金融庁（以下「FSA」という。）の一部権限を委譲）、英国重大不正捜査局（以下「SFO」という。）、オーストラリア証券投資委員会（以下「ASIC」という。）及び香港金融管理局（以下「HKMA」という。）など様々な当局が、外国為替相場不正操作の疑いに関する調査を開始した。WEKOは2014年に、一部の銀行が共謀して為替レートを操作したと信じるに足る根拠がある旨を表明した。さらに複数の当局が貴金属価格の不正操作も調査していると伝えられている。UBS及び他の金融機関は、諸当局から外国為替業務に関する要請を受けており、UBSは当局に協力している。UBSは、継続中の調査の結果を受けて、一部担当者に対し適切な措置を講じており、今後も講じていく予定である。

2014年に、UBSは、外国為替の調査に関連してFCA及びCFTCと和解に至り、FINMAは、外国為替及び貴金属業務に関連してUBSに対する正式な手続を終結する命令を発した。UBSはこれらの機関に合計約774百万スイス・フラン支払った。これには、FCAに対する罰金234百万英ポンド、CFTCに対する罰金290百万米ドル及びFINMAに対する、回避した費用と利益の没収に相当する134百万スイス・フランが含まれる。当該和解及びFINMAの命令に記載された特定のUBS社員の行為として挙げられているのは、単独で又は他行のトレーダーと協力/共謀して、複数の通貨を伴う外国為替の基準金利を操作しようとする試み、UBSの利益のために顧客によるストップ・ロス・オーダーを引き起こそうとする企て及び顧客の機密情報の不適切な共有である。当行は、これらの当局に協力し、特定の改善（プロセス及び統制の向上並びにFINMAが課す要求事項で、特定の従業員に対する報酬制限や2016年12月31日までに当行のグローバルな外国為替及び貴金属トレーディングの少なくとも95%の自動化などを含む。）に取り組む継続的な義務を有している。2014年、HKMAは、香港の銀行の外国為替トレーディング業務に対する調査の終結を公表した。HKMAは、銀行間に共謀又は香港における基準為替レートの操作に係る証拠は見当たらないとした。HKMAはまた、各行に外国為替トレーディング業務に関する内部統制の不備があると判断した。

2015年5月、DOJの犯罪局（以下「犯罪局」という。）は、UBS AGとのNPAを解除した。このため、UBS AGは犯罪局と司法取引を行い、当該取引に従って、UBS AGは、合衆国法典第18編第1343条及び第2条に違反する送金不正の1訴因についてコネチカット地区地方裁判所において提訴されたUBS AGに対する1件の犯罪情報について、有罪を認めることに同意し、実際に同意した。司法取引に基づき、UBS AGは、203百万米ドルの罰金と3年間の経過観察期間を含んだ判決に合意した。当該犯罪情報では、おおよそ2001年から2010年の間に、UBS AGが、日本円LIBORを含む基準金利を操作することで取引相手先をだまして金利デリバティブを締結させるスキームに関与していたという主張がされている。判決言い渡しは現時点では2015年11月9日に予定されている。犯罪局は、UBS AGの一部従業員がNPAに違反する犯罪行為を行ったという判断を単独で下し、これに基づきNPAを解除した。違反行為には、顧客と特定の為替市場取引を実施する際の詐欺的かつ不正な為替取引及び販売実務、並びに一部の為替市場における他の参加者との共謀が含まれる。

2015年5月、連邦準備制度理事会及びコネチカット州銀行局は、UBS AGに対し、停止命令及び民事制裁金査定に関する同意命令（以下「連邦準備制度命令」という。）を出した。連邦準備制度命令の一環として、UBS AGは民事制裁金342百万米ドルを支払った。連邦準備制度命令は、UBS AGの方針及び手続は不十分なものであったため、UBS AGは、為替トレーダー及び販売員による安全でない不健全な行為を発見し、それらに対応することができなかったという連邦準備制度理事会の調査結果に基づき出されたものである。これらの安全でない不健全な行為には、他の金融機関のトレーダーに顧客の機密情報を公開したこと、一部の基準金利や市場価格に影響を及ぼすような方法で為替取引を調整する契約を他の金融機関のトレーダーと締結したこと、潜在的な利害の対立をもたらした取引戦略があったことが含まれており、また、為替取引の顧客に提示されるビッド/オファー・スプレッド、価格相場に関する顧客への情報提供及び顧客の為替取引注文に応じる方法に関して他の金融機関のトレーダーと契約が締結された可能性がある。

UBSは、ユーロ/米ドルに関する共謀について、DOJの反トラスト局（以下「反トラスト局」という。）により条件付免責が認められており、他の通貨ペアに関する不起訴合意も締結している。このため、UBS AGは、反

トラスト法違反について、反トラスト局による起訴、罰金又はその他の制裁の対象とならない。これはUBS AGが継続して協力することを条件としている。ただし、条件付免責は、上記の和解及び継続中の調査で明らかにされているように、政府機関がUBS AGに対してその他の請求を行うこと及び制裁を課すことを妨げない。

上述の解決にかかわらず、SECやCFTCといった多数の当局による為替問題に関連する調査は依然として継続している。

外国為替に関連する民事訴訟：2013年11月以降、UBS及び他の銀行に対する、推定集団訴訟が米国連邦裁判所に提起されている。これらの訴訟は、被告の銀行のいずれかと外国為替取引を行った者の推定上の集団を代表した訴訟であり、被告による共謀を申立て、反トラスト法に基づく請求及び不当利得に対する請求を主張している。2015年3月、UBSは和解契約を締結し、当該訴訟を解決した。本和解契約は裁判所の承認が条件となるが、特にUBSが和解集団に対して135百万米ドルを支払い、協力を提供するように要求している。2015年に、UBSは、現物貴金属及び様々な貴金属製品並びにデリバティブの購入者又は売却者の推定上の集団を代表してニューヨークの連邦裁判所において他行に対して提起された係争中の推定集団訴訟に加えられた。当該訴訟における訴状は、米国反トラスト法及び米国商品取引法（以下「CEA」という。）に基づく請求並びに不当利得に関する請求を主張している。2015年2月以降、為替先物契約及び為替先物契約に係るオプションを2003年1月1日以降に契約した者又は保有している者の推定上の集団を代表して、UBS及び他行に対し、推定集団訴訟がニューヨークの連邦裁判所で提起されている。訴状は、CEA及び米国反トラスト法に基づく請求を主張している。2015年6月、1974年従業員退職所得保障法（以下「ERISA法」という。）適格制度の参加者、受益者及び指名された受託者を代表した推定集団訴訟が、UBS及び他行に対して、ニューヨークの連邦裁判所で提起された。被告となっている銀行は、当該参加者、受益者及び受託者のために、為替取引サービスを提供し、ERISA制度の管理に関する一任された権限又は支配権を行使し、また当該制度に関連する為替取引サービスの実行を認可又は許可していた。訴状は、ERISA法に基づく請求を主張している。

LIBOR及びその他の基準金利に関連する規制上の問題：SEC、CFTC、DOJ、FCA、SFO、シンガポール通貨監督庁（以下「MAS」という。）、HKMA、FINMA、米国における様々な州司法長官、及び様々な管轄区域における競争当局を含む多くの政府機関が、LIBOR及び他の基準金利（様々な金利デリバティブやその他の金融商品に使用される基準金利であるHIBOR（香港銀行間取引金利）及びISDAFIXを含む。）の呈示に係る調査をこれまで実施し、あるいは継続して実施している。これらの調査は、自社のみで行われたのか又は他社とともに行われたのかのいずれにしても、（特に）UBSによって一定の時点のLIBOR及び他の基準金利を操作する不適切な試みがあったのかどうかに焦点を当てている。

2012年に、UBSは、基準金利の調査に関して、FSA、CFTC及びDOJの犯罪局との和解に至った。これと同じ時期に、FINMAが、基準金利に関連してUBSに関する正式な手続を終結する命令を発した。UBSは、合計約14億スイス・フランの罰金及び返還利得を支払った。これには、FSAに対する罰金160百万英ポンド、CFTCに対する罰金700百万米ドル、DOJに対する罰金500百万米ドル及びFINMAに対する返還利得59百万スイス・フランが含まれる。日本のUBS証券株式会社（以下「UBSSJ」という。）は、DOJと司法取引を行い、当該取引に従って日本円LIBORを含む特定の基準金利の操作に関連する送金不正の1訴因に対して罪を認めた。UBSはDOJとNPAを締結した。この合意は（司法取引と共に）、以下に記載した条件付の軽減措置や免責の認定範囲を超える行為を対象としており、UBSSJの判決後に500百万米ドルの罰金をDOJに支払うことをUBSに要求し、判決でUBSSJに科される刑事処分による罰金はこの500百万米ドルの罰金から差し引かれることを定めている。各種の和解及びFINMAの命令で述べられた行為には特定のUBSの従業員による、取引ポジションを有利にする目的で特定の基準金利を操作して呈示する試み、他の銀行及びキャッシュ・ブローカーの取引ポジションを有利にする目的で特定の基準金利を操作するために当該銀行及びブローカーとの共謀、及び金融危機の間、市場及びメディアによる不公正かつ否定的な認知を回避したいという動機が一部にあったUBSの呈示者への不適切な指示が含まれている。こうした解決の1件又は複数に含まれる基準金利には、日本円LIBOR、英ポンドLIBOR、スイス・フランLIBOR、ユーロLIBOR、米ドルLIBOR、EURIBOR（ユーロ銀行間取引金利）及びユーロ円TIBOR（東京銀行間取引金利）が含まれている。当行は、解決に至った当局に協力し、基準金利の呈示に関する一定の是正を行う継続的な義務を有している。NPAに基づき、当行は、特に2012年12月18日より2年間にわたり、UBSは米国内においていかなる犯罪も行っていないこと、また詐欺又は証券及びコモディティ市場に関する米国の法律違反にかかる犯罪行為に該当するおそれのあるUBS又はその従業員による全ての行為について当行よりDOJに報告することについて同意した。NPAの期間は、1年延長されて2015年12月18日までとなった。犯罪局は、UBS AGの一部従業員がNPAに違反する犯罪行為を行ったという判断を単独で下し、これに基づき2015年5月に、NPAを解除した。このためUBSは、DOJと司法取引を行い、当該取引に従って日本円LIBORを含む特定の基準金利の操作に関連する送金不正の1訴因に対して罪を認め、罰金203百万米ドルの支払いに応じ、3年間の経過観察期間を受け入れた。MAS、

HKMA、ASIC及び日本の金融庁は、UBS（及び場合によっては他行）の調査を全て終結している。かかる調査に伴う命令や保証によって、UBSは通常、取引過程や統制を改善するための是正措置を講じることを求められ、罰金やその他の制裁が科される。これらの解決にかかわらず、CFTC、ASIC及びその他の政府当局による調査は依然として継続している。2014年に、スイス・フランの金利デリバティブに関連するビッド・アスクスプレッドの調査に関して、UBSは欧州委員会（以下「EC」という。）と和解に至り、12.7百万ユーロの罰金を支払った。当該金額は、UBSがECに協力したことを一部踏まえ、この額まで減額されたものである。

UBSは、日本円LIBOR及びユーロ円TIBORの呈示に関する反トラスト法又は競争法の違反の可能性に関連して、DOJの反トラスト局、WEKO及びECを含む一定の管轄区の当局から条件付の軽減措置又は条件付の免責が認められた。さらにWEKOは、スイス・フランLIBORの呈示及びスイス・フランLIBORに関連した特定の取引についての競争法違反の可能性に関連して、UBSに条件付免責を認めた。カナダ産業省競争局（以下「同局」という。）は、日本円LIBORの呈示についての競争法違反の可能性に関連して、UBSに条件付免責を認めたが、2014年1月、同局は、準拠法における訴追を正当化する十分な証拠がないとして日本円LIBORの調査を中止した。この条件付の措置により、当行は、これらの条件付の措置の対象である問題に関連して、当行が条件付免責又は軽減措置を認められた管轄区域においては、反トラスト法又は競争法違反について、起訴、罰金又はその他の制裁の対象とならない。これは当行が継続して協力することを条件としている。ただし、当行に認められた条件付の軽減措置及び条件付の免責は、上記の和解及び継続中の調査で明らかにされているように、政府機関が当行に対してその他の請求を行うこと及び制裁を課すことを妨げない。さらに、DOJと合意した条件付の軽減措置により、合意の対象である行為により米国の法律に基づく民事上の反トラスト訴訟において損害賠償が命じられた場合でも、当行は三倍額賠償ではなく、実際の損害賠償に対する責任を上限とすることができ、また、これらの民事上の反トラスト訴訟に関連した潜在的な連帯責任から解放される。これは当行の協力がDOJ及び民事上の訴訟を統括する裁判所にとって妥当なものであることを条件としている。ただし、条件付の軽減措置及び条件付の免責の認定は、当行に対して民事上の主張を行なう個人の当事者能力には影響を及ぼさない。

LIBOR及びその他の基準金利に関連する民事訴訟：直接的又は間接的に米ドルLIBOR、日本円LIBOR、ユーロ円TIBOR、EURIBOR、スイス・フランLIBOR、英ポンドLIBOR及び米ドルISDAFIXに連動した、特定の基準金利に基づくデリバティブ取引を行なう当事者を代表した多くの推定集団訴訟及びその他の訴訟が、UBS及び多くの他の銀行に対して、ニューヨークの連邦裁判所において係属中であるか、又は同裁判所に移管される見込みである。さらに、変動利付モーゲージ、優先証券及び債券、担保差入債券、貸出金、預金勘定、投資及びその他の利付商品を含む、米ドルLIBORに金利が連動する様々な商品に関連した損失を主張する訴訟も係属中である。全ての申立ては、様々な方法による、様々な基準金利（LIBOR、ユーロ円TIBOR、EURIBOR又は米ドルISDAFIXを含む。）の操作について主張しており、CEA、連邦の恐喝防止法、連邦及び州の反トラスト法及び証券法並びにその他の州法の違反を含む様々な法理論に基づいて金額未定の補償的損害賠償及び他の損害賠償（三倍額賠償及び懲罰的損害賠償を含む。）を求めている。2015年5月、英ポンドLIBORに連動する金融商品取引を行った米国の当事者を代表して、UBS及び他の金融機関に対し、1件の推定集団訴訟がニューヨークの連邦裁判所に提起された。原告は、被告が共謀して英ポンドLIBOR及び英ポンドLIBORに基づくデリバティブの価格を操作し、いくつかある法理論の中で特に米国反トラスト法及びCEAに違反したとして、三倍額賠償を含む金額未定の補償的損害賠償を求めている。2013年に、ニューヨーク州の連邦裁判所は、特定の米ドルLIBORの原告による連邦反トラスト法及び恐喝防止法に係る請求並びにCEA及び州の判例法に基づく請求の一部を却下した。同裁判所は、一部の原告につき、UBS及び他の被告に対して不当利得と契約違反に対する請求を主張する許可を付与し、CEAに基づく請求を2009年4月15日から2010年5月までに購入された契約に限定した。さらに一部の原告は、反トラストに関する請求の却下に対して上訴した。UBS及びユーロ円TIBORに関連する訴訟を含むその他の訴訟の他の被告は、却下の申立てを提起している。2014年に、ユーロ円TIBOR訴訟の裁判所は、原告による連邦反トラスト法に基づく請求及び州の不当利得に関する請求を却下し、さらに原告によるCEAに基づく請求の一部を却下した。証拠開示手続は現在、中断している。

2014年9月以降、特にISDAFIXに連動する金利デリバティブ取引を行った当事者を代表して、UBS及び他の金融機関に対し、複数の推定集団訴訟がニューヨーク及びニュージャージーの連邦裁判所に提起されている。訴状（その後1件の修正訴状に併合）は、被告が2006年1月1日から2014年1月までにわたり共謀してISDAFIXを操作し、いくつかある法理論の中で特に米国反トラスト法及びCEAに違反したと主張し、三倍額賠償を含む金額未定の補償的損害賠償を求めている。

上記の和解及び命令に含まれていない追加の問題及び管轄区域に関して、2015年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えた金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資

源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る（又は下回る）ことがある。

6 スイスにおける手数料返還

2012年にスイス最高裁判所は、UBSに対するテスト・ケースにおいて、第三者及びグループ会社の投資信託及び仕組商品の販売に関して銀行に支払われた販売手数料は、有効な権利放棄がない限り、銀行と投資一任契約を締結している顧客に対して開示され、返還されなければならないという判決を下した。

FINMAは、最高裁判所の判決に対応して、スイスの全銀行に監督者覚書を発行した。この覚書は、スイスの銀行が導入すべき施策を定めており、これには影響を受ける全ての顧客に最高裁判所の判決を伝え、詳細については銀行内部の連絡先を教えることが含まれている。UBSは、FINMAの要求事項を満たしており、影響を受ける可能性のある全顧客に通知した。

最高裁判所の判決により、多数の顧客がUBSに手数料の開示及び返還を請求しており、引き続き請求する可能性がある。顧客の請求は1件ごとに検討されている。これらの検討に当たり考慮される事項には、特に、投資一任契約の存在及び販売手数料に関する有効な権利放棄が顧客への文書に含まれているか否かがある。

この項目6に記載された問題に関して、2015年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えられる金額の引当金が反映されている。最終的なエクスポージャーは、顧客の請求及びその解決、予測及び評価が困難である要素により決定する。このため、当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

7 バンコUBSパクチュアルの税金補償

UBSによるBTGインベストメント・エルピー（以下「BTG」という。）へのバンコUBSパクチュアル・エスエー（以下「パクチュアル」という。）の2009年における売却によって、BTGは契約上の補償請求を提示した。UBSは金額を約22億ブラジル・レアル（利息及び罰金を含み、BTGが保有する負債を控除した金額）と見積っている。当該請求は、UBSがパクチュアルを所有していた2006年12月から2009年3月までの期間に関連する、ブラジル税務当局がパクチュアルに対して交付した複数の課税評価に主に関連している。これらの評価の大部分は、UBSによる2006年のパクチュアル買収に関連するのれんの償却及び様々な利益分配制度を通じてパクチュアルの従業員に行われた支払いの控除可能性に関連するものである。これらの評価は、行政手続において異議が申立てられている。2015年5月、のれんの償却の評価に関連して、行政裁判所は税務当局におおむね有利な判決を下した。この判決については上訴する予定である。

8 CDS市場に関する問題

2013年に、ECIは、UBSを含むクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）のディーラー13社、並びにデータ・サービス・プロバイダーのマークイット及び国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」という。）に対し、異議告知書を発行した。当該異議告知書は、ディーラーが2006年から2009年までの間に、証券取引所がクレジット・デリバティブ市場へ参入することを阻止するために談合し、欧州連合の反トラスト規則に違反したと幅広く主張している。当行は、2014年に当該異議告知書に対して答弁書を提出し、口頭審理において当行の立場を示した。2009年半ば以降、DOJの反トラスト局もまた、UBSを含む複数のディーラーが互いに、また、マークイットと共謀してCDSの売買、清算及びその他のサービスの市場における競争を制限したかどうかを調査している。2014年に、推定集団訴訟の原告は、UBSを含むディーラー12社、並びにマークイット及びISDAに対し、シャーマン反トラスト法及び判例法の違反を主張する併合修正訴状をニューヨーク南部地区裁判所に提出した。原告は、被告が、店頭市場でCDSを売買して得られる利益を確保しようと不法に共謀して米国におけるCDS取引市場の競争を阻害し、独占したと申立てている。原告は、被告であるいずれかのディーラーと2008年1月1日以降に直接取引をしたCDSの全買い手及び売り手を代表して請求を主張し、金額未定の三倍額賠償及びその他の救済を求めている。2014年に、裁判所は、被告の訴状却下の申立ての一部を認め、一部を棄却した。

9 株式取引システム及び取引実務

UBSは、SEC、NYAG及び金融取引業規制機構（報道によるとこれらの機関は業界全体で同様の調査を実施している。）を含む様々な当局からの、UBSの代替的取引システム（以下「ATS」という。ダークプールとも呼ばれる。）の運用とその有価証券の注文経路及び注文実行の実務に関する照会に対応している。

注記17 保証、コミットメント及び先日付スタートの取引

以下の表は保証、コミットメント及び先日付スタートの取引の取消不能金額の上限を表している。

単位：百万スイス・フラン	2015年6月30日現在			2015年3月31日現在			2014年12月31日現在		
	サブ・ パーティシ ペーション 総額	サブ・ パーティシ ペーション 純額	サブ・ パーティシ ペーション 純額	サブ・ パーティシ ペーション 総額	サブ・ パーティシ ペーション 純額	サブ・ パーティシ ペーション 総額	サブ・ パーティシ ペーション 純額	サブ・ パーティシ ペーション 純額	
保証									
信用保証及び類似商品	6,515	(407)	6,108	6,606	(326)	6,281	7,126	(346)	6,780
契約履行保証及び類似商品	3,053	(655)	2,398	3,187	(742)	2,445	3,285	(706)	2,579
信用状	5,929	(1,584)	4,345	6,064	(1,624)	4,440	7,283	(1,740)	5,543
保証合計	15,497	(2,647)	12,850	15,857	(2,692)	13,165	17,694	(2,792)	14,902
コミットメント									
貸出コミットメント	47,350	(1,469)	45,881	46,940	(1,279)	45,660	50,693	(1,256)	49,436
引受コミットメント	715	(211)	504	1,162	(278)	884	671	(329)	342
コミットメント合計	48,065	(1,680)	46,385	48,102	(1,557)	46,544	51,364	(1,586)	49,778
先日付スタートの取引 ¹									
リバース・レボ契約	16,964			13,194			10,304		
有価証券借入契約	64			34			125		
レボ契約	12,406			12,539			5,368		

¹ UBS AG又は取引相手先のいずれかによって将来に支払われる予定の現金。

注記18 組織変更及び処分

リストラクチャリング費用

リストラクチャリング費用は、UBS AGの事業範囲又は当該事業の遂行方法を著しく変更する計画から生じる。リストラクチャリング費用は、かかる計画を実施するために必要な一時費用であり、退職手当及びその他の人件費関連費用、重複人員コスト、資産の減損及び加速償却費、契約解除料、コンサルティング料、並びに関連インフラ及びシステム費用が含まれる。これらの費用は、当該費用の根本的な性質に応じて損益計算書に表示されている。リストラクチャリング計画に関連する費用は、その性質が一時的なものであることから、また、業績をより精緻に表示するために、かかる費用を以下に別途表示している。

各事業部門及びコーポレート・センターのリストラクチャリング費用純額

単位：百万スイス・フラン	終了四半期			累計期間	
	2015年6月30日	2015年3月31日	2014年6月30日	2015年6月30日	2014年6月30日
ウェルス・マネジメント	69	46	38	115	78
ウェルス・マネジメント・アメリカズ	24	24	7	48	18
リテール&コーポレート	17	16	13	33	27
グローバル・アセット・マネジメント	4	18	2	22	6
インベストメント・バンク	66	70	27	136	151
コーポレート・センター	12	130	2	143	13
内、サービス	0	119	4	118	6
内、非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ	13	11	(2)	24	7
リストラクチャリング費用純額合計	191	305	89	496	293
内、人件費	110	68	28	178	161
内、一般管理費	80	226	60	306	123
内、有形固定資産の減価償却費及び減損	1	11	1	11	8
内、無形資産の償却費及び減損	0	0	0	0	1

人件費の区分別のリストラクチャリング費用純額

単位：百万スイス・フラン	終了四半期			累計期間	
	2015年6月30日	2015年3月31日	2014年6月30日	2015年6月30日	2014年6月30日
給与及び変動報酬	129	68	37	197	168
契約社員給与	9	5	8	14	9
社会保険	1	1	1	2	2
年金及びその他の退職後給付制度	(33)	(8)	(19)	(41)	(19)
その他の人件費	4	2	1	5	2
リストラクチャリング費用純額合計：人件費	110	68	28	178	161

一般管理費の区分別のリストラクチャリング費用純額

単位：百万スイス・フラン	終了四半期			累計期間	
	2015年6月30日	2015年3月31日	2014年6月30日	2015年6月30日	2014年6月30日
賃借料	9	10	14	19	25
ITその他の機器の使用料及び維持管理費	(6)	31	2	24	3
管理費	1	2	0	4	1
旅費及び交際費	4	2	3	6	5
専門家報酬	42	31	37	73	56

IT及びその他のサービスの外部委託費用	47	22	20	70	32
その他 ¹	(16)	127	(15)	110	3
リストラクチャリング費用純額合計：一般管理費	80	226	60	306	123

¹ 主に不利な不動産リース契約から成る。

売却目的処分グループ

2015年度第2四半期において、UBS AGはグローバル・アセット・マネジメントのオータナティブ・ファンド・サービスズ（以下「AFS」という。）事業を、三菱UFJファイナンシャル・グループ・インベスター・サービスズに売却することに合意した。従来からのミューチュアル・ファンドにファンド管理サービスを提供するグローバル・アセット・マネジメントのインベストメント・ファンド・サービスズ事業は、この売却には含まれていない。この売却は、規制当局の承認を得て、その他の慣習的な完了条件を満たせば、2015年度第4四半期に完了する予定である。

取引完了時に三菱UFJファイナンシャル・グループ・インベスター・サービスズに譲渡される予定のAFS事業の資産及び負債は、ほぼすべてがグローバル・アセット・マネジメントにおいて保有されており、2015年6月30日現在の合計は、それぞれ254百万スイス・フラン及び2,759百万スイス・フランであった。当該資産及び負債は、その他の資産及びその他の負債に売却目的処分グループとして表示されており、UBS AG又はその連結子会社に対するAFS事業の債権及び債務は含まれていない。このような連結会社間の資産及び負債の合計は、それぞれ3,100百万スイス・フラン及び350百万スイス・フランであった。

注記19 為替換算レート

以下の表は、UBS AGの在外営業活動体の財務情報をスイス・フランに換算するために使われた主要な為替レートである。

	直物レート				平均レート ¹				
	2015年 6月30日 現在	2015年 3月31日 現在	2014年 12月31日 現在	2014年 6月30日 現在	2015年 6月30日 終了 四半期	2015年 3月31日 終了 四半期	2014年 6月30日 終了 四半期	2015年 6月30日 累計期間	2014年 6月30日 累計期間
1米ドル	0.94	0.97	0.99	0.89	0.94	0.95	0.89	0.94	0.89
1ユーロ	1.04	1.04	1.20	1.21	1.04	1.05	1.22	1.04	1.22
1英ポンド	1.47	1.44	1.55	1.52	1.45	1.43	1.50	1.44	1.49
100円	0.76	0.81	0.83	0.88	0.77	0.80	0.87	0.78	0.87

¹ スイス・フラン以外を機能通貨としている在外営業活動体の月次の損益計算書項目は、月末の為替レートでスイス・フランに換算されている。開示されている四半期の平均レートは、同じ機能通貨を使用しているUBS AGの全ての在外営業活動体における毎月の収益及び費用の総額に応じて加重した3ヶ月間の月末の為替レートの平均を表す。個々の事業部門の加重平均レートは、UBS AGの加重平均レートから乖離している場合がある。

[次へ](#)

UBSスイスAGへの事業譲渡

2015年6月14日、UBS AGは、リテール&コーポレート事業部門及びウェルス・マネジメント事業部門内のスイスで登録された事業を、UBS AGの完全子会社として2014年9月3日に設立されたUBSスイスAGに譲渡した。当該事業譲渡は、合併、分割、転換、並びに資産及び負債の譲渡に関するスイス連邦法（以下「合併法」という。）の第69ff条に従い、UBSスイスAGへの出資として資産及び負債を譲渡する方法で実施され、これによりUBS AGのUBSスイスAGに対する投資が増加した。当該譲渡は、2015年4月1日付で遡及的に計上され、2015年4月1日以降に発生した取引で、UBSスイスAGに譲渡された事業に影響を及ぼすものについては、UBSスイスAG上において計上されている。

詳細に関してはUBSグループの2015年度第2四半期報告書の「Financial information」セクションの「Changes in legal structure」を参照。

UBS AG (個別) 財務情報
損益計算書

	終了四半期			変化率(%)		累計期間	
	2015年 6月30日	2015年 3月31日 ¹	2014年 6月30日 ¹	対2015年 第1四半期	対2014年 第2四半期	2015年 6月30日	2014年 6月30日 ¹
単位: 百万スイス・フラン							
受取利息及び割引料	1,493	2,110	2,110	(29)	(29)	3,603	4,143
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息及び 受取配当金	805	649	772	24	4	1,455	1,522
金融投資からの受取利息及び受取配当金	46	51	49	(10)	(6)	97	91
支払利息	(1,915)	(1,463)	(2,057)	31	(7)	(3,377)	(3,645)
受取利息純額	430	1,348	874	(68)	(51)	1,778	2,111
与信関連報酬及び手数料	87	105	122	(17)	(29)	192	214
有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料	756	1,619	1,569	(53)	(52)	2,376	3,301
その他の受取報酬及び手数料	23	127	156	(82)	(85)	150	320
支払報酬及び手数料	(307)	(289)	(278)	6	10	(596)	(588)
受取報酬及び手数料純額	560	1,563	1,569	(64)	(64)	2,123	3,247
トレーディング収益純額	548	2,197	1,054	(75)	(48)	2,745	2,264
金融投資売却収益純額	34	94	50	(64)	(32)	128	75
子会社及びその他の持分投資からの受取配当金	134	278	365	(52)	(63)	412	387
保有不動産からの収益	122	172	6	(29)		294	13
その他の経常収益	1,261	724	1,118	74	13	1,985	2,051
その他の経常費用	(133)	(139)	(401)	(4)	(67)	(272)	(902)
経常活動からのその他の収益	1,418	1,129	1,139	26	24	2,547	1,624
営業収益	2,955	6,237	4,636	(53)	(36)	9,192	9,246
人件費	1,367	2,349	2,218	(42)	(38)	3,716	4,360
一般管理費	1,249	1,369	1,311	(9)	(5)	2,618	2,560
営業費用	2,616	3,718	3,529	(30)	(26)	6,334	6,920
営業利益	340	2,518	1,107	(86)	(69)	2,858	2,326
子会社及びその他の持分投資の減損	550	986	43	(44)		1,536	219
固定資産に係る減価償却費	155	170	149	(9)	4	325	297
引当金繰入額及び損失	(20)	80	177			60	193
特別項目及び税引前利益 / (損失)	(345)	1,282	738			937	1,618
特別利益	77	537	350	(86)	(78)	613	534
内、子会社及びその他の持分投資の減損損失及び引 当金の戻入	32	17	237	88	(86)	49	359
特別損失	(5)	0	(57)		(91)	(6)	(57)
税金(費用) / 税務上の便益	(89)	(122)	(53)	(27)	68	(211)	(87)
当期純利益 / (損失)	(362)	1,696	977			1,334	2,008

¹ 2015年3月31日及び2014年6月30日終了四半期において表示された比較金額には、リテール&コーポレート事業部門及びウェルス・マネジメント事業部門内のスイスで登録された事業の業績が含まれていた。当該事業は、2015年4月1日付でUBS AGからUBSスイスAGに譲渡された。詳細はUBSグループの2015年度第2四半期報告書の「Financial information」セクションの「Changes in legal structure」を参照。

損益計算書（続き）

	終了四半期			変化率（％）		累計期間	
	2015年 6月30日	2015年 3月31日 ¹	2014年 6月30日 ¹	対2015年 第1四半期	対2014年 第2四半期	2015年 6月30日	2014年 6月30日 ¹
単位：億円							
受取利息及び割引料	1,875	2,650	2,650	(29)	(29)	4,525	5,203
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息及び受取配当金	1,011	815	970	24	4	1,827	1,911
金融投資からの受取利息及び受取配当金	58	64	62	(10)	(6)	122	114
支払利息	(2,405)	(1,837)	(2,583)	31	(7)	(4,241)	(4,578)
受取利息純額	540	1,693	1,098	(68)	(51)	2,233	2,651
与信関連報酬及び手数料	109	132	153	(17)	(29)	241	269
有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料	949	2,033	1,971	(53)	(52)	2,984	4,146
その他の受取報酬及び手数料	29	159	196	(82)	(85)	188	402
支払報酬及び手数料	(386)	(363)	(349)	6	10	(749)	(738)
受取報酬及び手数料純額	703	1,963	1,971	(64)	(64)	2,666	4,078
トレーディング収益純額	688	2,759	1,324	(75)	(48)	3,447	2,843
金融投資売却収益純額	43	118	63	(64)	(32)	161	94
子会社及びその他の持分投資からの受取配当金	168	349	458	(52)	(63)	517	486
保有不動産からの収益	153	216	8	(29)		369	16
その他の経常収益	1,584	909	1,404	74	13	2,493	2,576
その他の経常費用	(167)	(175)	(504)	(4)	(67)	(342)	(1,133)
経常活動からのその他の収益	1,781	1,418	1,430	26	24	3,199	2,040
営業収益	3,711	7,833	5,822	(53)	(36)	11,544	11,612
人件費	1,717	2,950	2,786	(42)	(38)	4,667	5,476
一般管理費	1,569	1,719	1,646	(9)	(5)	3,288	3,215
営業費用	3,285	4,669	4,432	(30)	(26)	7,955	8,691
営業利益	427	3,162	1,390	(86)	(69)	3,589	2,921
子会社及びその他の持分投資の減損	691	1,238	54	(44)		1,929	275
固定資産に係る減価償却費	195	214	187	(9)	4	408	373
引当金繰入額及び損失	(25)	100	222			75	242
特別項目及び税引前利益 / (損失)	(433)	1,610	927			1,177	2,032
特別利益	97	674	440	(86)	(78)	770	671
内、子会社及びその他の持分投資の減損損失及び引当金の戻入	40	21	298	88	(86)	62	451
特別損失	(6)	0	(72)		(91)	(8)	(72)
税金(費用) / 税務上の便益	(112)	(153)	(67)	(27)	68	(265)	(109)
当期純利益 / (損失)	(455)	2,130	1,227			1,675	2,522

¹ 2015年3月31日及び2014年6月30日終了四半期において表示された比較金額には、リテール&コーポレート事業部門及びウェルス・マネジメント事業部門内のスイスで登録された事業の業績が含まれていた。当該事業は、2015年4月1日付でUBS AGからUBSスイスAGに譲渡された。詳細はUBSグループの2015年度第2四半期報告書の「Financial information」セクションの「Changes in legal structure」を参照。

貸借対照表

単位：百万スイス・フラン	変化率（％）				
	2015年 6月30日現在	2015年 3月31日現在 ¹	2014年 12月31日現在 ¹	対2015年 3月31日	対2014年 12月31日
資産					
当座資産	47,542	60,944	95,711	(22)	(50)
マネー・マーケット・ペーパー	5,992	13,030	10,966	(54)	(45)
銀行預け金	117,193	116,687	112,649	0	4
顧客貸出金	140,507	186,418	183,091	(25)	(23)
モーゲージ・ローン	4,369	155,391	155,406	(97)	(97)
有価証券及び貴金属のトレーディング残高	88,631	96,966	101,820	(9)	(13)
金融投資	26,822	48,505	37,154	(45)	(28)
子会社及びその他の持分投資	34,715	26,243	27,199	32	28
固定資産	6,048	5,933	5,932	2	2
未収収益及び前払費用	2,049	2,157	2,012	(5)	2
再調達価額-借方	21,730	45,234	42,385	(52)	(49)
その他の資産	3,604	3,709	3,568	(3)	1
資産合計	499,202	761,216	777,893	(34)	(36)
負債					
発行済マネー・マーケット・ペーパー	36,566	32,042	34,235	14	7
銀行預り金	113,247	91,758	94,952	23	19
トレーディング・ポートフォリオ負債	20,639	21,884	18,965	(6)	9
普通預金顧客預り金	13,920	111,585	112,709	(88)	(88)
その他の顧客預り金	120,039	276,535	289,779	(57)	(59)
中期債	0	539	602	(100)	(100)
発行済社債及び中央モーゲージ機関借入金	69,440	73,648	77,067	(6)	(10)
公正価値での測定を指定された金融負債	44,807	45,968	49,803	(3)	(10)
未払費用及び繰延収益	3,841	4,147	4,700	(7)	(18)
再調達価額-貸方	27,091	48,398	42,911	(44)	(37)
その他の負債	5,575	8,098	6,962	(31)	(20)
引当金	1,958	2,542	2,831	(23)	(31)
負債合計	457,124	717,144	735,517	(36)	(38)
資本					
資本金 ²	386	384	384	0	0
一般法定準備金 ³	34,669	28,453	28,453	22	22
その他の準備金	5,689	5,689	5,689	0	0
処分可能な利益剰余金 ³		7,849		(100)	
当期純利益 / (損失)	1,334	1,696	7,849	(21)	(83)
株主に帰属する持分	42,078	44,072	42,376	(5)	(1)
負債及び資本合計	499,202	761,216	777,893	(34)	(36)

¹ 2015年3月31日及び2014年12月31日現在において表示された比較残高には、リテール&コーポレート事業部門及びウェルス・マネジメント事業部門内のスイスで登録された事業が含まれていた。当該事業は、2015年4月1日付でUBS AGからUBSスイスAGに譲渡された。詳細はUBSグループの2015年度第2四半期報告書の「Financial information」セクションの「Changes in legal structure」を参照。² 2015年度第2四半期におけるUBS AG株式の発行に関する詳細はUBSグループの2015年度第2四半期報告書の「Capital management」セクションの「UBS shares」を参照。³ 2015年度第2四半期において、2014年度の当期純利益7,849百万スイス・フランは一般法定準備金に充たさ

れ、配当付株式 1 株当たり0.50スイス・フラン、合計1,632百万スイス・フランの現金配当は、2015年 5 月 7 日に開催された年次株主総会で承認された通り、一般法定準備金中の資本準備金から支払われた。

貸借対照表(続き)

単位：億円	変化率(%)				
	2015年 6月30日現在	2015年 3月31日現在 ¹	2014年 12月31日現在 ¹	対2015年 3月31日	対2014年 12月31日
資産					
当座資産	59,708	76,540	120,203	(22)	(50)
マネー・マーケット・ペーパー	7,525	16,364	13,772	(54)	(45)
銀行預け金	147,183	146,547	141,476	0	4
顧客貸出金	176,463	234,122	229,944	(25)	(23)
モーゲージ・ローン	5,487	195,156	195,174	(97)	(97)
有価証券及び貴金属のトレーディング残高	111,312	121,780	127,876	(9)	(13)
金融投資	33,686	60,917	46,662	(45)	(28)
子会社及びその他の持分投資	43,599	32,959	34,159	32	28
固定資産	7,596	7,451	7,450	2	2
未収収益及び前払費用	2,573	2,709	2,527	(5)	2
再調達価額-借方	27,291	56,809	53,231	(52)	(49)
その他の資産	4,526	4,658	4,481	(3)	1
資産合計	626,948	956,011	976,956	(34)	(36)
負債					
発行済マネー・マーケット・ペーパー	45,923	40,242	42,996	14	7
銀行預り金	142,227	115,239	119,250	23	19
トレーディング・ポートフォリオ負債	25,921	27,484	23,818	(6)	9
普通預金顧客預り金	17,482	140,140	141,551	(88)	(88)
その他の顧客預り金	150,757	347,300	363,933	(57)	(59)
中期債	0	677	756	(100)	(100)
発行済社債及び中央モーゲージ機関借入金	87,210	92,495	96,788	(6)	(10)
公正価値での測定を指定された金融負債	56,273	57,731	62,548	(3)	(10)
未払費用及び繰延収益	4,824	5,208	5,903	(7)	(18)
再調達価額-貸方	34,024	60,783	53,892	(44)	(37)
その他の負債	7,002	10,170	8,744	(31)	(20)
引当金	2,459	3,192	3,555	(23)	(31)
負債合計	574,102	900,661	923,736	(36)	(38)
資本					
資本金 ²	485	482	482	0	0
一般法定準備金 ³	43,541	35,734	35,734	22	22
その他の準備金	7,145	7,145	7,145	0	0
処分可能な利益剰余金 ³		9,858		(100)	
当期純利益/(損失)	1,675	2,130	9,858	(21)	(83)
株主に帰属する持分	52,846	55,350	53,220	(5)	(1)
負債及び資本合計	626,948	956,011	976,956	(34)	(36)

¹ 2015年3月31日及び2014年12月31日現在において表示された比較残高には、リテール&コーポレート事業部門及びウェルネス・マネジメント事業部門内のスイスで登録された事業が含まれていた。当該事業は、2015年4月1日付でUBS AGからUBSスイスAGに譲渡された。詳細はUBSグループの2015年度第2四半期報告書の「Financial information」セクションの「Changes in legal structure」を参照。² 2015年度第2四半期におけるUBS AG株式の発行に関する詳細はUBSグループの2015年度第2四半期報告書の「Capital management」セクション

の「UBS shares」を参照。³ 2015年度第2四半期において、2014年度の当期純利益9,858億円は一般法定準備金に充当され、配当付株式1株当たり62.80円、合計2,050億円の現金配当は、2015年5月7日に開催された年次株主総会で承認された通り、一般法定準備金中の資本準備金から支払われた。

会計の基礎

UBS AGの個別財務書類は、スイスGAAP（FINMA令2008/2及び銀行法）に準拠して作成されている。UBS AGは移行期間を利用し、2015年度末の報告の一環として（銀行改正法及び新たなFINMA通達2015/1に準拠した）スイスGAAPの改訂を適用する予定である。会計方針は、原則としてUBS AGの2014年度の年次報告書に含まれている連結財務書類に対する「注記1」に記載されている、IFRSに基づく連結財務書類の会計方針と同様である。スイスGAAPの規定とIFRSの主要な相違は、UBS AGの2014年度の年次報告書に含まれている連結財務書類に対する「注記38」に記載されている。UBS AGの個別財務書類に適用された会計方針に関する追加情報は、UBS AGの2014年度の年次報告書に含まれているUBS AGの個別財務書類に対する「注記2」に記載されている。

UBS AGの期中財務情報の作成には、2014年12月31日現在のUBS AGの年次財務書類に適用されているものと同様の会計方針及び評価方法が適用されている。当期中財務情報は監査を受けておらず、UBS AGの2014年度の年次報告書に含まれている監査済財務書類と併せて読まれるべきである。

連帯債務

2015年6月に、リテール&コーポレート事業部門及びウェルス・マネジメント事業部門内のスイスで登録された事業は、スイス合併法に準拠した資産譲渡により、UBS AGからUBSスイスAGに譲渡された（詳細はUBSグループの2015年度第2四半期報告書の「Financial information」セクションの「Changes in legal structure」を参照）。スイス合併法に基づいて、UBS AGは、UBSスイスAGに譲渡された、資産譲渡日である2015年6月14日における既存の債務について連帯責任を負う。UBS AGは、資産譲渡日後にUBSスイスAGが負担した新たな債務については責任を負わない。

資産譲渡日現在、UBS AGは、UBSスイスAGの債務の内、約2,600億スイス・フラン（担保付の債務の内、担保部分を除く。）について連帯債務を負っていた。債務が満了となる、終了する、若しくは資産譲渡日後に変更されると、連帯債務の金額は減少する。

UBS AG(個別)規制情報

本セクションは、2015年6月30日現在における、改訂版FINMA令2008/22「開示 銀行」で要求されている自己資本比率、レバレッジ比率、補完的レバレッジ比率及び流動性カバレッジ比率に関する情報を含んでいる。

スイスSRBバーゼル 自己資本規制及び情報

スイスSRBの規制に基づき、スイスの自己資本に関する条例（以下「CAO」という。）の第125条「金融グループ及び個別の金融機関に対する（自己資本）軽減措置」は、個別の金融機関で自己資本規制を遵守することにより当該金融機関が属するグループで事実上の過大資本となることがないように、一定の条件下において、スイス金融市場監督当局（以下「FINMA」という。）が個別の金融機関に自己資本の軽減を認可できると規定している。

FINMAは、2013年12月20日付の命令により、UBS AG（個別）の自己資本規制に係る軽減を認可し、2014年1月1日より有効となった。

詳細に関しては、当社の投資家向けウェブサイト www.ubs.com/investors の「Quarterly reporting」セクションにある、2015年度第1四半期の「UBS AG (standalone) regulatory information」を参照。

2015年6月のUBSスイスAGへの資産及び負債の譲渡によりUBS AG（個別）の自己資本要件の変動はカウンターシクリカル・バッファ要件のみであるが、これについては、スイスのモーゲージ・ビジネスがUBSスイスAGへ譲渡されたため、現在重要性はない。

詳細に関してはUBSグループの2015年度第2四半期報告書の「Recent developments」セクション及び「Financial information」セクションの「Changes in legal structure」を参照。

スイス連邦銀行法に基づく資本からスイスSRBバーゼル に基づく自己資本への調整

単位：十億スイス・フラン	2015年	2015年	2014年
	6月30日現在	3月31日現在	12月31日現在
資本 - スイス連邦銀行法 ¹	42.1	44.1	42.5
繰延税金資産	2.1	2.5	3.5
確定給付制度	0.0	2.9	3.7
金融機関に対する投資	(10.0)	(8.5)	(9.2)
のれん及び無形資産	(0.4)	(0.4)	(0.4)
その他 ²	(3.3)	(5.1)	(4.3)
普通株式等Tier 1 自己資本(フェーズ・イン・ベース)	30.6	35.4	35.9
Tier 2 自己資本	1.2	6.3	6.4
総自己資本(フェーズ・イン・ベース)	31.8	41.7	42.2

¹ スイス連邦銀行法に基づく資本はIFRSに準拠して資本を算出するために調整され、その後、スイスSRBバーゼルの要件に準拠したCET 1 自己資本を算出するためにさらに調整される。² 株主への資本利益及びその他の項目に係る未払計上額を含む。

スイスSRBバーゼル 利用可能資本及び自己資本規制 (フェーズ・イン・ベース)

単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	自己資本比率 (%)				自己資本			
	規制		実際		規制		実際	
	2015年 6月30日 現在	2015年 6月30日 現在	2015年 3月31日 現在	2014年 12月31日 現在	2015年 6月30日 現在	2015年 6月30日 現在	2015年 3月31日 現在	2014年 12月31日 現在
普通株式等Tier 1 自己資本	10.0	13.7	12.1	12.2	22,277	30,589	35,412	35,851
内、カウンターシクリカルなバッファ の効果	0.0	0.0	0.1	0.1	0	0	369	322
普通株式等Tier 1 自己資本 / 高トリガーの 損失吸収資本	11.6	13.7	12.1	12.2	25,841	30,589	35,412	35,851
低トリガーの損失吸収資本(純額)		0.6	2.1	2.2		1,239	6,290	6,390
総自己資本	14.0	14.3	14.2	14.4	31,188	31,827	41,702	42,241

スイスSRBバーゼル に基づく自己資本の情報

単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	フェーズ・イン・ベース		
	2015年 6月30日現在	2015年 3月31日現在	2014年 12月31日現在
Tier 1 自己資本	30,589	35,412	35,851
内、普通株式等Tier 1 自己資本	30,589	35,412	35,851
Tier 2 自己資本	1,239	6,290	6,390
内、低トリガーの損失吸収資本	9,613	10,038	10,451
内、控除(純額)	(8,375)	(3,749)	(4,061)
総自己資本	31,827	41,702	42,241
普通株式等Tier 1 自己資本比率 (%)	13.7	12.1	12.2
Tier 1 自己資本比率 (%)	13.7	12.1	12.2
総自己資本比率 (%)	14.3	14.2	14.4
リスク加重資産	222,767	293,669	293,889

スイスSRBレバレッジ比率要件及び情報

スイスSRBレバレッジ比率要件は自己資本比率要件(カウンターシクリカル・バッファ要件を除く)と同じ24%である。

2015年6月30日現在のUBS AG(個別)の実質的総レバレッジ比率要件は3.4%であり、総自己資本比率要件の14.0%(カウンターシクリカル・バッファ要件を除く)に24%を乗じて算出される。

スイスSRBレバレッジ比率規制（フェーズ・イン・ベース）

単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	スイスSRBレバレッジ比率（％）				スイスSRBレバレッジ比率自己資本			
	規制 ¹		実際		規制		実際	
	2015年 6月30日 現在	2015年 6月30日 現在	2015年 3月31日 現在	2014年 12月31日 現在	2015年 6月30日 現在	2015年 6月30日 現在	2015年 3月31日 現在	2014年 12月31日 現在
普通株式等Tier 1 自己資本	2.4	5.1	3.8	3.8	14,479	30,589	35,412	35,851
普通株式等Tier 1 自己資本 / 高トリガーの 損失吸収資本	2.8	5.1	3.8	3.8	16,796	30,589	35,412	35,851
総自己資本	3.4	5.3	4.5	4.5	20,271	31,827	41,702	42,241

¹普通株式等Tier 1 自己資本（10%の24%）、普通株式等Tier 1 自己資本 / 高トリガーの損失吸収資本（11.6%の24%）及び総自己資本（14%の24%）の規制要件を示している。

スイスSRBレバレッジ比率

単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	2015年 6月30日現在 ¹	2015年度 第1四半期平均	2014年度 第4四半期平均
オン・バランスシート資産合計 ²	669,459	1,004,960	1,001,479
証券金融取引のネットティング	(39,206)	(31,648)	(28,861)
デリバティブ・エクスポージャーのネットティング	(136,164)	(190,987)	(186,875)
デリバティブ・エクスポージャーに係るカレント・エクスポージャー方式(CEM)アド・オン	55,986	59,127	65,938
オフ・バランスシート項目	65,243	95,094	102,117
内、コミットメント及び保証 - 無条件に取消可能（10%）	979	8,899	9,495
内、コミットメント及び保証 - 無条件に取消可能以外のもの（100%）	64,264	86,195	92,622
スイスSRB Tier 1 からの控除項目、フェーズ・イン・ベース（期末）	(12,015)	(8,541)	(9,552)
調整後エクスポージャー合計（レバレッジ比率の分母）、フェーズ・イン・ベース ³	603,303	928,004	944,248

	2015年 6月30日現在	2015年 3月31日現在	2014年 12月31日現在
普通株式等Tier 1 自己資本（フェーズ・イン・ベース）	30,589	35,412	35,851
Tier 2 自己資本	1,239	6,290	6,390
総自己資本	31,827	41,702	42,241
スイスSRBレバレッジ比率、フェーズ・イン・ベース（％）	5.3	4.5	4.5

¹2015年6月付のUBSスイスAGへの事業譲渡により、2015年度第2四半期のスポット・ナンバーが報告されている。詳細に関してはUBSグループの2015年度第2四半期報告書の「Financial information」セクションの「Changes in legal structure」を参照。² IFRSの測定原則に準拠したUBS AG（個別）の貸借対照表上に認識された資産を示している。³ 現在のスイスSRBレバレッジ比率規制に準拠して、レバレッジ比率の分母から、先日付スタートのレポ契約、有価証券貸付補償並びに自己勘定取引及び委託取引の上場デリバティブ（以下「ETD」という。）及び適格中央清算機関とのOTCデリバティブに係るCEMアド・オンが除外されている。

BISバーゼル レバレッジ比率開示要件

2015年1月1日、BISバーゼル 規制に準拠したレバレッジ比率の開示要件がスイスで施行され、当社はBISバーゼル レバレッジ比率に関する情報を四半期毎に開示するよう求められている。

以下の表は、現行の開示要件に準拠した2015年6月30日現在におけるBISバーゼル レバレッジ比率に関する情報である。

BISバーゼル レバレッジ比率

単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	2015年6月30日現在
BISバーゼル Tier 1 自己資本、フェーズ・イン・ベース	30,589
BIS合計エクスポージャー (レバレッジ比率の分母)、フェーズ・イン・ベース	677,189
BISバーゼル レバレッジレ比率、フェーズ・イン・ベース (%)	4.5

補完的レバレッジ比率

1年間の移行期間において、当社は追加的にBISバーゼル の定義に基づく分母を用いたスイスSRBレバレッジ比率の仮測定値の開示を行っており、これを補完的レバレッジ比率と称している。

補完的レバレッジ比率

単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	2015年6月30日現在
損失吸収資本含むスイスSRBバーゼル 普通株式等Tier 1 自己資本、フェーズ・イン・ベース	31,827
BIS合計エクスポージャー(レバレッジ比率の分母)、フェーズ・イン・ベース	677,189
補完的レバレッジ比率、フェーズ・イン・ベース (%)	4.7

流動性カバレッジ比率

バーゼル 規則において流動性カバレッジ比率 (以下「LCR」という。)の開示が要求されている。2015年1月1日以降、当社はスイスSRBとして、最低100%のLCRを保持すること及びLCRに関する情報を四半期毎に開示することが義務付けられている。

詳細に関してはUBSグループの2015年度第2四半期報告書の「Liquidity and funding management」セクションを参照。

流動性カバレッジ比率

	加重価値 ¹
単位：十億スイス・フラン、別掲されている場合を除く	2015年度第2四半期平均
高品質の流動資産	83
純現金流出額	75
内、現金流出額	201
内、現金流入額	126
流動性カバレッジ比率 (%)	111

¹ ヘアカット、流出率及び流入率、また該当する場合、レベル2資産及び現金流入額の算入上限適用後に算出されている。

2【その他】

(1) 決算日後の状況

以下の事象を除き、UBS AGの2015年度第2四半期報告書の参照日（2015年6月30日）より後に重要な事象は発生しなかった。以下の事象とは、2015年7月27日にUBSが発表した事象（UBSグループの2015年度第2四半期の業績の公表）、2015年7月31日にUBSが発表した事象（UBS AGの2015年度第2四半期報告書の公表）、2015年8月19日にUBSが発表した事象（UBSによるSESTA手続の完了及び追加払戻しの予想される支払日の発表）及び2015年9月1日にUBSが発表した事象（UBSグループAGによるSESTA手続の完了及び追加払戻しの支払日の確認）である。

(2) 訴訟

本半期報告書の「第6 1 中間財務書類」に掲載される連結財務書類に対する注記の「注記16 引当金及び偶発負債」を参照のこと。

3【IFRSと日本の会計原則及び会計慣行の相違】

本書記載のUBS AGの連結財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。UBS AGの個別財務書類はスイス連邦銀行法に準拠して作成されている。従って、両会計原則及び会計慣行ともに日本で一般に公正妥当と認められている会計原則に基づいて作成された財務書類とは相違する部分がある。

IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点、並びにスイスと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点の要約は下記のとおりである。

・ 連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の相違

(1) 連結手続

(a) 連結会社間の会計方針の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務書類は、類似の状況における類似の取引及び事象に関し、統一的な会計方針を用いて作成される。在外子会社の財務書類は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、親会社及使用するIFRSに準拠した会計方針に一致させるよう必要なすべての修正及び組替が行われる。また、IAS第28号「関連会社に対する投資」に基づき、関連会社が類似の状況における同様の取引及び事象について投資者と異なる会計方針を用いている場合、持分法の適用にあたり投資者が関連会社の財務書類を用いる際には、関連会社の会計方針を投資者の会計方針に一致させるように修正が行われる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社の財務諸表がIFRS又は米国会計基準（US GAAP）に準拠して作成されている場合は、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に基づき、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(b) 報告日の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務書類作成に用いる親会社及び子会社の財務書類は、同一の日現在で作成しなければならない。親会社の報告期間の末日が子会社と異なる場合には、子会社は、実務上不可能な場合を除いて、連結のために親会社の報告期間の末日現在の追加的な財務書類を作成す

る。実務上不可能な場合、当該日と親会社の報告期間の末日との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行わなければならない。報告期間の長さ及び報告期間の末日の相違は期間毎に同じになる。

また、関連会社については、IAS第28号「関連会社に対する投資」に基づき、持分法の適用において入手し得る直近の関連会社の財務書類を利用するが、投資者の報告期間の末日が関連会社と異なる場合、関連会社は、実務上不可能な場合を除いて、投資者のために投資者の財務書類と同じ日付で財務書類を作成する。子会社の場合のように、実務上不可能であり、持分法の適用に用いる関連会社の財務諸表を投資者と異なる日で作成する場合、当該日と投資者の報告期間の末日との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行わなければならない。報告期間の長さ及び報告期間の末日の相違は期間毎に同じになる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行う。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に基づき、投資会社は、関連会社の直近の財務諸表を使用する。投資会社と関連会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引又は事象が発生しているときには、必要な修正又は注記を行う。

(2) 連結の範囲及び持分法の適用範囲

IFRSでは、連結財務書類の作成に際し、グループが直接的又は間接的に支配を有する会社に対する連結法、並びに共同支配企業及び重要な影響力を有する会社（関連会社投資）に対する持分法が適用される。報告企業がIFRS第10号で定義される投資企業である場合は、連結要件に関して例外規定がある。投資者は、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合、投資先を支配しているといえる。重要な影響力とは、投資先の財務及び営業の方針決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配又は共同支配ではないものをいう。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、又は連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、重要な影響力を行使することができる会社に対しては、持分法が適用される。また、非連結子会社及び重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。

特別目的会社については、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」及び「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下「出資者等」という。）から独立しているものと認め、出資者等の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額又は当該取引の期末残高等の一定の開示が出資者等に求められる。

なお、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」が2011年3月に改正され、2013年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する上記の取扱いは、資産を譲渡した会社のみ適用されている。

(3) 非支配持分（少数株主持分）

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、2010年1月1日以降に完了した企業結合について、清算された場合に被取得企業の純資産に対する比例持分への権利を提供する現在の所有持分である被取得企業に対する非支配持分は、取得日における非支配持分の公正価値又は取得日における被取得企業の識別可能純資産の認識額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分のいずれかで測定される。

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失にならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法（全面時価評価法）により評価することが要求されている。一方で、IFRSのように少数株主持分自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、少数株主持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

また、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額は、損益取引又はのれん（又は負ののれん）として会計処理される。ただし、子会社の時価発行増資等に伴う親会社の払込額と持分の増減額との差額については、当該差額が利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合には、利益剰余金に直接加減することができる。

なお、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」が2013年9月に改正され、2015年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額との差額は、資本剰余金とすることとなる（子会社の時価発行増資等に伴う親会社の払込額と持分の増減額との差額も同様）。

(4) のれん

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、企業結合の際に取得したのれんは、移転された対価と非支配持分に関して認識された金額の合計額が、識別可能な取得した資産及び引き受けた負債の純額を超過する額で当初測定される。のれんは償却されず、毎年減損テストを実施し、さらに合理的な減損の兆候がある場合には追加的にテストを実施している。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、のれんは、被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を超過する額で認識される。原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

(5) ヘッジ会計

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、デリバティブ金融商品は、会計基準により定められたヘッジ会計に指定されかつその要件を満たす場合には、ヘッジ会計が適用され、ヘッジ対象のリスクに応じて、「公正価値ヘッジ」、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」又は「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」として指定され、それぞれに応じて会計処理されている。

公正価値ヘッジの場合、ヘッジ手段として指定されたデリバティブの公正価値利得又は損失は、指定されたリスクによるヘッジ対象の公正価値の変動とともに純損益に認識される。キャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資のヘッジの場合、ヘッジ手段として指定されたデリバティブに係る公正価値利得又は損失の有効部分はその他の包括利益で繰り延べられ、非有効部分は、純損益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせずに当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

(6) 公正価値評価

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」では、トレーディング目的の金融資産及び負債（有効なヘッジ関係に指定されていないデリバティブを含む）は公正価値で測定し、公正価値の変動を損益計算書で認識する。さらに、企業は、一定の場合に使用可能な取消不能のオプションが認められており、金融資産、又は金融負債を「純損益を通じて公正価値で測定する」項目として指定し、公正価値で測定して差額を損益計算書で認識することができる（公正価値オプション）。売却可能資産の公正価値の変動は、通常、当該金融資産の認識が中止

される又は当該金融資産が減損するまでその他の包括利益に認識される。資産の認識が中止される又は当該金融資産が減損する際、それまでに資本に認識された累積損益は純損益に認識される。貨幣性商品（負債証券等）に関連する為替換算差損益は、当該商品の償却原価を参照して決定され、トレーディング収益純額に認識される。公正価値のその他の変動に関連する為替換算差損益はその他の包括利益に認識される。

評価モデルへの入力データが市場で観察できない取引を行う場合、その取引にかかる金融商品の当初の認識は、一般に公正価値の最善の指標となる取引価格で行う。これは、評価モデルから得られる値と異なる場合がある。このような公正価値の当初の相違を収益に認識するタイミング（繰延Day1損益）は、各取引それぞれの実事関係及び状況によって異なるが、遅くとも市場データが観察可能となる時までである。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、売買目的有価証券が時価で測定され、時価の変動を損益計算書で認識している。売却可能有価証券（其他有価証券）は、時価で測定し、時価の変動額（評価差額）は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、もしくはb) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。なお、外貨建の売却可能有価証券（其他有価証券）の評価差額に関して、取得原価又は償却原価に係る換算差額も上記a) もしくはb)と同様に処理する。ただし、外貨建債券については、外国通貨による公正価値の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理することもできる。IFRSで認められる公正価値オプションに関する会計基準はない。また、IFRSのような繰延Day1損益を規定する基準はない。

(7) 金融保証

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、公正価値に基づいて管理されない金融保証は、財務書類において当初公正価値で認識される。当初認識後、これらの金融保証は、償却累計額控除後の当初認識額と、当該保証に基づく支払いが発生する確率が高くなった場合には予想支払額の現在価値のいずれか高い方の金額で測定され、発生可能性の高い予想支払額に関連する負債の変動は、損益計算書に計上される。

日本では、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

(8) 投資不動産

UBS AGは、IAS第40号「投資不動産」により、投資不動産の当初認識後の測定方法として認められている「公正価値モデル」または「原価モデル」の内、「公正価値モデル」を選択適用している。同モデルの下では、投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は発生した期の純損益に認識される。

日本では、投資不動産について、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行い、必要に応じて減損処理を行う。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- ・ 賃貸等不動産の概要
- ・ 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動
- ・ 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法
- ・ 賃貸等不動産に関する損益

(9) 株式に基づく報酬

IFRSでは、IFRS第2号「株式に基づく報酬」に基づき、企業は、他の当事者に対して企業の資本性金融商品の価格に基づく金額で当該企業から現金、又は当該企業の資本性金融商品を受領する権利を与える株式報酬契約について、権利確定期間にわたり費用を認識しなければならない。

株式決済型の株式報酬について、UBS AGは、付与日に算定された（その後変更されない）当該報酬の公正価値を、従業員が報奨を獲得するためにサービスを提供することを求められる期間にわたって報酬費用として認識する。

現金決済型の株式報酬について、公正価値は付与日に決定され、権利確定期間内の各報告日に再測定される。株式決済型の株式報酬について、公正価値は付与日に決定され、その後は変更されない。

日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」により、会社法施行日（2006年5月1日）以後に付与されたストック・オプション等については、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部に新株予約権）に計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。当該会計基準は上記の会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては適用されない。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理されている。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

(10) 退職後給付

UBS AGは、2011年6月に公表されたIAS第19号の改訂を2012年度に当該基準に規定された経過措置に従って遡及適用した。当該基準では、制度資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上され、再測定から生じた変動は直ちにその他の包括利益に認識される。さらに、同基準は、期首に決定した確定給付負債／資産の純額に割引率を乗じて利息費用／収益純額を算定することを要求している。

日本でも、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」により、確定給付型退職給付制度について、2013年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表より制度資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上されている。過去勤務費用および数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上される。これらはその後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。同基準適用前については、過去勤務債務、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められていたため、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上していた。

(11) 資産の減損

(a) 固定資産の減損

IFRSでは、IAS第36号「資産の減損」に基づき、資産（金融資産の例ではIAS第36号を適用外とする資産を除く）は、通常、その帳簿価額を回収できない兆候を示す事象又は状況の変化がある時はいつでも、減損について検討される。更に、のれんは年次で減損テストが行なわれる。減損損失は、資産の帳簿価額がその回収可能価額（資産（又は資金生成単位）の売却費用控除後の公正価値と使用価値（資産（又は資金生成単位）から生じると見込まれる見積将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の額）を超過する額として認識される。減損が発生した、のれん以外の当該基準の対象資産は、各報告日に減損損失の戻入の可否について検討される。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、資産又は資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、回収可能価額（資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値（資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。

(b) 金融資産の減損

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、金融資産（例.貸出金及び債権、売却可能投資）が減損しているという客観的証拠（例えば、発行体の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払不履行又は遅滞）の有無について各報告日に評価される。

貸出金及び債権：減損損失の額は、当該金融資産の帳簿価額と、その見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額として測定される。

売却可能投資：売却可能持分投資の場合、有価証券の取得価額を下回る公正価値の著しい下落又は長期にわたる下落が減損の客観的証拠となる。売却可能負債性投資の場合、減損の客観的証拠には、例えば、発行体又は契約相手先の重大な財政的困難が含まれる。売却可能投資に関する客観的証拠が存在する場合、累積未実現損失は資本から除去され、損益として当期の損益計算書に認識される。減損損失の戻入は、売却可能負債性投資の場合、一定の条件が満たされた場合に要求される。ただし、公正価値を信頼性をもって測定できないため

取得原価で計上されている資本性金融商品、及び売却可能に分類されている資本性金融商品に係る減損損失についての戻入は、禁じられている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券及びその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金及び債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

(12) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、企業が金融資産を譲渡し、金融資産の実質的にすべてのリスク及び経済価値を移転した場合、当該譲渡金融資産の認識を通常中止する。さらに、企業が金融資産を譲渡し、譲渡資産の実質的にすべてのリスク及び経済価値を移転も留保もしない場合、企業が支配を留保しない場合には、当該金融資産につき認識を中止する。

日本では企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(13) 非継続事業

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産を「売却目的保有」として分類し、複数の資産で単一の取引で1グループとして合わせて売却される予定のものは、「処分グループ」に分類し、売却に直接関連する負債も処分グループに加えている。売却目的保有に分類された資産又は処分グループは、帳簿価額と見積売却費用控除後の公正価値とのいずれか低い価額で測定され、貸借対照表上区分して表示する。IFRSでは、包括利益計算書（又は損益計算書）上、非継続事業の経営成績を継続事業と区分して表示することも要求されている。

日本では、非継続事業に関する会計基準はないが、売却又は廃棄予定の固定資産は「固定資産の減損に係る会計基準」等に基づき会計処理されることになる。

(14) 金融資産の分類変更

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、一定の条件の充足を条件に適格となる金融資産は、企業が当面又は満期まで当該資産を保有する意思及び能力を有する場合に「トレーディング目的保有」及び「売却可能」の区分から分類変更することができる。UBS AGは、2008年10月1日より当該改訂基準を適用し、適格な資産を「トレーディング目的保有」の分類から「貸出金及び債権」の区分に分類変更した。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、売買目的又は売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類した有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

(15) 有給休暇

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に基づき、有給休暇の権利を増加させる勤務に従業員が提供したときに有給休暇の予想コストを認識する。

日本では、有給休暇に関する特段の規定はない。

・ 個別財務書類：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の相違

(1)売却可能金融投資

スイス連邦銀行法の下では、金融投資は、低価法又は減損控除後の償却原価（測定による変動額は損益計算書に計上される）で計上される。原価を下回る市場価格への減額及び取得原価額を限度とした減額分の戻入は、売却損益と共に、「その他の利益」に計上される。

日本では、その他有価証券は、原則的に期末日の時価で計上されるが、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を期末の時価とする方法も継続適用を条件として認められている。評価差額は、税効果を調整したうえで、純資産の部に計上される。

(2)キャッシュ・フロー・ヘッジ

スイス連邦銀行法の下では、キャッシュ・フロー・リスクをヘッジするために利用されるデリバティブ商品の公正価値の変動のヘッジ有効部分は、貸借対照表上、その他の資産又はその他の負債として繰延べられる。繰延額は、ヘッジ対象項目からのキャッシュ・フローが発生する時に利益に計上される。

日本では、キャッシュ・フロー・ヘッジは、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法による。

(3)投資不動産

スイス連邦銀行法の下では、売却目的保有として分類されていない限り、投資不動産は償却原価から減価償却累積額、減損損失を控除した額で計上される。売却目的保有として分類される投資不動産は低価法で計上される。

日本では、投資不動産について、通常の有形固定資産と同様に取得原価基準による会計処理を行い、必要に応じて減損処理を行なう。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- ・ 賃貸等不動産の概要
- ・ 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動
- ・ 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法
- ・ 賃貸等不動産に関する損益

(4)のれん及び無形資産

スイス連邦銀行法の下では、のれん及び耐用年数が不確定な無形資産は、5年以内の期間で償却される。ただし、それより長い年数が正当と認められる場合は、20年を超えない期間で償却できる。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的方法により定期的に償却され、必要に応じて減損テストの対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。無形資産は一般的には耐用年数にわたり定額法で償却される。

(5)自己株式

スイス連邦銀行法の下では、自己株式は、貸借対照表上、トレーディング残高又は金融投資として認識される。自己株式のショート・ポジションは、トレーディング・ポートフォリオ負債に認識される。トレーディング残高として認識された自己株式及び自己株式のショート・ポジションは、公正価値で測定され、公正価値による未実現利得又は損失は損益計算書に計上される。金融投資として認識された自己株式は、低価法により評価される。自己株式の売却又は取得に係る実現利得及び損失は損益計算書に認識される。

トレーディング以外の目的で保有する自己株式準備金は、保有する自己株式の原価相当額の使途自由な準備金からの振り替えにより、資本に計上されなければならない。トレーディング以外の目的で保有する自己株式の買戻しは、使途自由な準備金に使用可能な十分な残高があれば、その範囲内で認められる。自己株式準備金は、株主への配当に使用できない。

日本では、取得した自己株式は、取得原価をもって純資産の部の株主資本から控除され、自己株式の処分に伴う処分差額はその他資本剰余金に計上される。

(6)業績に基づく株式報酬

2011年度において、UBS AGは、実質的な将来の役務提供 / 権利確定条件を含む業績連動型報奨に係る報酬費用の認識に関する会計方針を変更した。これらの報奨に係る報酬費用は、将来の役務提供期間にわたって認識されなくなり、業績評価年度（通常は付与日の前年度である）に認識される。

日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、会社法施行日（2006年5月1日）以後に付与されたストック・オプション等については、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部に新株予約権）に計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。当該会計基準は上記の会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては適用されない。

(7)年金基金（確定給付制度）

スイス会計基準は、年金基金に対する事業主の拠出を損益計算書において人件費として認識することを要求している。さらにFER第16号は、スイス会計基準（FER第26号）に従って作成された年金基金の財務書類に基づいて、年金基金からの経済的便益又は債務が事業主に生じるかどうか、及びこれらが諸条件を満たす場合に貸借対照表に認識されるかどうかを評価することを要求している。

日本では、確定給付型退職給付制度について、過去勤務債務、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められているため、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。なお、当該未認識項目について一括して損益処理することも選択可能である。退職給付に係る費用は、数理計算上の差異の費用処理額も含め、特定の場合を除いて、営業費用として損益計算書に計上される。過去勤務債務及び数理計算上の差異は、原則として、各期の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理しなければならない。費用処理の方法は、定額法と定率法のいずれかを選択できるが、いったん採用した方法は正当な理由により変更する場合を除き、継続的に適用しなければならない。

第7【外国為替相場の推移】

スイス・フランと円との間の為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているので、記載を省略する。

第8【提出会社の参考情報】

提出書類	提出年月日
発行登録追補書類	2015年1月6日
有価証券届出書	2015年1月30日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年2月13日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年2月18日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年2月20日
有価証券届出書	2015年4月1日
発行登録追補書類	2015年4月10日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年4月13日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年4月22日
発行登録追補書類	2015年5月15日
有価証券届出書	2015年5月26日
発行登録追補書類	2015年6月3日
臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条 第2項第7号の規定に基づく)	2015年6月16日
訂正発行登録書	2015年6月16日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年6月16日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年6月18日
有価証券報告書(2014年度)	2015年6月30日
訂正発行登録書	2015年6月30日
有価証券届出書	2015年7月2日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年7月17日
有価証券届出書	2015年7月31日
臨時報告書の訂正報告書	2015年8月3日
発行登録追補書類	2015年8月6日
発行登録追補書類	2015年8月6日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年8月10日
発行登録追補書類	2015年8月14日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年8月18日
発行登録追補書類	2015年9月1日
発行登録追補書類	2015年9月4日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

本「第2 保証会社以外の会社の情報」中の「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」及び「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」の記載内容については、2015年9月29日までに公開されている情報に基づくものである。

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

1. 2016年4月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（ソニー株式会社）

(1) 当該会社の名称及び住所

ソニー株式会社 東京都港区港南1丁目7番1号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成27年8月5日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,257,362,260	東京・ニューヨーク各証券取引所	単元株式数は100株

(注)1 東京証券取引所については市場第一部に上場されています。

2 「発行済株式数」には、2015年8月に新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

2. 2016年6月24日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社）

(1) 当該会社の名称及び住所

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成27年8月4日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容

普通株式	614,438,399	東京証券取引所 名古屋証券取引所 (以上市場第一部)	単元株式数100株
------	-------------	----------------------------------	-----------

3. 2016年6月24日満期 円建 複数株式参照型 他社株転換社債(ノックイン型 期限前償還条項付)

(1) 当該会社の名称及び住所

楽天株式会社 東京都品川区東品川4丁目12番3号

セイコーエプソン株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

(2) 理由

本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、いずれか又はすべての対象株式のノックイン参照価格が対応するノックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額 (もしあれば) の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。また、本社債に適用される利率及び償還時期についても、対象株式の変動により差異が生じる。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

(A) 楽天株式会社

種類	発行済株式数(株) (平成27年8月6日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,430,021,200	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 あります。

(注)「発行済株式数」には、2015年8月1日から2015年8月6日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(B) セイコーエプソン株式会社

種類	発行済株式数(株) (平成27年8月3日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	399,634,778	東京証券取引所市場第一部	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は100 株であります。

4. 2016年7月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債(株式会社日本取引所グループ)

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社日本取引所グループ 東京都中央区日本橋兜町2番1号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ノックイン参照価格がノックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額 (もしあれば) の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成27年8月12日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	274,534,550	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株

5. 2016年8月26日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (株式会社資生堂)

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社資生堂 東京都中央区銀座七丁目5番5号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額 (もしあれば) の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成27年8月6日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	400,000,000	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に制限のない標準となる株式 単元株式数は100株です。

6. 2018年9月6日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債 (コニカミノルタ)

(1) 当該会社の名称及び住所

コニカミノルタ株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

(2) 理由

本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額 (もしあれば) の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成27年8月12日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	502,664,337	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

1. 2016年4月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (ソニー株式会社)

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
 四半期報告書

四半期会計期間 第99期 第1四半期 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)

平成27年8月5日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書
該当事項なし

ハ．訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
ソニー株式会社 本店	東京都港区港南1丁目7番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

2．2016年6月24日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社)

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
四半期会計期間 第14期 第1四半期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
平成27年8月4日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書
該当事項なし

ハ．訂正報告書
訂正報告書(上記イ．の四半期報告書の訂正報告書)を平成27年8月28日に関東財務局長に提出

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 本店	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

3．2016年6月24日満期 円建 複数株式参照型 他社株転換社債(ノックイン型 期限前償還条項付)

(1) 当該会社が提出した書類

(A) 楽天株式会社

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
四半期会計期間 第19期 第2四半期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
平成27年8月6日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書
該当事項なし

ハ．訂正報告書
該当事項なし

(B) セイコーエプソン株式会社

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
四半期会計期間 第74期 第1四半期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
平成27年8月3日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書
該当事項なし

ハ．訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

(A) 楽天株式会社

名 称	所 在 地
楽天株式会社 本店	東京都品川区東品川 4 丁目12番 3 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

(B) セイコーエプソン株式会社

名 称	所 在 地
セイコーエプソン株式会社 本店	東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

4 . 2016年7月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (株式会社日本取引所グループ)

(1) 当該会社が提出した書類

- イ . 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
四半期会計期間 第15期 第 1 四半期 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)
平成27年 8 月12日関東財務局長に提出
- ロ . 臨時報告書
イ . の書類の提出後、臨時報告書を平成27年 9 月 9 日に関東財務局長に提出
(金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第14号の
規定に基づき提出するもの)
- ハ . 訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社日本取引所グループ 本店	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

5 . 2016年8月26日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (株式会社資生堂)

(1) 当該会社が提出した書類

- イ . 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
四半期会計期間 第116期 第 1 四半期 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)
平成27年 8 月 6 日関東財務局長に提出
- ロ . 臨時報告書
該当事項なし
- ハ . 訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社資生堂 本店	東京都中央区銀座七丁目 5 番 5 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

6．2018年9月6日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債（コニカミノルタ）

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

四半期報告書

四半期会計期間 第112期 第1四半期（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）

平成27年8月12日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書

該当事項なし

ハ．訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

<u>名 称</u>	<u>所 在 地</u>
コニカミノルタ株式会社 本店	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1) 理由

1. 当行の発行している指数にかかる有価証券

2018年4月25日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

2018年5月25日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

2018年8月28日満期 早期償還条項付ノックイン型日経平均株価連動 円建社債(愛称：パワーリターン日経平均 1508)

2020年8月28日満期 早期償還条項付ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債(愛称：パワーリターン 日経&ユーロ株参照型 1508デジタル)

2020年9月29日満期 早期償還条項付ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債(愛称：パワーリターン 日経&ユーロ株参照型 1509デジタル)

2018年9月18日満期 早期償還条項付ノックイン型日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

2. 上記各社債の満期償還額及び早期償還は、株価指数に連動し、早期償還日には、社債所持人は、利息金額及び投資元本の合計相当額を受け取ることになる。早期償還されず、かつ、株価指数が一定の条件下にある場合、満期日に社債所持人は、最終利息金額及び満期償還額（額面金額×（株価指数終値÷基準株価指数））の合計相当額を受け取ることになる。従って、日経225指数及びユーロ・ストックス50指数の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

(2) 内容

日経225指数は、日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。日経225指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代表している。構成銘柄225種は、全て東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されているものに属する。日経225指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の日経225指数中に占めるウェイトは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

ユーロ・ストックス50指数は、ユーロ・ストックス・インデックスであり、浮動株時価総額に関してユーロ圏で秀でた部門を有し傑出した存在である優良銘柄の指標を提供している。当該指数は、ユーロ圏の12カ国（オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル及びスペイン）の50の株式を網羅している。当該指数は、ユーロ・ストックス・トータル・マーケット・インデックス（TMI）の浮動株時価総額の約60%をカバーしており、ユーロ・ストックス・トータル・マーケット・インデックス（TMI）は、かかる国々の浮動株時価総額の約95%をカバーしている。ユーロ・ストックス50指数は、ETF、先物、オプション及び仕組み商品等の幅広い投資商品の原資産となる指標として機能している。ユーロ・ストックス50指数には3つのタイプ（価格、総売上及び純利益）があり、それぞれ5種類の通貨（ユーロ、米ドル、カナダドル、英国ポンド及び日本円）で算出される指数である。基準値は1991年12月31日現在で1,000とする。

2【当該指数等の推移】

次表は過去5年間及び当半期中の日経225指数及びユーロ・ストックス50指数の最高・最低値を示したものである。

日経225指数（終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の年度別 最高・最低値	年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
	最高		11,339.30	10,857.53	10,395.18	16,291.31
最低		8,824.06	8,160.01	8,295.63	10,486.99	13,910.16

当半期中の月別 最高・最低値		2015年1月	2015年2月	2015年3月	2015年4月	2015年5月	2015年6月
	最 高	17,795.73	18,797.94	19,754.36	20,187.65	20,563.15	20,868.03
	最 低	16,795.96	17,335.85	18,665.11	19,034.84	19,291.99	19,990.82

2015年9月24日現在、日経225指数の終値は、17,880.51円であった。

ユーロ・ストックス50指数（終値ベース）

(単位：ポイント)

過去5年間の年度別 最高・最低値	年 度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
	最 高	3,017.85	3,068.00	2,659.95	3,111.37	3,314.80
	最 低	2,488.50	1,995.01	2,068.66	2,511.83	2,874.65

当半期中の月別 最高・最低値		2015年1月	2015年2月	2015年3月	2015年4月	2015年5月	2015年6月
	最 高	3,414.28	3,599.00	3,731.35	3,828.78	3,688.72	3,625.97
	最 低	3,007.91	3,347.75	3,549.11	3,615.59	3,546.56	3,424.30

2015年9月24日現在、ユーロ・ストックス50指数の終値は、3,019.34ポイントであった。